

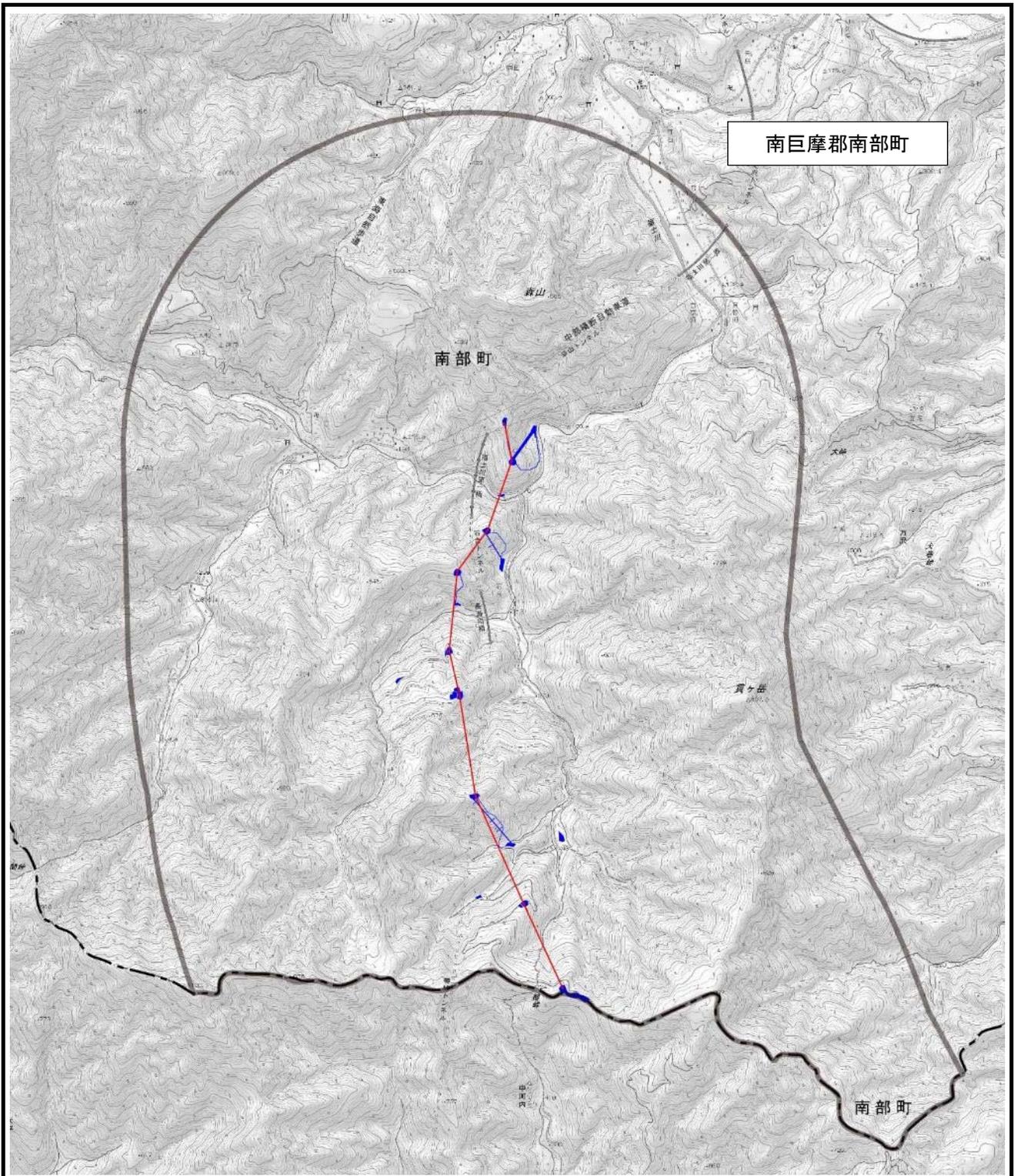
## 第3章 地域特性

### 3.1 地域特性を把握する地域

対象事業実施区域及びその周囲の概況を把握する地域は、これまでの送電線新設事業に係る環境影響評価の実績を基に、対象事業実施区域の中心から片側約2kmの範囲とした。

地域特性を把握する調査地域は図3.1-1に示す範囲であり、自治体は山梨県南巨摩郡南部町（旧富沢町を含む）である。

なお、範囲内に適切な資料がない場合は調査地域を拡大したほか、環境要素の中で最も広範囲に影響が及ぶと考えられる景観資源については、調査地域外についても把握を行った。



【凡 例】

- : 東清水線
- : 工事用地
- : 県境

○ : 地域特性を把握する地域



0 500m 1km 2km

1 : 40,000

図 3.1-1 地域特性を把握する地域

### 3.2 地域の自然的状況

#### 3.2.1 大気環境

##### (1) 気象の状況

調査地域の最寄りの気象観測所は、南部地域気象観測所である。南部地域気象観測所の概要は表 3.2.1-1 に、位置は図 3.2.1-1 に示すとおりである。

「過去の気象データ検索」(気象庁ウェブサイト)による、当地点で観測された平成 22 年から令和元年の 10 年間における風向・風速、気温、月間降水量の平均値は、表 3.2.1-2 に示すとおりである。

表 3.2.1-1 気象観測所の概要

名称	所在地	標高	対象事業実施区域からの位置
南部地域気象観測所	南巨摩郡南部町南部	141m	北側約 8.2km

表 3.2.1-2 気象の観測結果 (平成 22 年～令和元年)

月	風向・風速 (m/s)			気温 (°C)			月間降水量の平均 (mm)
	月平均風速の平均	最大風速		月平均気温の平均	日最高気温の平均	日最低気温の平均	
		風速	風向				
1	1.4	6.5	北西	3.4	10.3	-1.5	74.7
2	1.5	6.9	北西	5.2	11.2	0.4	162.4
3	1.7	9.5	北西	8.8	14.9	3.6	234.7
4	1.8	10.7	南東	13.7	19.7	8.5	308.2
5	1.8	7.3	南東	18.6	24.7	13.6	244.8
6	1.6	11.9	南東	21.8	26.7	18.0	248.4
7	1.7	7.1	南東	25.8	30.5	22.4	385.6
8	1.5	8.9	南東	26.9	32.1	23.3	324.8
9	1.4	14.2	南東	23.3	28.5	19.7	563.2
10	1.4	11.4	南東	18.0	23.1	14.4	376.4
11	1.3	6.6	東南東	11.5	17.5	7.3	152.3
12	1.4	7.1	南東	6.1	12.5	1.5	135.0
年間	1.6	14.2	南東	15.3	21.0	10.9	267.5

資料：「過去の気象データ検索」(気象庁ウェブサイト)による、南部地域気象観測所の観測結果



【凡 例】

- : 東清水線
- : 工事用地
- : 調査地域
- : 県境
- : 市区町境
- : 気象観測所



0      1km      2km      4km

1 : 80,000

図 3.2.1-1 南部地域気象観測所の位置

(2) 大気汚染の状況

調査地域の最寄りの大気汚染常時監視測定局は、南部一般環境大気測定局（以下、「南部測定局」という。）である。南部測定局の概要は表 3.2.1-3 に、位置は図 3.2.1-2 に示すとおりである。

また、ダイオキシン類の最寄りの測定局は、約 13km 離れた静岡県内の蒲原一般環境大気測定局（以下、「蒲原測定局」という。）であるが、山梨県内では約 45km 離れた吉田一般環境大気測定局（富士吉田合同庁舎）（以下、吉田測定局という。）が最寄りである。蒲原測定局及び吉田測定局の概要は表 3.2.1-4 に、位置は図 3.2.1-3 に示すとおりである。

なお、調査地域及びその周辺に自動車排出ガスの常時監視測定局はない。

表 3.2.1-3 南部測定局の概要

測定局区分	名称	所在地	測定項目			対象事業実施 区域からの位置
			浮遊粒子状 物質	二酸化窒素	光化学 オキシダント	
一般環境 大気測定局	南部	南巨摩郡南部町 南部 9103-3	○	○	○	北側約 7.8km

表 3.2.1-4 蒲原測定局及び吉田測定局の概要

測定局区分	名称	行政	所在地	対象事業実施 区域からの位置
一般環境 大気測定局	蒲原	静岡県	静岡市清水区蒲原新田 2-2319-1	南東側約 13km
一般環境 大気測定局	吉田	山梨県	富士吉田市上吉田 1-2-5 富士吉田合同庁舎	北東側約 45km



【凡 例】

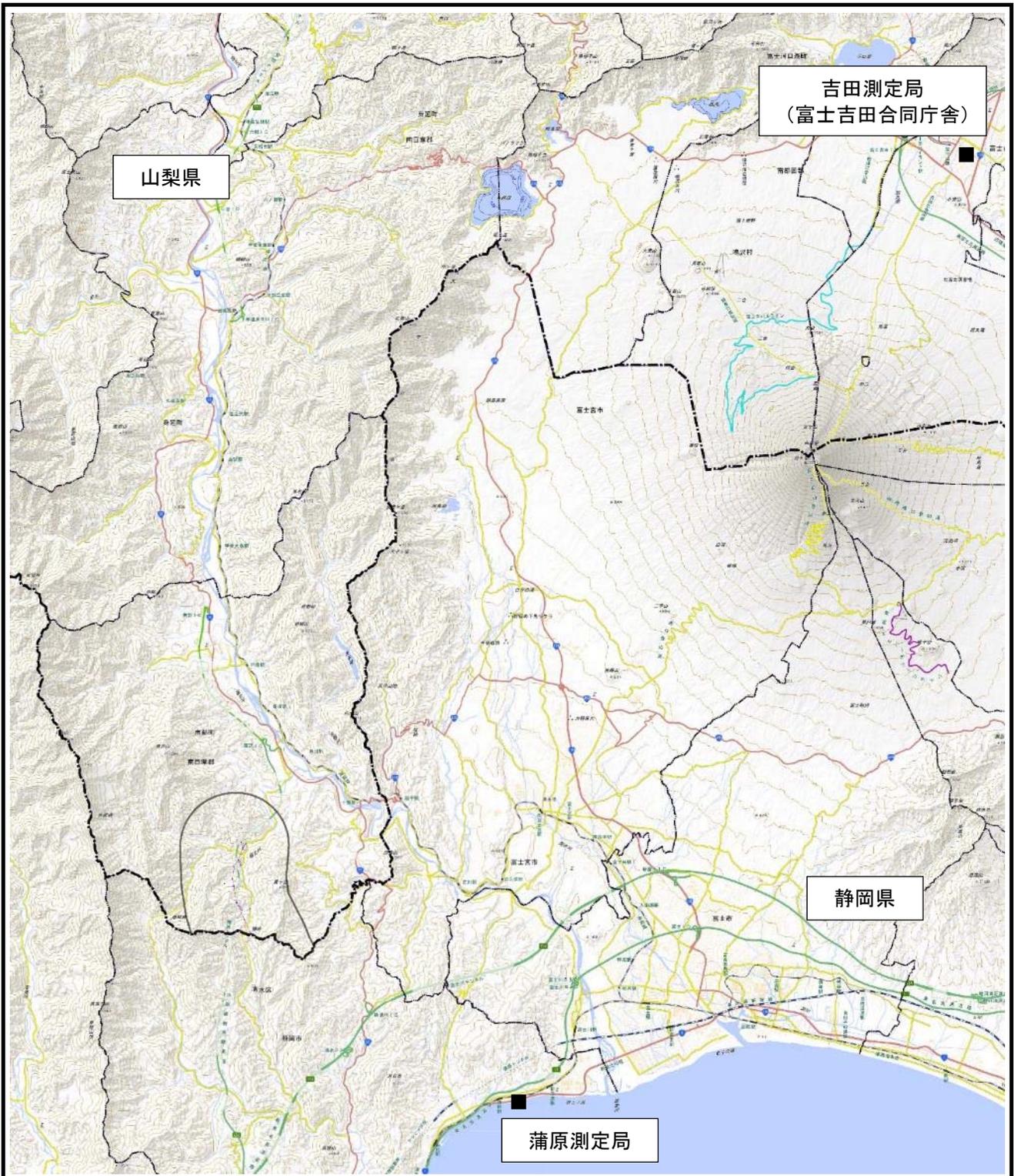
- : 東清水線
- : 工事用地
- : 調査地域
- : 県境
- : 市区町境
- : 測定局



0      1km      2km      4km

1 : 80,000

図 3. 2. 1-2 南部測定局の位置



【凡 例】

- : 東清水線
- : 工事用地
- : 調査地域
- : 県境
- : 市区町境

■ : 測定局



0 2.5km 5km 10km

1 : 250,000

図 3. 2. 1-3 蒲原測定局及び吉田測定局の位置

1) 浮遊粒子状物質

「大気汚染の常時監視調査結果」(山梨県ウェブサイト)による、平成27年度から令和元年度の浮遊粒子状物質の測定結果は、表3.2.1-5に示すとおりである。全ての年度で環境基準に適合していた。

表 3.2.1-5 浮遊粒子状物質の測定結果

項目 測定年度	年 平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	短期的評価				長期的評価			
		1時間値が 0.2mg/m <sup>3</sup> を超え た時間数と その割合		日平均値が 0.1mg/m <sup>3</sup> を超えた 日数と その割合		評価 <sup>注1)</sup> (○・×)	日平均値 の 2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値が 0.1mg/m <sup>3</sup> を超えた 日が2日以上 連続したことの 有無 (有×・無○)	評価 <sup>注2)</sup> (○・×)
		(時間)	(%)	(日)	(%)				
令和元年度	0.012	0	0.0	0	0.0	○	0.036	○	○
平成30年度	0.014	0	0.0	0	0.0	○	0.049	○	○
平成29年度	0.012	0	0.0	0	0.0	○	0.034	○	○
平成28年度	0.012	0	0.0	0	0.0	○	0.032	○	○
平成27年度	0.014	0	0.0	0	0.0	○	0.042	○	○

資料：「大気汚染の常時監視調査結果」(山梨県ウェブサイト)による、南部測定局の測定結果

注1) 短期的評価は次の①及び②の両方に適合した場合が環境基準を「達成」と評価し「○」を示し、①及び②の両方、又はどちらかに適合しなかった場合は、環境基準を「非達成」と評価し「×」を示した。

①1時間値が0.2mg/m<sup>3</sup>以下、②日平均値が0.1mg/m<sup>3</sup>以下

注2) 長期的評価は次の①及び②の両方に適合した場合が環境基準を「達成」と評価し「○」を示し、①及び②の両方、又はどちらかに適合しなかった場合は、環境基準を「非達成」と評価し「×」を示した。

①2%除外値が0.1mg/m<sup>3</sup>以下、②日平均値が0.1mg/m<sup>3</sup>を超えた日が2日以上連続しないこと。

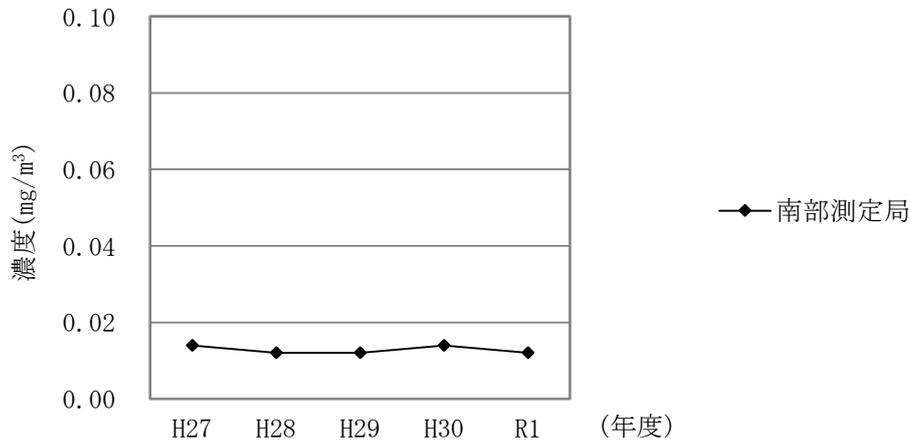


図 3.2.1-4 浮遊粒子状物質の年平均値の推移

2) 二酸化窒素

「大気汚染の常時監視調査結果」(山梨県ウェブサイト)による、平成27年度から令和元年度の二酸化窒素の測定結果は、表3.2.1-6に示すとおりである。全ての年度で環境基準に適合していた。

表 3.2.1-6 二酸化窒素の測定結果

項目 測定年度	年平均値 (ppm)	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合 (日) (%)		長期的評価 <sup>注1)</sup>		98%値評価による 日平均値が 0.06ppmを超えた 日数 (日)
				日平均値の 年間98%値 (ppm)	評価 (○・×)	
				令和元年度	0.003	
平成30年度	0.003	0	0.0	0.008	○	0
平成29年度	0.004	0	0.0	0.009	○	0
平成28年度	0.004	0	0.0	0.009	○	0
平成27年度	0.005	0	0.0	0.010	○	0

資料：「大気汚染の常時監視調査結果」(山梨県ウェブサイト)による、南部測定局の測定結果

注) 日平均値の年間98%値が0.06ppm以下の場合、環境基準を「達成」と評価し「○」を示し、0.06ppm超過の場合、環境基準を「非達成」と評価し「×」を示した。

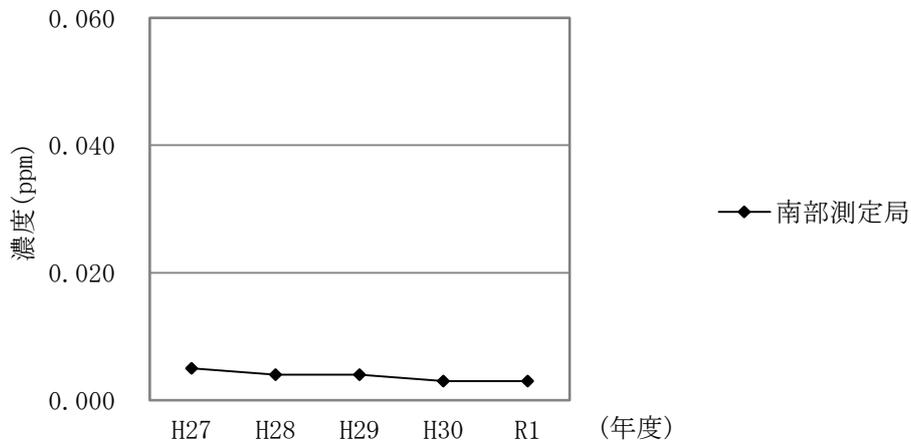


図 3.2.1-5 二酸化窒素 年平均値の推移

3) 光化学オキシダント

「大気汚染の常時監視調査結果」（山梨県ウェブサイト）による、平成 25 年度から平成 29 年度の光化学オキシダントの測定結果は、表 3.2.1-7 に示すとおりである。全ての年度で環境基準に不適合であった。

表 3.2.1-7 光化学オキシダントの測定結果

項目 測定年度	昼間 年平均値 (ppm)	短期的評価				評価 <sup>注2</sup> (○・×)	日最高値の1時間値の 年平均値 (ppm)
		昼間の1時間値 が0.06ppmを超 えた時間数		昼間の1時間 値が0.06ppm を超えた日数			
	(時間)	(%)	(日)	(%)			
令和元年度	0.032	356	6.5	66	18.0	×	0.046
平成30年度	0.032	398	7.4	69	18.9	×	0.046
平成29年度	0.035	519	9.6	90	24.7	×	0.050
平成28年度	0.033	442	8.6	74	21.3	×	0.047
平成27年度	0.034	533	9.8	91	25.0	×	0.049

資料：「大気汚染の常時監視調査結果」（山梨県ウェブサイト）による、南部測定局の測定結果

注1) 昼間は午前5時から午後8時までを示す。

注2) 環境基準に適合しているとは、1時間値が0.06ppm以下であることを示す。

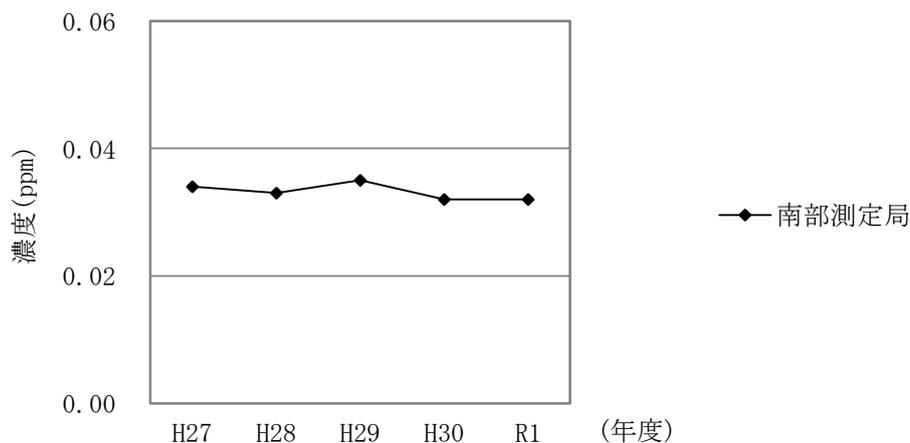


図 3.2.1-6 光化学オキシダント 年平均値の推移

4) ダイオキシン類

「大気汚染及び水質汚濁等の状況」（静岡県ウェブサイト）並びに「ダイオキシン類の常時監視結果」（山梨県ウェブサイト）による、平成 27 年度から令和元年度の大気におけるダイオキシン類の測定結果は、表 3. 2. 1-8 に示すとおりである。いずれの測定局においても、全ての年度で環境基準に適合していた。

表 3. 2. 1-8 大気におけるダイオキシン類の測定結果

測定年度	蒲原測定局		吉田測定局	
	年平均値	環境基準の評価	年平均値	環境基準の評価
	(pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	(○・×)	(pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	(○・×)
令和元年度	0.0094	○	0.0083	○
平成 30 年度	0.0092	○	0.0086	○
平成 29 年度	0.0079	○	0.0086	○
平成 28 年度	0.0100	○	0.0110	○
平成 27 年度	0.0200	○	0.0085	○

資料：「大気汚染及び水質汚濁等の状況」（静岡県ウェブサイト）による、蒲原測定局の測定結果

「ダイオキシン類の常時監視結果」（山梨県ウェブサイト）による、吉田測定局の測定結果

注 1) 環境基準の評価に適合しているとは、年平均値が 0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup> 以下であることを示す。

注 2) 年平均値は、年 4 回の測定値の平均である

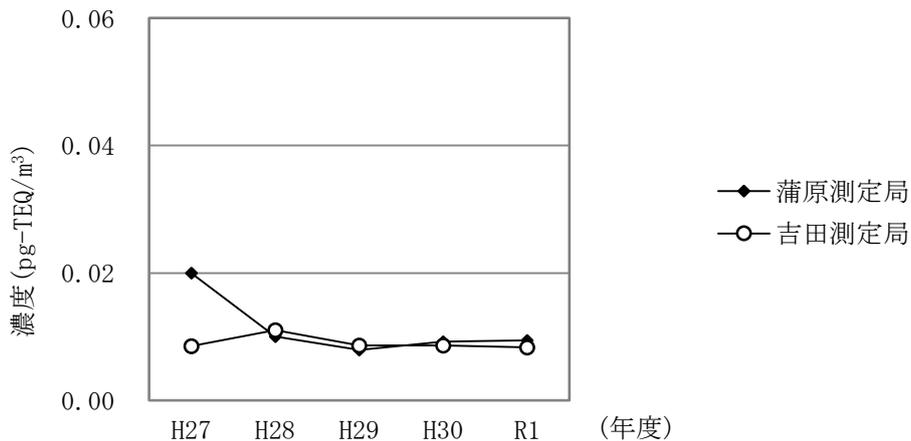


図 3. 2. 1-7 ダイオキシン類 年平均値の推移

5) 大気汚染に係る苦情の発生状況

「やまなしの環境 2015（平成 27 年度版）～2019（令和元年度版）」（山梨県）による、平成 26 年度から平成 30 年度における大気汚染に係る苦情の発生状況は、表 3. 2. 1-9 に示すとおりである。平成 30 年度における大気汚染に係る苦情は、山梨県全体で 135 件となっている。

表 3. 2. 1-9 大気汚染に係る苦情の発生状況

地域	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
山梨県	133	171	204	140	135

資料：「やまなしの環境 2015（平成 27 年度版）～2019（令和元年度版）」（山梨県）

### 3.2.2 悪臭

#### (1) 悪臭の状況

##### 1) 悪臭の状況

調査地域及びその周辺において、悪臭の調査に関する記録はない。

##### 2) 悪臭に係る苦情の発生状況

「やまなしの環境 2015（平成 27 年度版）～2019（令和元年度版）」（山梨県）による、平成 26 年度から平成 30 年度における悪臭に係る苦情の発生状況は、表 3.2.2-1 に示すとおりである。平成 30 年度における悪臭に係る苦情は、山梨県全体で 98 件となっている。

表 3.2.2-1 悪臭に係る苦情の発生状況

地域	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
山梨県	86	97	100	70	98

資料：「やまなしの環境 2015（平成 27 年度版）～2019（令和元年度版）」（山梨県）

### 3.2.3 騒音・振動

#### (1) 騒音，振動の状況

##### 1) 騒音，振動の状況

調査地域及びその周辺において、騒音，振動の調査に関する記録はない。

##### 2) 騒音，振動に係る苦情の発生状況

「やまなしの環境 2015（平成 27 年度版）～2019（令和元年度版）」（山梨県）による、平成 26 年度から平成 30 年度における騒音，振動に係る苦情の発生状況は、表 3.2.3-1 に示すとおりである。平成 30 年度における騒音，振動に係る苦情は、山梨県全体で騒音が 98 件，振動が 4 件となっている。

表 3.2.3-1 騒音，振動に係る苦情の発生状況

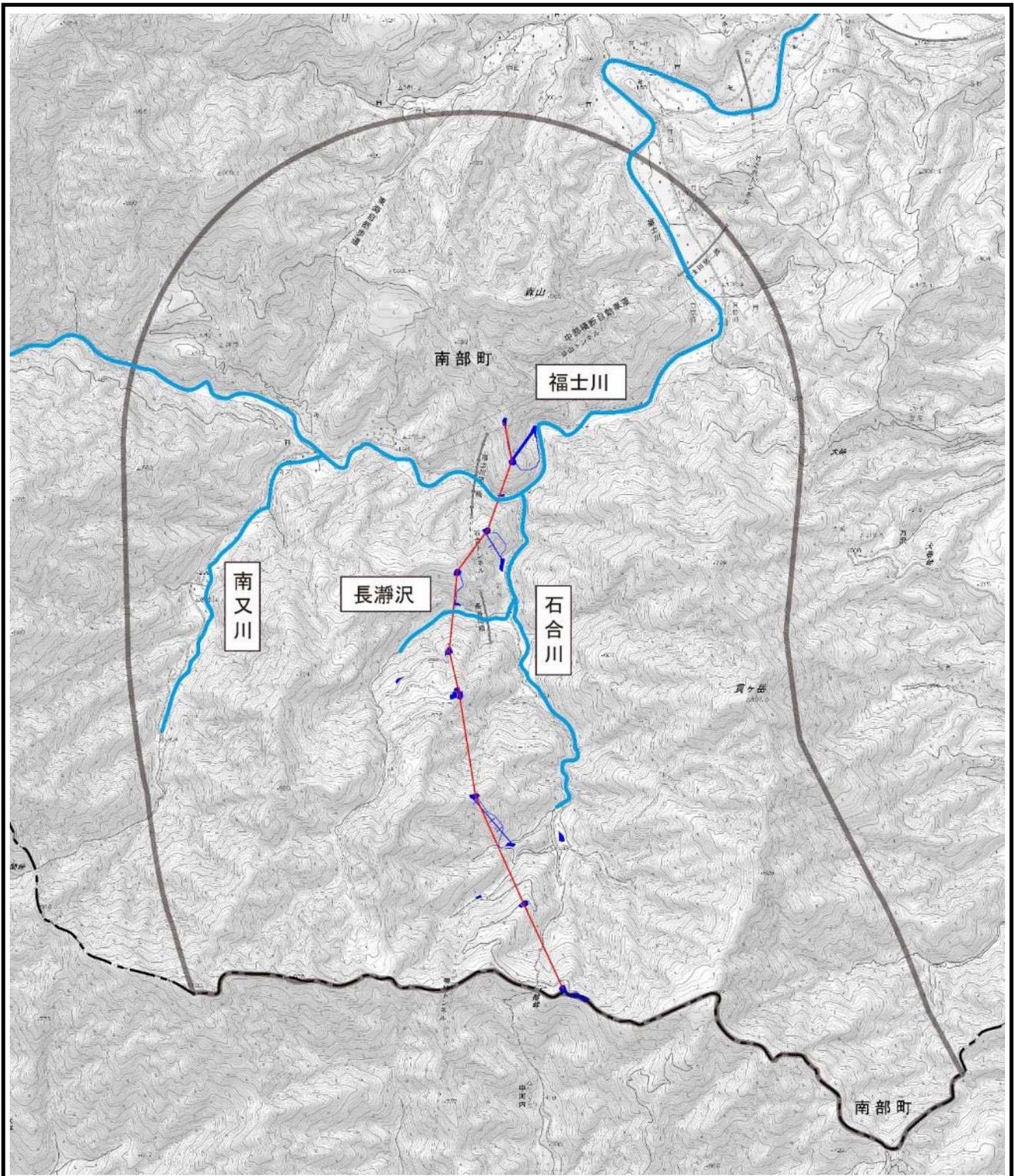
地域	項目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
山梨県	騒音	75	99	110	94	98
	振動	2	9	3	1	4

資料：「やまなしの環境 2015（平成 27 年度版）～2019（令和元年度版）」（山梨県）

### 3.2.4 水質汚濁

#### (1) 水象の状況

調査地域の主な河川は図 3.2.4-1 に示すとおりである。富士川水系の支川である富士川、石合川、長瀬沢、南又川が分布し、対象事業実施区域はこのうち富士川と長瀬沢を横断する。



【凡 例】

- : 東清水線
  - : 工事用地
  - : 調査地域
  - : 県境
  - : 市区町境
- : 河川



0      500m      1km      2km

1 : 40,000

図 3.2.4-1 主な河川

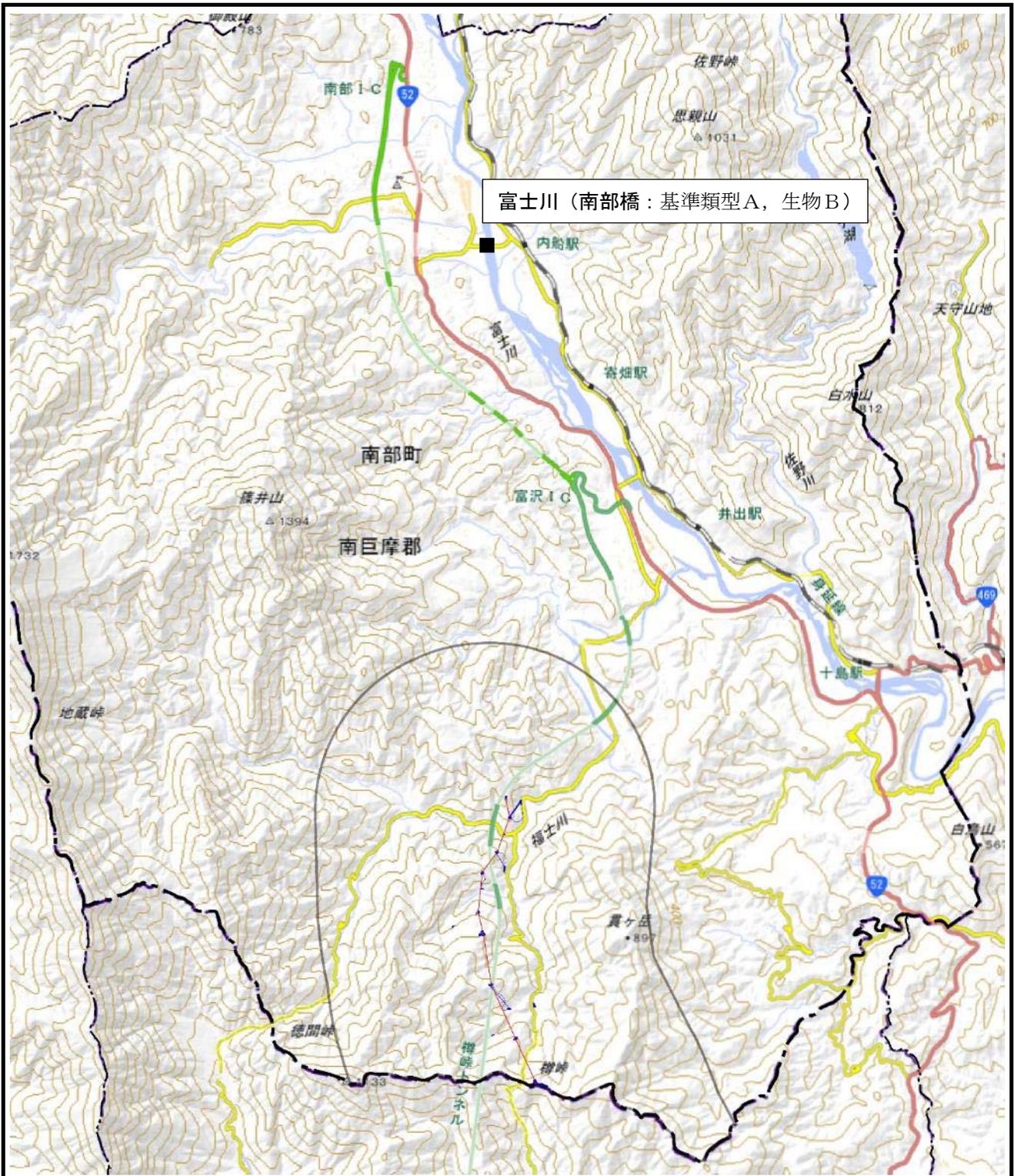
(2) 水質の状況

1) 河川水質

調査地域の最寄りの公共用水域水質測定地点は、図 3.2.4-2 に示す富士川（南部橋：基準類型 A，生物 B）である。

「平成 30 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（山梨県）による水質測定結果は、表 3.2.4-1 に示すとおりである。pH，SS，大腸菌群数の一部を除き環境基準に適合していた。

また，ダイオキシン類については「平成 28 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（山梨県）において同地点で測定が行われている。その測定結果は、表 3.2.4-2 に示すとおりであり，環境基準に適合していた。



富士川（南部橋：基準類型A，生物B）

【凡 例】

- : 東清水線
- : 工事用地
- : 調査地域
- : 県境
- : 市区町境
- : 水質測定地点



0 1km 2km 4km



1 : 80,000

図 3. 2. 4-2 水質測定地点の位置

表 3.2.4-1 河川水質測定結果

	測定項目	単位	測定値	環境基準値
生活環境項目	pH	-	7.8~8.8	6.5~8.5
	DO	mg/l	8.6~13	7.5 mg/l 以上
	BOD	mg/l	<0.5~1.5	2 mg/l 以下
	COD	mg/l	1.1~1.7	-
	SS	mg/l	1~56	25 mg/l 以下
	大腸菌群数	MPN/100 ml	330~23,000	1,000 MPN/100 ml 以下
	全窒素	mg/l	0.66~1.4	-
	全磷	mg/l	0.043~0.1	-
	全亜鉛	mg/l	0.001~0.012	0.03 mg/l 以下
	ノニルフェノール	mg/l	<0.00006	0.002 mg/l 以下
	LAS	mg/l	<0.0006	0.05 mg/l 以下
	健康項目	カドミウム	mg/l	<0.0003
全シアン		mg/l	<0.1	検出されないこと
鉛		mg/l	<0.001	0.01 mg/l 以下
六価クロム		mg/l	<0.005	0.05 mg/l 以下
ヒ素		mg/l	0.001	0.01 mg/l 以下
総水銀		mg/l	<0.0005	0.0005 mg/l 以下
アルキル水銀		mg/l	-	検出されないこと
PCB		mg/l	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン		mg/l	<0.0002	0.02 mg/l 以下
四塩化炭素		mg/l	<0.0002	0.002 mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン		mg/l	<0.0002	0.004 mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン		mg/l	<0.0002	0.1 mg/l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/l	<0.0002	0.04 mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン		mg/l	<0.0002	1 mg/l 以下
1,1,2-トリクロロエタン		mg/l	<0.0002	0.006 mg/l 以下
トリクロロエチレン		mg/l	<0.0002	0.01 mg/l 以下
テトラクロロエチレン		mg/l	<0.0002	0.01 mg/l 以下
1,3-ジクロロプロペン		mg/l	<0.0002	0.002 mg/l 以下
チウラム		mg/l	<0.0006	0.006 mg/l 以下
シマジン		mg/l	<0.0003	0.003 mg/l 以下
チオベンカルブ		mg/l	<0.0003	0.02 mg/l 以下
ベンゼン		mg/l	<0.0002	0.01 mg/l 以下
セレン		mg/l	<0.001	0.01 mg/l 以下
硝酸性窒素		mg/l	0.49~1.2	-
亜硝酸性窒素		mg/l	0.004~0.032	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		mg/l	0.49~1.2	10 mg/l 以下
ふっ素		mg/l	0.07	0.8 mg/l 以下
ほう素		mg/l	0.03~0.04	1 mg/l 以下
1,4-ジオキサン		mg/l	<0.005	0.05 mg/l 以下

資料：「平成30年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（山梨県）による、富士川（南部橋：基準類型A，生物B）の測定結果

表 3.2.4-2 河川水中におけるダイオキシン類の測定結果

調査地点	採取年月日	調査結果 (pg-TEQ/L)	環境基準 (pg-TEQ/L)
富士川 (南部橋)	平成 28 年 10 月 31 日	0.069	1

資料：「平成 28 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(山梨県)

2) 水質汚濁に係る苦情の発生状況

「やまなしの環境 2015 (平成 27 年度版) ~2019 (令和元年度版)」(山梨県) による、平成 26 年度から平成 30 年度における水質汚濁に係る苦情の発生状況は、表 3.2.4-3 に示すとおりである。平成 30 年度における水質汚濁に係る苦情は、山梨県全体で 80 件となっている。

表 3.2.4-3 水質汚濁に係る苦情の発生状況

地域	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
山梨県	117	96	91	77	80

資料：「やまなしの環境 2015 (平成 27 年度版) ~2019 (令和元年度版)」(山梨県)

(3) 地下水の状況

「平成 30 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(山梨県) によると、山梨県では、過去に環境基準を超過した 34 地点について継続監視調査が行われており、調査地域の最寄りでは 1 地点の井戸が対象になっている。調査結果は、表 3.2.4-4 に示すとおりであり、環境基準に適合していた。

表 3.2.4-4 地下水の測定結果

井戸所在地	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	環境基準値
南部町本郷	10	10

資料：「平成 30 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(山梨県)

(4) 水底の底質の状況

「平成 28 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(山梨県) によると、河川水質と同調査地点(富士川(南部橋))において、底質のダイオキシン類の測定が行われている。測定結果は、表 3.2.4-5 に示すとおりであり、環境基準に適合していた。

表 3.2.4-5 水底の底質中におけるダイオキシン類の測定結果

調査地点	採取年月日	調査結果 (pg-TEQ/g)	環境基準 (pg-TEQ/g)
富士川 (南部橋)	平成 28 年 10 月 31 日	0.21	150

資料：「平成 28 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(山梨県)

### 3.2.5 土 壤

#### (1) 土壌の状況

「土地分類基本調査 南部・富士宮・清水」(平成2年、山梨県農務部農村整備課)による調査地域の土壌図は、図3.2.5-1に示すとおりである。調査地域には、褐色森林土壌(富沢3統, 岳辺田統), 乾性褐色森林土壌(富沢2統), 湿性褐色森林土壌(富沢4統)等が分布している。

#### (2) 土壌汚染の状況

調査地域及び周辺において、土壌汚染に関する記録はない。

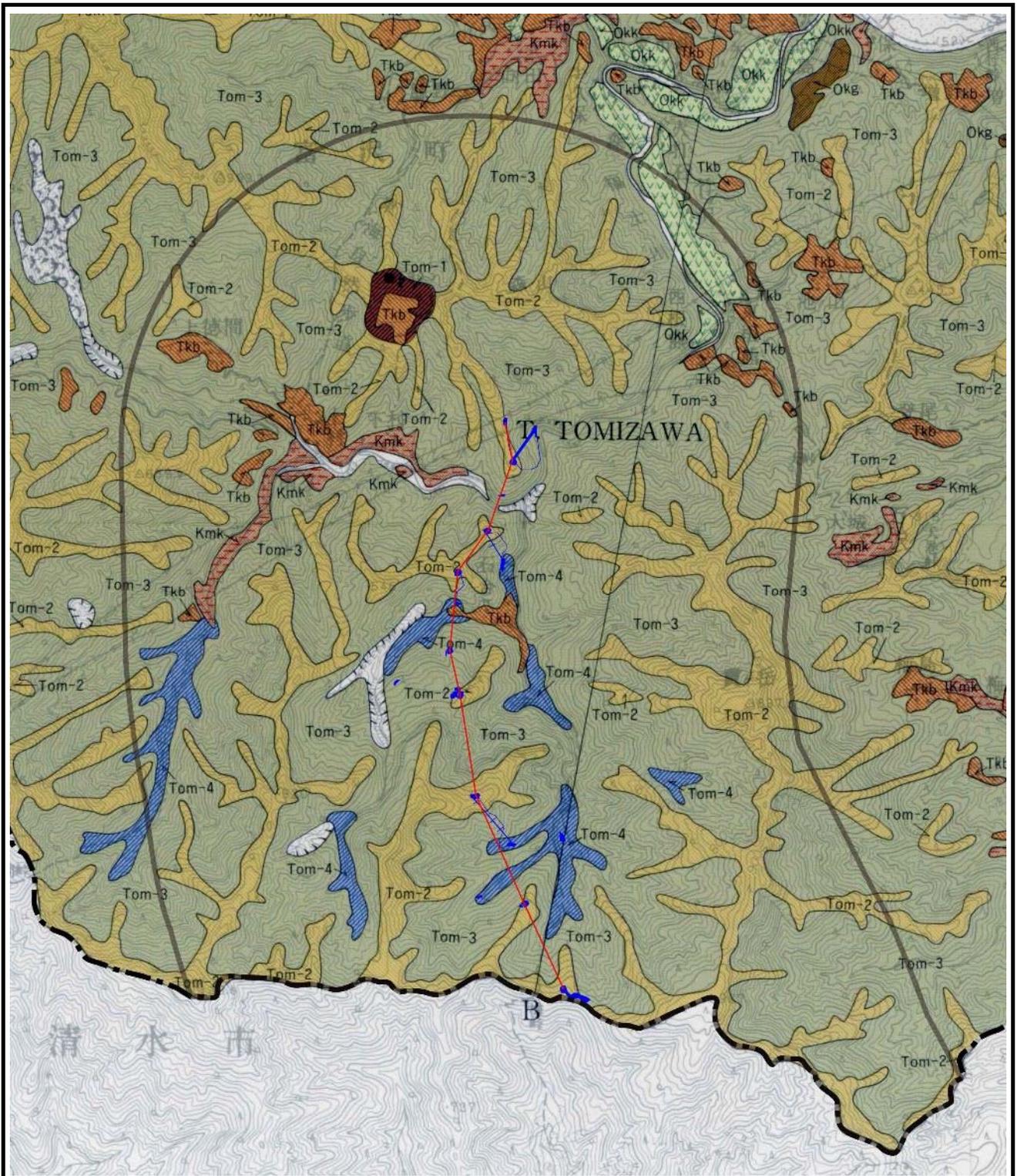
#### (3) 土壌汚染に係る苦情の発生状況

「やまなしの環境2015(平成27年度版)～2019(令和元年度版)」(山梨県)による、平成26年度から平成30年度における土壌汚染に係る苦情の発生状況は、表3.2.5-1に示すとおりである。平成30年度における土壌汚染に係る苦情は、山梨県全体で0件となっている。

表3.2.5-1 土壌汚染に係る苦情の発生状況

地域	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
山梨県	2	0	2	3	0

資料：「やまなしの環境2015(平成27年度版)～2019(令和元年度版)」(山梨県)



【凡例】

- : 東清水線
- : 工事用地
- : 調査地域
- : 県境

山地および丘陵地の土壌

- 岩石地
- 黒ボク土壌（富沢1統）
- 乾性褐色森林土壌（富沢2統）
- 褐色森林土壌（富沢3統）
- 湿性褐色森林土壌（富沢4統）

台地および低地の土壌

- 黒ボク土壌（大川口統）
- 褐色森林土壌（岳辺田統）
- 褐色森林土壌（小向統）
- 細粒灰色低地土壌（追子野木統）



0 500m 1km 2km

1 : 40,000

図 3.2.5-1 土壌図

「土地分類基本調査 南部・富士宮・清水」（平成2年、山梨県農務部農村整備課）の土壌図を基に作成

### 3.2.6 地盤沈下

#### (1) 地盤沈下の状況

地盤沈下の主たる原因は地下水の過剰採取であり、また、起こった地盤沈下は、地下水位が回復してもほとんど元に戻らないといわれている。地質的に沖積層が厚く堆積した場所で起こりやすく、山梨県では甲府盆地の中央部から南部がこれに該当する。

なお、調査地域に地盤沈下の対策として行われている一級水準測量調査及び地下水位観測の調査地点はない。

#### (2) 地盤沈下に係る苦情の発生状況

「やまなしの環境 2015（平成 27 年度版）～2019（令和元年度版）」（山梨県）による、平成 26 年度から平成 30 年度における地盤沈下に係る苦情の発生状況は、表 3.2.6-1 に示すとおりである。平成 30 年度における地盤沈下に係る苦情は、山梨県全体で 0 件となっている。

表 3.2.6-1 地盤沈下に係る苦情の発生状況

地域	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
山梨県	0	0	0	0	0

資料：「やまなしの環境 2015（平成 27 年度版）～2019（令和元年度版）」（山梨県）

### 3.2.7 地形及び地質

#### (1) 地形の状況

##### 1) 山梨県の地形の状況

「山梨県の概要」(山梨県ウェブサイト)によると、山梨県は本州のほぼ中央に位置し、中心部の甲府盆地を除いて平地部は極めて少なく、総面積の約86%が山地である。

北部から東部にかけては甲武信岳をはじめとする関東山地が、その南には道志山地・御坂山地が連なり、西には赤石山脈、南部には富士山に代表される高峻な山岳に囲まれている。

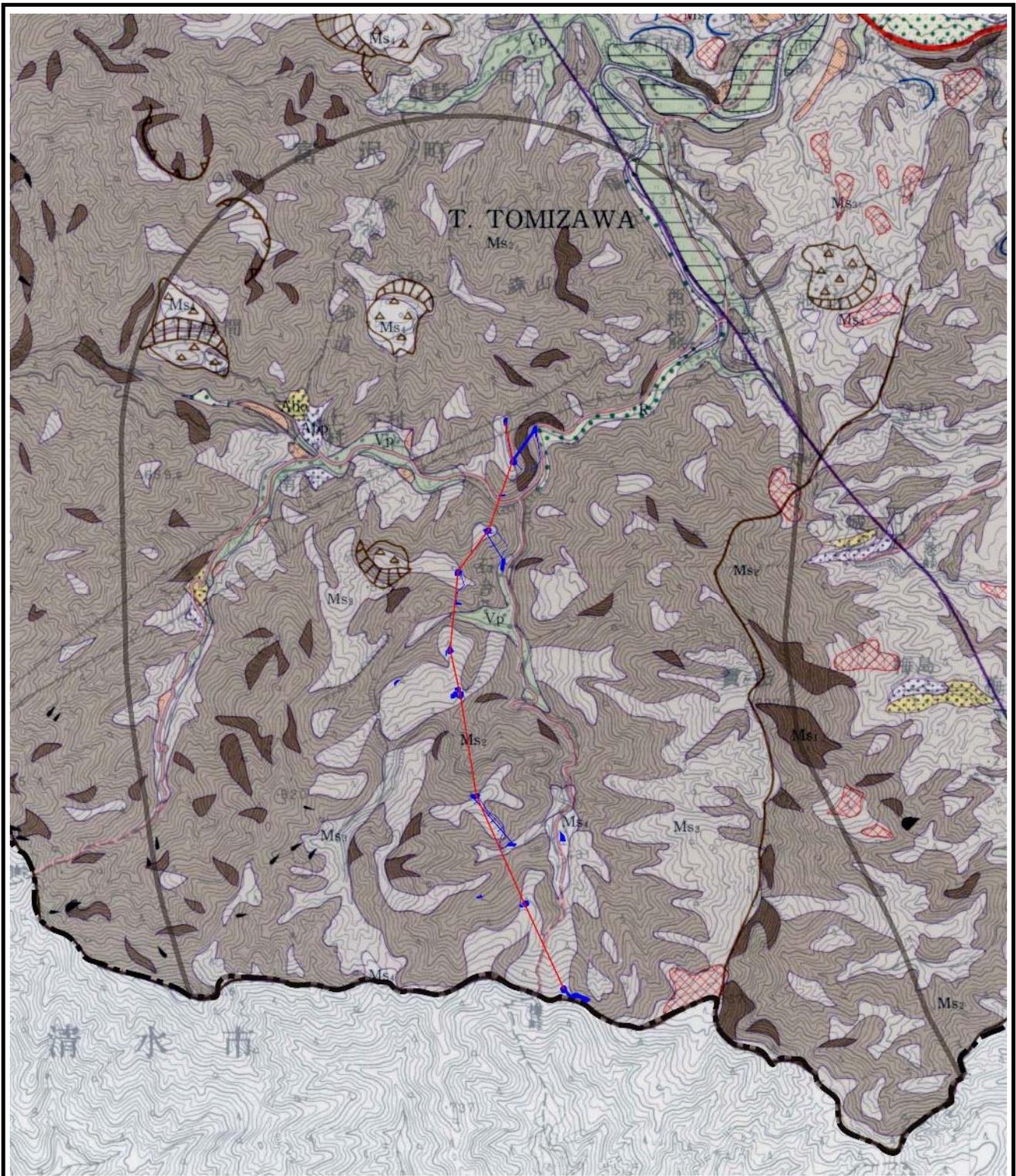
##### 2) 地形の状況

「土地分類基本調査 南部・富士宮・清水」(平成2年、山梨県農務部農村整備課)による調査地域の地形は、図3.2.7-1に示すとおりである。調査地域には、40°以下の山地斜面が広く分布し、一部に地すべり性崩落崖および崩落物質堆積面が存在する。また、富士川沿いの低地は、相対的に連続性の良い、まとまった谷底平野となっている。

##### 3) 特筆すべき地形の状況

以下の①～⑤に示す資料により重要な地形を選定したところ、調査地域に特筆すべき地形は認められなかった。

- ①「日本の地形レッドデータブック第1集―危機にある地形―」(平成12年、古今書院)
- ②「日本の地形レッドデータブック第2集―保存すべき地形―」(平成14年、古今書院)
- ③「文化財保護法(昭和25年、法律第214号)」に基づき指定された特別天然記念物・天然記念物
- ④「文化財保護条例(昭和31年4月9日、山梨県条例第29号)」に基づき指定された天然記念物
- ⑤「南部町文化財保護条例(平成15年3月1日、条例第92号)」に基づき指定された天然記念物



【凡例】

-  : 東清水線
-  : 工事用地
-  : 調査地域
-  : 県境

山地斜面

-  山地斜面 > 40°
-  Ms<sub>2</sub> 山地斜面 > 30° ~ 40°
-  Ms<sub>1</sub> 山地斜面 > 15° ~ 30°
-  Ms<sub>1</sub> 山地斜面 < 15°
-  Sr 山頂および山稜平坦地等

-  地すべり性崩落崖  
および崩落物質堆積面
-  地すべり性崩落崖
-  大崩壊崖
-  崩壊地
-  新期土石流地形
-  古期土石流扇状地  
および堆積面

台地・低地

-  低地 3° ~ 1/2°
-  T 砂礫台地
-  Vp 谷底平野
-  現河床

その他

-  活断層、  
顕著なりニアメント
-  主要分水界
-  国道
-  県道



0 500m 1km 2km

1 : 40,000

図 3.2.7-1 地形分類図

「土地分類基本調査 南部・富士宮・清水」(平成2年、山梨県農務部農村整備課)の地形分類図を基に作成

## (2) 地質の状況

### 1) 山梨県の地質の状況

「山梨県の概要」(山梨県ウェブサイト)によると、山梨県はフォッサマグナ(静岡-糸魚川構造線)の南部に位置し、周辺には多くの断層支派線が分布している。最も古い地層は中生代から新生代古第三紀にかけて堆積した四万十層群であり、南アルプスと関東山地に分布し、激しい褶曲作用を受けている。次に堆積したのが新生代第三紀中新世の御阪層群で、主として緑色凝灰岩類からなり、御坂山地や巨摩山地に分布している。続いて、新生代第三紀中新世から鮮新世にかけて、泥岩・砂岩・礫岩を中心とした富士川層群が峡南地域に堆積した。これらはいずれも海成層で、生成後に陸化を伴う構造運動を受け、崩壊や地すべりを引き起こしやすい脆弱な地質となっている。県中央部から北部にかけては、第三紀に貫入したと考えられる深成岩類(花崗岩)が広く分布している。新生代第三紀の末期から第四紀にかけて甲府盆地の北部で水ヶ森火山・黒富士火山・八ヶ岳火山が相次いで活動し、これらの火山噴出物は深成岩を覆って堆積している。甲府盆地内の堆積物は、砂礫層が優勢で粘土層が少ないという特徴があり、甲府盆地の沈降と周辺山地の隆起という相対的な地盤の運動が激しかったことを示している。

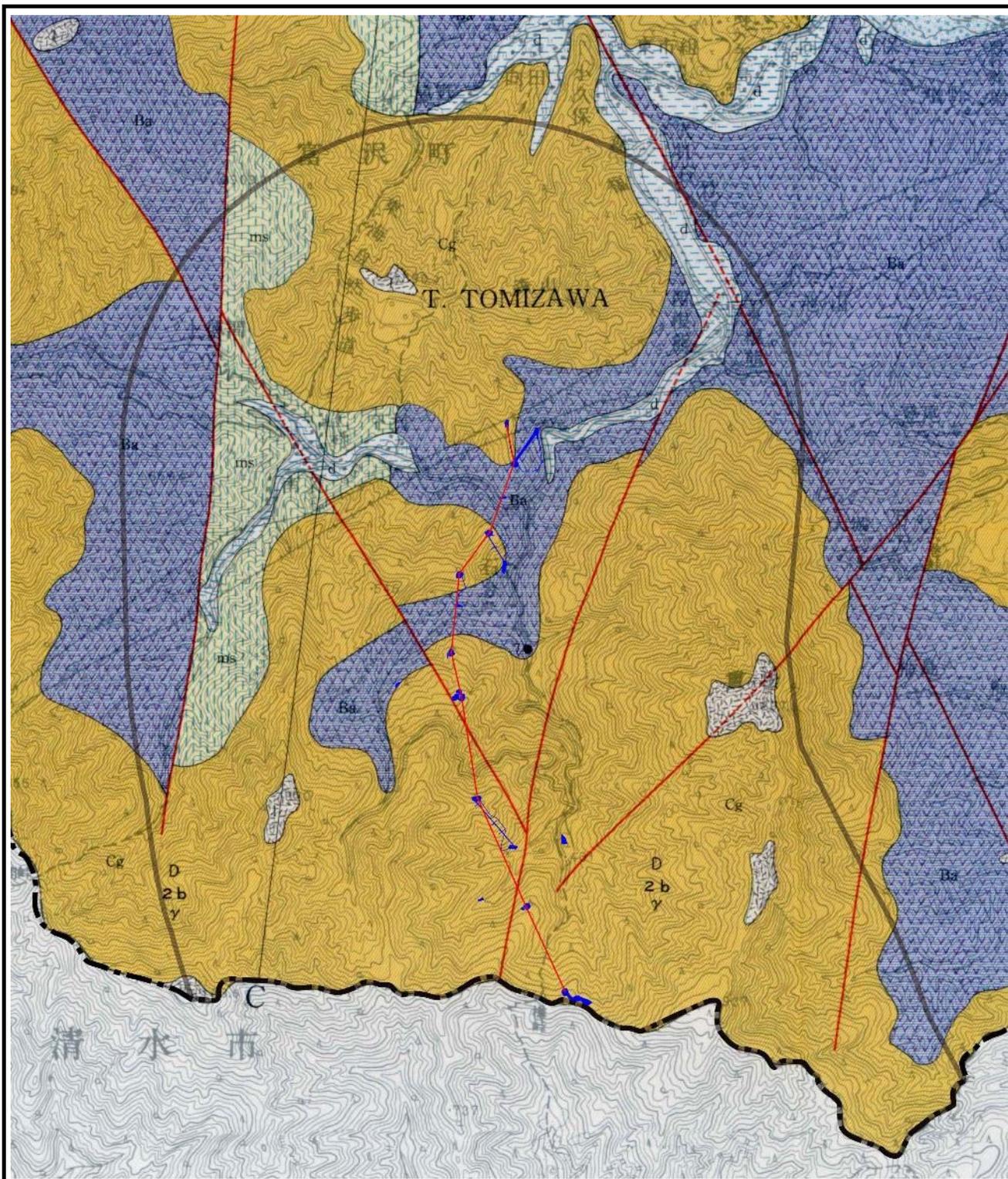
### 2) 地質の状況

「土地分類基本調査 南部・富士宮・清水」(平成2年、山梨県農務部農村整備課)による調査地域の表層地質は、図3.2.7-2に示すとおりである。調査地域には、洪積世の礫岩・砂岩及び新第三紀の玄武岩質熔岩・同質火山砕屑岩が広く分布する。

### 3) 特筆すべき地質の状況

以下の①～⑤に示す資料により重要な地質を選定したところ、調査地域に特筆すべき地質は認められなかった。

- ①「日本の地形レッドデータブック第1集-危機にある地形-」(平成12年、古今書院)
- ②「日本の地形レッドデータブック第2集-保存すべき地形-」(平成14年、古今書院)
- ③「文化財保護法(昭和25年、法律第214号)」に基づき指定された特別天然記念物・天然記念物
- ④「文化財保護条例(昭和31年4月9日、山梨県条例第29号)」に基づき指定された天然記念物
- ⑤「南部町文化財保護条例(平成15年3月1日、条例第92号)」に基づき指定された天然記念物



【凡 例】

- : 東清水線
- : 工事用地
- : 調査地域
- : 県境

未固結堆積物

- : 砂礫質沖積層
  - : 碎屑質沖積層・扇状地堆積物
- 半固結堆積物
- : ローム層
  - : 礫岩・砂岩

固結岩類

- : 泥岩・砂岩・玄武岩質溶岩・同質火山碎屑岩
  - : 玄武岩質溶岩・同質火山碎屑岩
- その他
- : 断層および推定断層あるいは断層（潜在）



0 500m 1km 2km

1 : 40,000

図 3.2.7-2 表層地質図

「土地分類基本調査 南部・富士宮・清水」（平成2年、山梨県農務部農村整備課）の表層地質図を基に作成

### 3.2.8 動植物・生態系

#### (1) 植物の状況

植物の状況把握に用いた既存資料は表 3.2.8-1 に示すとおりである。

表 3.2.8-1 既存資料一覧（植物）

No.	資料名	発行年・著者名	抽出範囲
①	2018 山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物	平成 30 年. 山梨県森林環境部みどり自然課	メッシュ No.63・64・65
②	山梨県の植物分布	平成 19 年. 小林岳編	(旧)富沢町
③	日本の重要な植物群落Ⅱ 甲信越版	昭和 63 年. 環境庁	調査地域
④	富沢町誌編さん資料第 2 集 富沢町の動植物—1973—	昭和 48 年. 富沢町誌編さん室編	全て
⑤	第 6 回～第 7 回自然環境保全基礎調査 植生調査	環境省自然環境局生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS	調査地域
⑥	山梨の文化財リスト（天然記念物）	山梨県ウェブサイト	調査地域
⑦	南部町の文化財	平成 9 年. 南部町教育委員会	調査地域
⑧	富沢町の文化財	平成元年. 富沢町教育委員会	調査地域
⑨	山梨県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地区・自然記念物位置図等について	山梨県ウェブサイト	調査地域
⑩	第 2 回～第 5 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落	環境省自然環境局生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS	調査地域
⑪	第 4 回, 第 6 回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林	環境省自然環境局生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS	調査地域

1) 植物種

既存資料による調査地域の植物リストは表 3.2.8-2(1)～(15)に示すとおりであり、139 科 746 種の植物が確認されている。暖帯の山地に生育する種が多いが、ブナやオオイタヤメイゲツ等の温帯の山地に生育する種も確認されている。

表 3.2.8-2(1) 既存資料による植物リスト

No.	分類	科和名	種和名	指定・選定状況					既存資料
				I	II	III	IV	V	
1	シダ植物	ヒカゲノカズラ	トウゲシバ						②
2		イワヒバ	カタヒバ						②③④
3			イワヒバ						②④
4		ハナヤスリ	フユノハナワラビ						②
5		マツバラシ	マツバラシ			NT	CR		②
6		トクサ	スギナ						②④
7		ゼンマイ	ゼンマイ						②③④
8			ヤシャゼンマイ						②
9		ウラジロ	コシダ						②④
10			ウラジロ						②④
11		カニクサ	カニクサ						②④
12		キジノオシダ	オオキジノオ						③
13			キジノオシダ						②④
14		ホングウシダ	ホラシノブ						②
15		コバノイシカグマ	フモトシダ						②④
16			フジシダ					CR	①
17			ワラビ						②④
18		イノモトソウ	ハコネシダ						②④
19			クジャクシダ						②④
20			タキミシダ			EN	CR		①
21			イワガネソウ						③④
22			オオバノイノモトソウ						②④
23			アマクサシダ					VU	①②③④
24			オオバノハチジョウシダ					VU	①②
25			イノモトソウ						②③④
26		チャセンシダ	オクタマシダ				VU	EN	①
27			イヌチャセンシダ					EN	①
28		ヒメシダ	ミゾシダ						④
29			ホシダ						②④
30			ゲジゲジシダ						②④
31			ハシゴシダ					VU	①④
32			ハリガネワラビ						②④
33			ヒメワラビ						②
34		イワデンダ	ウスヒメワラビ					DD	②④
35			イヌワラビ						②④
36			テバコワラビ				VU	CR	①
37			ヘビノネゴザ						②
38			ナヨシダ					VU	②
39			セイタカシケシダ						④
40			ヘラシダ					EN	①②④
41			ミヤマシケシダ						②
42			キヨタキシダ						④
43			ノコギリシダ					CR	①②③④
44			フクロシダ						②
45			イワデンダ						②
46		シシガシラ	シシガシラ						②④
47			コモチシダ					VU	①②④

表 3. 2. 8-2(2) 既存資料による植物リスト

No.	分類	科和名	種和名	指定・選定状況					既存資料
				I	II	III	IV	V	
48	シダ植物	コウヤワラビ	クサソテツ						②
49			イヌガンソク						②④
50		オシダ		ミドリカナワラビ				EN	①
51				カナワラビ				EN	①
52				ハカタシダ				NT	①②④
53				リョウメンシダ					②④
54				メヤブソテツ					②
55				ヤブソテツ					②④
56				ヤマイタチシダ					④
57				ベニシダ					②④
58				クマワラビ					②④
59				イワイタチシダ					②
60				オクマワラビ					②④
61				<i>Dryopteris</i> 属					③
62				ツルデンダ					②
63		イノデ					②③④		
64		ジュウモンジシダ					②③④		
65		シノブ	シノブ					②	
66		ウラボシ		アオネカズラ				EN	①②④
67				マメヅタ					②③④
68				ノキシノブ					③
69				ミヤマノキシノブ					②
70				サジラン				VU	①②③④
71				ヒメサジラン				EN	①
72				クリハラン				CR	②③④
73	カラクサシダ						CR	①	
74	ヒトツバ						EN	①②③④	
75				ミヤマウラボシ					②
76	裸子植物	イチョウ	イチョウ					④	
77		マツ		モミ					②
78				ウラジロモミ					④
79				トドマツ					④
80				イラモミ					②
81				アカマツ					②④
82				チョウセンゴヨウ					④
83				ヒメコマツ					②
84				クロマツ					④
85				ツガ					②④
86				ヒノキ		ヒノキ			
87		スギ						EN	②③④
88		メタセコイヤ							④
89		アスナロ							②④
90		イヌガヤ	イヌガヤ					②③④	
91	イチイ	カヤ					②④		
92	被子植物 基底群	マツブサ	シキミ				VU	①②④	
93			サネカズラ				VU	①②④	
94			マツブサ					②	
95	被子植物 -	センリョウ	ヒトリシズカ					②	
96			フタリシズカ					②④	
97	被子植物 モクレン類	ドクダミ	ドクダミ					②④	
98		ウマノスズクサ	ウマノスズクサ					④	
99			アリマウマノスズクサ					②	
100			ランヨウアオイ				EN	①②④	

表 3. 2. 8-2(3) 既存資料による植物リスト

No.	分類	科和名	種和名	指定・選定状況					既存資料		
				I	II	III	IV	V			
101	被子植物 モクレン類	ウマノスズクサ	カギガタアオイ			EN	VU		①②④		
102			カンアオイ				EN		①②④		
103		モクレン	ホオノキ						②④		
104		クスノキ	クスノキ	クスノキ						②④	
105				ヤブニッケイ						②④	
106				カナクギノキ				VU		①②④	
107				ヤマコウバシ						②	
108				ダンコウバイ						③④	
109				アブラチャン						②④	
110				クロモジ						②④	
111				カゴノキ				VU		①②④	
112				タブノキ						②④	
113				シロダモ						②④	
114	被子植物 単子葉類	ショウブ	セキショウ						④		
115		サトイモ	マムシグサ	マムシグサ						④	
116				ウラシマソウ				NT		①	
117				スルガテンナンショウ						②	
118				アオウキクサ						④	
119				カラスビシャク						②④	
120				ウキクサ						④	
121				オモダカ	オモダカ						②④
122		ヒルムシロ	ヒルムシロ						②④		
123		ヤマノイモ	タチドコロ	タチドコロ						④	
124				ヤマノイモ						②④	
125				ヒメドコロ						②	
126				オニドコロ						②④	
127				シュロソウ	ツクバネソウ	ツクバネソウ					
128		エンレイソウ								②	
129		ミヤマエンレイソウ								②④	
130		タカネアオヤギソウ								②	
131		イヌサフラン	ホウチャクソウ	ホウチャクソウ						②	
132				チゴユリ						②	
133				オオチゴユリ						②	
134		サルトリイバラ	サルマメ	サルマメ						②	
135				サルトリイバラ						②③④	
136				シオデ						②④	
137		ユリ	アマナ	アマナ				NT		②	
138				ウバユリ						②	
139				カイコバイモ			EN	CR		①	
140				ヤマユリ						②③④	
141				ササユリ				CR		①②④	
142				コオニユリ						④	
143				ヤマジノホトトギス						②	
144				ホトトギス						②④	
145				イワホトトギス						④	
146				スルガジョウロウホトトギス			EN	CR		①	
147				ヤマホトトギス						②④	
148				ラン	シラン	シラン			NT	CR	
149	マメヅタラン							NT	EN		①
150	ムギラン					NT	EN		①③④		
151	エビネ					NT	VU		①②		
152	シュンラン								②③		
153	クマガイソウ					VU	EN		②④		

表 3. 2. 8-2(4) 既存資料による植物リスト

No.	分類	科和名	種和名	指定・選定状況					既存資料	
				I	II	III	IV	V		
154	被子植物 単子葉類	ラン	セッコク				EN		①	
155			ベニシユスラン				EN		①	
156			ミヤマウズラ						②	
157			シユスラン						④	
158			クモキリソウ						②	
159			コ克蘭					EN	①	
160			コフタバラン						②	
161			ヨウラクラン					VU	①②④	
162			ツレサギソウ					EN	②	
163			ナゴラン				EN		②	
164			クモラン					CR	②④	
165			カヤラン					EN	①②④	
166			キバナノショウキラン				EN	CR	①③	
167			アヤメ	シャガ						②④
168			ススキノキ	ノカンゾウ						④
169				ヤブカンゾウ						②
170			ヒガンバナ	ノビル						④
171				ヤマラッキョウ						②
172		ヒガンバナ						②④		
173	キジカクシ	ツルボ						②④		
174		イワギボウシ						④		
175		トウギボウシ						②④		
176		コバギボウシ						②		
177		ヤブラン						②③		
178		マイヅルソウ						②		
179		ユキザサ						②		
180		ジャノヒゲ						②③④		
181		キチジョウソウ					VU	①④		
182		オモト						④		
183	ヤシ	シュロ						②④		
184	ツユクサ	ツユクサ						②④		
185		ヤブミョウガ						②④		
186	ミズアオイ	コナギ						④		
187	ショウガ	ハナミョウガ					VU	①②④		
188	ガマ	ガマ						②		
189	カヤツリグサ	イトテンツキ				NT		②④		
190		テキリスゲ						③		
191		ヒエスゲ						②		
192		カンスゲ						②③④		
193		ホソバカンスゲ						②		
194		ハシナガカンスゲ				VU	EN	①		
195		タガネソウ						②		
196		アゼスゲ						②④		
197		タマガヤツリ						②④		
198		コアゼガヤツリ						②④		
199		テンツキ						②④		
200		ヒデリコ						②④		
201		アゼテンツキ						②④		
202	イネ	スズメノテッポウ						②④		
203		コブナグサ						②④		
204		カズノコグサ						②④		
205		ヤマカモジグサ						②		
206		ヒメノガリヤス						②④		

表 3. 2. 8-2(5) 既存資料による植物リスト

No.	分類	科和名	種和名	指定・選定状況					既存資料
				I	II	III	IV	V	
207	被子植物 単子葉類	イネ	メヒシバ						②④
208			アキメヒシバ						②
209			オヒシバ						④
210			アオカモジグサ						②④
211			カモジグサ						②④
212			ナルコビエ						②④
213			トボシガラ						④
214			ウラハグサ						②④
215			チガヤ						④
216			アシボン						②④
217			オギ						④
218			ススキ						②③④
219			チヂミザサ						②④
220			スズメノヒエ						④
221			チカラシバ						④
222			クサヨシ						④
223			アワガエリ					DD	④
224			ツルヨシ						④
225			モウソウチク						②③④
226			マダケ						④
227			アズマネザサ						②
228			メダケ						②
229			スズメノカタビラ						②
230			スズタケ						②③④
231	ナンブスズ						②		
232	イブキザサ						②		
233	アキノエノコログサ						④		
234	キンエノコロ						②④		
235	エノコログサ						②④		
236	ムラサキエノコロ						④		
237	オカメザサ						④		
238	アブラススキ						②④		
239	メガルカヤ						②		
240			カニツリグサ					②	
241	被子植物	フサザクラ	フサザクラ					②	
242	真正双子葉類	ケシ	クサノオウ						②④
243			ムラサキケマン						②
244			タケニグサ						②④
245			アケビ	アケビ					
246		ミツバアケビ							②
247		ムベ						EN	①②④
248		ツツラフジ	アオツツラフジ						②
249			ツツラフジ						②③
250		メギ	ヒロハヘビノボラズ						④
251			ヘビノボラズ					EN	①
252			ナンテン						②③④
253		キンポウゲ	ヤマトリカブト						②
254			シュウメイギク						②
255			ボタンヅル						②
256			ハンショウヅル						②
257			センニンソウ						②④
258			ツルシロカネソウ					NT	①②
259			ウマノアシガタ						②

表 3. 2. 8-2(6) 既存資料による植物リスト

No.	分類	科和名	種和名	指定・選定状況					既存資料		
				I	II	III	IV	V			
260	被子植物 真正双子葉類	キンポウゲ	タガラシ						④		
261			キツネノボタン						②④		
262			カラマツソウ						②③④		
263			アキカラマツ						②		
264		アワブキ	アワブキ						②④		
265			ミヤマハハソ						②④		
266		ヤマグルマ	ヤマグルマ						②④		
267		ツゲ	フッキソウ					NT	②		
268		ボタン	ヤマシャクヤク					NT	②		
269		カツラ	カツラ						②④		
270		ユズリハ	ユズリハ					EN	①②④		
271		ユキノシタ	ハナチダケサシ							②	
272			アカショウマ							②	
273			ハナネコノメ						EN	①	
274			イワボタン							②	
275			ジンジソウ						NT	①②	
276			ダイモンジソウ							④	
277			イワユキノシタ						NT	①②④	
278			ベンケイソウ	ホソバノキリンソウ							②
279				メノマンネングサ							②④
280			ブドウ	ノブドウ							②
281		ツタ								②④	
282		ヤマブドウ								④	
283		エビヅル								④	
284		サンカクヅル								②	
285		マメ		ネムノキ							②③④
286			ヤブマメ							②	
287			ゲンゲ							②	
288			フジキ							②④	
289			ノササゲ							②	
290			フジカンゾウ							②④	
291	ヌスビトハギ								②④		
292	コマツナギ								②④		
293	ヤハズソウ								②④		
294	ヤマハギ								②		
295	キハギ								②③④		
296	メドハギ								②④		
297	マルバハギ								④		
298	ミヤコグサ								④		
299	ウマゴヤシ								④		
300	クズ								②④		
301	トキリマメ								④		
302	ハリエンジュ								②		
303	シロツメクサ								②④		
304	スズメノエンドウ								④		
305	ヤハズエンドウ							②④			
306	カスマグサ							②④			
307	ヤマフジ							④			
308	フジ							②④			
309	バラ	キンミズヒキ							②③④		
310		ヤマブキショウマ							②		
311		マメザクラ							②④		
312		ヤマザクラ							②④		

表 3. 2. 8-2(7) 既存資料による植物リスト

No.	分類	科和名	種和名	指定・選定状況					既存資料	
				I	II	III	IV	V		
313	被子植物 真正双子葉類	バラ	シモツケソウ						④	
314			ダイコンソウ						②	
315			ヤマブキ						②③	
316			リンボク					VU	①④	
317			ズミ						②	
318			コゴメウツギ						②	
319			カナウツギ					VU	②④	
320			ウワミズザクラ						②④	
321			キジムシロ						②	
322			ミツバツチグリ						②	
323			ヘビイチゴ						②④	
324			ヤブヘビイチゴ						④	
325			ツルキンバイ						②	
326			カマツカ						②	
327			ヤマナシ						④	
328			テリハノイバラ						②	
329			ノイバラ						④	
330			フユイチゴ						②③④	
331			クマイチゴ						②	
332			クサイチゴ						②	
333			バライチゴ						②	
334			モミジイチゴ						②③	
335			ナワシロイチゴ						②	
336			ワレモコウ						②	
337			ナナカマド						②	
338			ナンキンナナカマド						②④	
339					シモツケ					②
340			グミ		ツルグミ					②③④
341			クロウメモドキ		クマヤナギ					②
342			ニレ		ケヤキ					②④
343			アサ		ムクノキ					③④
344					エノキ					②④
345					カナムグラ					④
346			クワ		コウゾ					②
347					クワクサ					②
348					イタビカズラ				VU	①②
349					ヤマグワ					②④
350					<i>Morus</i> 属					③
351			イラクサ		ハマヤブマオ					②
352		ヤブマオ						②④		
353		カラムシ						②③④		
354		ナンバンカラムシ						②		
355		アカソ						④		
356		コアカソ						②③④		
357		ウワバミソウ						②③④		
358		ムカゴイラクサ						④		
359		ミズ						②		
360		ヤマミズ						②		
361		アオミズ						②		
362		イラクサ						②③④		
363	ブナ			クリ					②④	
364				ツブラジイ					④	

表 3. 2. 8-2(8) 既存資料による植物リスト

No.	分類	科和名	種和名	指定・選定状況					既存資料	
				I	II	III	IV	V		
365	被子植物 真正双子葉類	ブナ	スダジイ				VU		①②	
366			ブナ						②④	
367			イヌブナ						②④	
368			アカガシ					VU	①②④	
369			クヌギ						②④	
370			ミズナラ						②④	
371			アラカシ						②③④	
372			シラカシ						②③④	
373			ウラジログシ						②④	
374			コナラ						②④	
375			ツクバネガシ						②④	
376			クルミ	オニグルミ						②
377				サワグルミ						②④
378			カバノキ	ヤシャブシ						②④
379		ヤマハンノキ							②④	
380		ミズメ							②	
381		ウダイカンバ							②	
382		サワシバ							②④	
383		クマシデ							②④	
384		アカシデ							②④	
385		イヌシデ							②③④	
386		ツノハシバミ							②	
387		ドクウツギ		ドクウツギ						②
388		ウリ	アマチャヅル						②③	
389			アレチウリ						②	
390			カラスウリ						②	
391		ニシキギ	ツルウメモドキ						②④	
392			ツルマサキ						②④	
393			マユミ						②④	
394			ヒロハノツリバナ						②	
395			サワダツ						④	
396			ツリバナ						②④	
397			シラヒゲソウ					EN	①	
398			カタバミ	カタバミ						②④
399		トウダイグサ	エノキグサ						②	
400			ニシキソウ						④	
401			タカトウダイ						④	
402			コニシキソウ						④	
403			オオニシキソウ						②	
404			ナツトウダイ						②④	
405			アカメガシワ						②③④	
406	シラキ							②④		
407	ミカンソウ		コミカンソウ						④	
408	ヤナギ	イイギリ						②④		
409		ヤマナラシ						②④		
410		バッコヤナギ						②④		
411		ネコヤナギ						④		
412		イヌコリヤナギ						②④		
413		シバヤナギ						②④		
414		オノエヤナギ						②		
415		スミレ	ナガバノスミレサイシン						②	
416	タチツボスミレ							②		
417	スミレ							②④		

表 3. 2. 8-2(9) 既存資料による植物リスト

No.	分類	科和名	種和名	指定・選定状況					既存資料
				I	II	III	IV	V	
418	被子植物 真正双子葉類	スマレ	コミヤマスミレ				VU		①②
419			アケボノスマレ						②
420			シコクスミレ						②
421			フモトスマレ						②
422			ゲンジスマレ						②
423			シハイスミレ						②
424			ノジスマレ						②
425			オトギリソウ	オトギリソウ					
426		サワオトギリ							②
427		フウロソウ	アメリカフウロ						②
428			ゲンノショウコ						②④
429		アカバナ	ヤナギラン						②
430			タニタデ						②
431			ミズタマソウ						②
432			イワアカバナ						②
433			オオマツヨイグサ						④
434			アレチマツヨイグサ						②
435			マツヨイグサ						②④
436			ミツバウツギ	ゴンズイ				EN	
437		ミツバウツギ							②③
438		キブシ	キブシ						②④
439		ウルシ	ヌルデ						②
440			ハゼノキ						④
441			ヤマハゼ						②④
442			ヤマウルシ						②③
443			ウルシ						④
444			ムクロジ	オオモミジ					
445		ヤマモミジ							④
446		アサノハカエデ							②④
447		ホソエカエデ							②④
448		チドリノキ							②④
449		ミツデカエデ							②④
450		ウリカエデ							②④
451		カジカエデ							②④
452		ヒトツバカエデ							④
453		ハウチワカエデ							②④
454		メグスリノキ							②④
455		コミネカエデ							②④
456		テツカエデ							④
457		イロハモミジ							②③④
458		イタヤカエデ							②④
459		エンコウカエデ							②④
460		ウリハダカエデ							②④
461		オオイタヤメイゲツ							②④
462		コハウチワカエデ							④
463		ヒナウチワカエデ							②④
464		ミカン		マツカゼソウ					
465	コクサギ								②④
466	キハダ								②
467	ツルシキミ							④	
468	ミヤマシキミ							②	
469	カラスザンショウ						VU	①②④	
470	サンショウ							②③	

表 3.2.8-2(10) 既存資料による植物リスト

No.	分類	科和名	種和名	指定・選定状況					既存資料	
				I	II	III	IV	V		
471	被子植物 真正双子葉類	ミカン	イヌザンショウ						②	
472		ニガキ	ニガキ						②④	
473		アオイ	カラスノゴマ						②	
474			シナノキ						②④	
475		ジンチョウゲ	ミツマタ						②	
476		アブラナ	ヤマハタザオ						②	
477			ナズナ						②④	
478			ミツバコンロンソウ						②	
479			タネツケバナ						②④	
480			イヌガラシ						②④	
481			ハタザオ						④	
482			タデ	イタドリ						②④
483				ミズヒキ						②④
484				ヤナギタデ						④
485				イヌタデ						②④
486		シンミズヒキ							④	
487		タニソバ							②	
488		サクラタデ							④	
489		オオケタデ							②	
490		イシミカワ							②	
491		ボントクタデ							②④	
492		ウナギツカミ							②	
493		ミゾソバ							②④	
494		スイバ							②④	
495		アレチギンギン							④	
496		ナガバギンギン							②	
497		ギシギシ							②④	
498		エゾノギンギン							②	
499		ナデシコ		ノミノツヅリ						②
500	ミミナグサ							④		
501	カワラナデシコ							②④		
502	ウシハコベ							②④		
503	サワハコベ							②		
504	コハコベ							②		
505	ミドリハコベ							④		
506	ノミノフスマ							②④		
507	ヒユ	イノコヅチ						②④		
508		イヌビユ						②④		
509		アカザ						②④		
510		アメリカアリタソウ						②		
511	ヤマゴボウ	ヤマゴボウ				CR		①		
512		ヨウシュヤマゴボウ						②		
513	スベリヒユ	スベリヒユ						②④		
514	ミズキ	ウリノキ						②③④		
515		ミズキ						②④		
516		ヤマボウシ						④		
517		クマノミズキ						②④		
518		アジサイ	ギンバイソウ						②	
519	ウツギ							②④		
520	マルバウツギ							②		
521	ウメウツギ				VU	VU		②		
522	コアジサイ							②		
523	タマアジサイ							②③④		

表 3.2.8-2(11) 既存資料による植物リスト

No.	分類	科和名	種和名	指定・選定状況					既存資料
				I	II	III	IV	V	
524	被子植物 真正双子葉類	アジサイ	ノリウツギ						②
525			ツルアジサイ						②
526			ガクウツギ						②④
527			ヤマアジサイ						②④
528			イワガラミ						②④
529		ツリフネソウ	キツリフネ						②
530			ツリフネソウ						④
531		ペンタフィラクス	サカキ						②④
532			ヒサカキ						②③④
533		サクラソウ	マンリョウ						②④
534			ヤブコウジ						②④
535			オカトラノオ						②④
536			コナスビ						②
537		ツバキ	ヤブツバキ						②③④
538			チャノキ						③
539			ヒメシャラ						②④
540			ナツツバキ						②
541			ヒコサンヒメシャラ					VU	④
542		ハイノキ	タンナサワフタギ						②④
543			サワフタギ						②
544		イワウメ	ヤマイワカガミ						②④
545			イワカガミ						②
546		エゴノキ	エゴノキ						②④
547			ハクウンボク						②④
548		マタタビ	サルナシ						②④
549			マタタビ						②③④
550		リョウブ	リョウブ						②④
551		ツツジ	ホツツジ						④
552			サラサドウダン						②
553			ハナヒリノキ						②
554			ギンリョウソウ						②
555			アセビ						②④
556	ミツバツツジ							②④	
557	サツキ						CR	②	
558	ヤマツツジ							②	
559	ヒカゲツツジ							②④	
560	キヨスミミツバツツジ							②	
561	モチツツジ							②	
562	シロヤシオ						VU	②④	
563	トウゴクミツバツツジ							②	
564	スノキ							②	
565	ガリア		アオキ						②③④
566	アカネ		アリドオン					CR	①②④
567			ヤマムグラ						②
568		ヤエムグラ						②④	
569		ヘクソカズラ						②	
570		アカネ						②	
571	リンドウ	リンドウ						②④	
572		アケボノソウ						②	
573		センブリ					NT	①④	
574		ツルリンドウ						②	
575	キョウチクトウ	ガガイモ						②	
576		テイカカズラ						②③④	

表 3.2.8-2(12) 既存資料による植物リスト

No.	分類	科和名	種和名	指定・選定状況					既存資料
				I	II	III	IV	V	
577	被子植物 真正双子葉類	キョウチクトウ	コカモメヅル				EN		②
578			コバノカモメヅル						②
579		ムラサキ	サワリソウ				EN		②
580			ホタルカズラ						②
581			キュウリグサ						②
582		ヒルガオ	ヒルガオ						④
583		ナス	クコ						②
584			ヤマホオズキ			EN			④
585			ヒヨドリジョウゴ						②
586			ハダカホオズキ						②
587		モクセイ	アオダモ						②④
588			ヤマシオジ						②
589			マルバアオダモ						②
590			イボタノキ						②④
591			ヒイラギ						②④
592		イワタバコ	イワタバコ						②④
593		オオバコ	オオバコ						②④
594			タチイヌノフグリ						②④
595			オオイヌノフグリ						②④
596			イヌノフグリ			VU	EN		④
597		ゴマノハグサ	フジツツギ						②
598			ヒナノウスツボ						②
599			オオヒナノウスツボ						②④
600		シン	キランソウ						②
601			ジュウニヒトエ						④
602			ヤマジョウ						②
603			ムラサキシキブ						②③④
604			ヤブムラサキ						②③
605			クサギ						②③④
606	トウバナ							②	
607	ミヤマトウバナ							②	
608	テンニンソウ							②	
609	フジテンニンソウ							④	
610	カキドオシ							②④	
611	ヤマハッカ							②	
612	ヒキオコシ							②	
613	コウシンヤマハッカ							②	
614	イヌヤマハッカ							④	
615	シモバシラ							②④	
616	ホトケノザ							②④	
617	キレハマネキグサ						EN	①	
618	ハッカ							②	
619	ヒメジソ							②	
620	レモンエゴマ							②	
621	ウツボグサ							④	
622	アキノタムラソウ							④	
623	ナツノタムラソウ							②	
624	キバナアキギリ						②		
625	サギゴケ	サギゴケ						②	
626	ハエドクソウ	ミゾホオズキ						②	
627		ハエドクソウ						②	
628	ハマウツボ	ヤマウツボ				EN		②	
629		ハンカイシオガマ				VU		②	

表 3.2.8-2(13) 既存資料による植物リスト

No.	分類	科和名	種和名	指定・選定状況					既存資料
				I	II	III	IV	V	
630	被子植物 真正双子葉類	ハマウツボ	シオガマギク						④
631			キヨスミウツボ				EN		③
632			コシオガマ						④
633		キツネノマゴ	キツネノマゴ						②④
634			ハグロソウ						②
635		ハナイカダ	ハナイカダ						②③
636		モチノキ	イヌツゲ						②④
637			モチノキ						②④
638			アオハダ						②④
639			ソヨゴ						②
640		キキョウ	イワシャジン					VU	②④
641			ツリガネニンジン						②
642			ヤマホタルブクロ						②
643			ホタルブクロ						②④
644			ツルニンジン						②④
645			タニギキョウ						②
646			キク	ノブキ					
647		モミジハグマ							②
648		オクモミジハグマ							②
649		キッコウハグマ							②
650		ブタクサ							②
651		オオブタクサ							②
652		ヤマハハコ							②④
653		カワラハハコ							④
654		カワラヨモギ							②④
655		カワラニンジン							④
656		ヨモギ							②④
657		オトコヨモギ							②④
658		オオヨモギ							②
659		シロヨメナ							②④
660	タテヤマギク					NT		②④	
661	ユウガギク							②	
662	ノコンギク							②④	
663	シラヤマギク							②④	
664	ハコネギク							②④	
665	センダングサ							②④	
666	アメリカセンダングサ							④	
667	ヤブタバコ							②	
668	コヤブタバコ							②	
669	ガンクビソウ							②④	
670	リュウノウギク							②	
671	ヤマアザミ							④	
672	ホソエノアザミ							②④	
673	ヒメムカシヨモギ							②④	
674	オオアレチノギク							④	
675	ベニバナボロギク							②④	
676	ヤクシソウ							②④	
677	タカサブロウ							②④	
678	ダンドボロギク							④	
679	ヒメジョオン						②④		
680	サワヒヨドリ						④		
681	ヒヨドリバナ						②		

表 3.2.8-2(14) 既存資料による植物リスト

No.	分類	科和名	種和名	指定・選定状況					既存資料	
				I	II	III	IV	V		
682	被子植物 真正双子葉類	キク	ハキダメギク						②	
683			キツネアザミ						②④	
684			ニガナ						②④	
685			オオジシバリ						②	
686			イワニガナ						②④	
687			カワラニガナ			NT	VU		④	
688			マルバダケブキ						④	
689			メタカラコウ						④	
690			フクオウソウ						②	
691			ムラサキニガナ						②	
692			テバコモミジガサ						②④	
693			ヤマタイミンガサ						②	
694			カシワバハグマ						②	
695			コウヤボウキ						②	
696			フキ						②④	
697			ハハコグサ						②④	
698			アキノノゲシ						②④	
699			ヤマニガナ						②	
700			ヤハズヒゴタイ						②	
701			ハンゴンソウ						④	
702			キオン						④	
703			ノボロギク						②④	
704			タムラソウ						④	
705			メナモミ						②④	
706			アキノキリンソウ						②	
707			ヤブレガサ						②④	
708			<i>Taraxacum</i> 属						④	
709			シロバナタンポポ						②	
710			セイヨウタンポポ						②	
711			カントウタンポポ						②	
712			オナモミ			VU	VU		②④	
713			オニタビラコ						②	
714			レンプクソウ	ニワトコ						②③④
715				ガマズミ						③④
716				コバノガマズミ						②④
717				オオカメノキ						②④
718				オトコヨウゾメ						②④
719				ヤブデマリ						②
720				ミヤマシグレ						④
721				ミヤマガマズミ						④
722				スイカズラ	ツクバネウツギ					
723	ナベナ							④		
724	スイカズラ							②		
725	キンレイカ							②		
726	オトコエシ							②		
727	マツムシソウ							④		
728	ツルカノコソウ						VU	②		
729	ケウツギ							④		
730	ウコギ	ウド						②		
731		タラノキ						②④		
732		コシアブラ						②④		
733		ヤマウコギ						②		
734		ヤツデ						④		

表 3.2.8-2(15) 既存資料による植物リスト

No.	分類	科和名	種和名	指定・選定状況					既存資料	
				I	II	III	IV	V		
735	被子植物 真正双子葉類	ウコギ	タカノツメ						②	
736			キツタ						②③④	
737			ノチドメ						④	
738			チドメグサ						②④	
739			ハリギリ						②④	
740			トチバニンジン						②	
741		セリ	ノダケ						②④	
742			シラネセンキュウ						②	
743			シシウド						②④	
744			ミツバ						②④	
745			セリ						④	
746			ヤブジラミ						②④	
合計		6分類	139科	746種	0種	0種	23種	89種	0種	

注 1) 種名及び配列は「日本維管束植物目録」(平成 24 年, 邑田仁監修) に従った。

注 2) 指定・選定状況の略号は以下のとおりである。

I : 文化財保護法 (昭和 25 年, 法律第 214 号), 山梨県文化財保護条例 (昭和 31 年, 山梨県条例第 29 号) 及び南部町文化財保護条例 (平成 15 年, 南部町条例第 92 号)

II : 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成 4 年, 法律第 75 号)

III : 環境省レッドリスト 2020 の公表について (環境省ウェブサイト)

EN : 絶滅危惧 IB 類, VU : 絶滅危惧 II 類, NT : 準絶滅危惧

IV : 2018 山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物 (平成 30 年, 山梨県森林環境部みどり自然課)

CR : 絶滅危惧 IA 類, EN : 絶滅危惧 IB 類, VU : 絶滅危惧 II 類, NT : 準絶滅危惧, DD : 情報不足

V : 山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例 (平成 19 年 7 月 9 日, 山梨県条例第 34 号)

特定 : 特定希少野生動植物種

注 3) 資料の略号は以下のとおりである。

① : 2018 山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物 (平成 30 年, 山梨県森林環境部みどり自然課)

② : 山梨県の植物分布 (平成 19 年, 小林岳編)

③ : 日本の重要な植物群落 II 甲信越版 (昭和 63 年, 環境庁)

④ : 富沢町誌編さん資料第 2 集 富沢町の動植物-1973- (昭和 48 年, 富沢町誌編さん室編)

## 2) 植 生

「第6回～第7回自然環境保全基礎調査 植生調査」(環境省自然環境局生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS) による調査地域の植生は、図 3.2.8-1 に示すとおりである。

スギ・ヒノキ・サワラ植林の面積が最も多く、対象事業実施区域においても最も多くの面積を占める。その他の植生では、クリーコナラ群集やクヌギーコナラ群集、アカマツ植林がややまとまった面積でみられ、シキミーモミ群集やイロハモミジケヤキ群集等が点在する。河川周辺にはツルヨシ群集が連続性をもって分布する。

## 3) 植生自然度

「第6回～第7回自然環境保全基礎調査 植生調査」(環境省自然環境局生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS) による植生図を基に、「(お知らせ) 1/2.5万植生図の新たな植生自然度について」(平成28年 環境省自然環境局生物多様性センター) に準じて設定した植生自然度は、表 3.2.8-3 及び図 3.2.8-2 に示すとおりである。

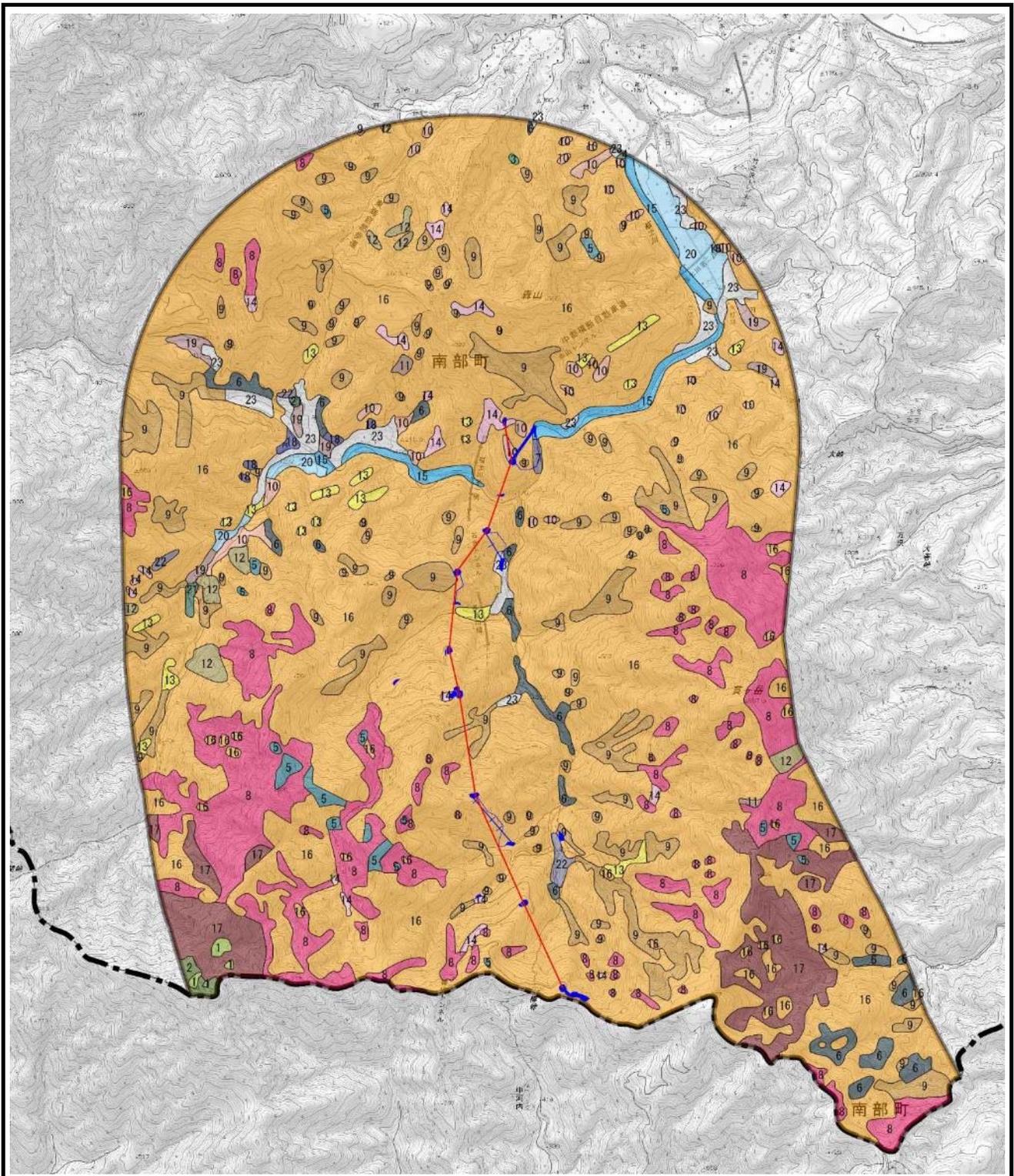
植生自然度6の植林地の面積が最も多く、対象事業実施区域においても最も多くの面積を占める。植生自然度7の二次林もまとまった面積でみられ、植生自然度9の自然林や10の自然草原は、主に河川沿いに連続性をもって分布する。

表 3.2.8-3 植生自然度の区分

植 生 自然度	区分内容	該当する植生
10	自然草原	ツルヨシ群集
9	自然林	コカンスゲーツガ群集, シラカシ群集, イノダブノキ群集, シキミーモミ群集, イロハモミジケヤキ群集, ヤナギ高木群落
7	二次林	フクオウソウミズナラ群集, クリーコナラ群集, クヌギーコナラ群集, オニシバリーコナラ群集, アカシデーイヌシデ群落, アカマツ群落
6	植林地	スギ・ヒノキ・サワラ植林, アカマツ植林
5	二次草原 (背の高い草原)	ススキ群団
4	二次草原 (背の高い草原)	伐採跡地群落, 路傍・空地雑草群落
3	外来種植林 農耕地(樹園地)	竹林, 茶畑, 残存・植栽樹群をもった公園・墓地等
2	外来種草原 農耕地(水田・畑)	畑雑草群落, 水田雑草群落, 緑の多い住宅地
1	市街地等	市街地
—	自然裸地	自然裸地

注 1) 植生自然度 8 に該当する植生は分布していなかった。

注 2) 自然裸地には植生自然度が区分されていなかった。



【凡例】

-  : 東清水線
-  : 工事用地
-  : 調査地域
-  : 県境

- I. ブナクラス域自然植生
- 1 コカンスゲツガ群集
  - 2 フクオウソウ・ミズナラ群集
- II. ブナクラス域代償植生
- 3 シラカシ群集
  - 4 イノデタブノキ群集
  - 5 シキミーモミ群集
  - 6 イロハモミジ・ケヤキ群集
  - 7 ヤナギ高木群落

- IV. ヤブツバキクラス域代償植生
- 8 クリーコナラ群集
  - 9 クヌギ・コナラ群集
  - 10 オニシバリーコナラ群集
  - 11 アカシデ・イヌシデ群落
  - 12 アカマツ群落
  - 13 ススキ群団
  - 14 伐採跡地群落
- V. 湿原・河川・池沼植生
- 15 ツルヨシ群集

- VI. 植林地・耕作地
- 16 スギ・ヒノキ・サワラ植林
  - 17 アカマツ植林
  - 18 竹林
  - 19 畑雑草群落
  - 20 水田雑草群落
  - 21 茶畑
  - 22 路傍・空地雑草群落
- VII. その他
- 23 市街地・公園・墓地等

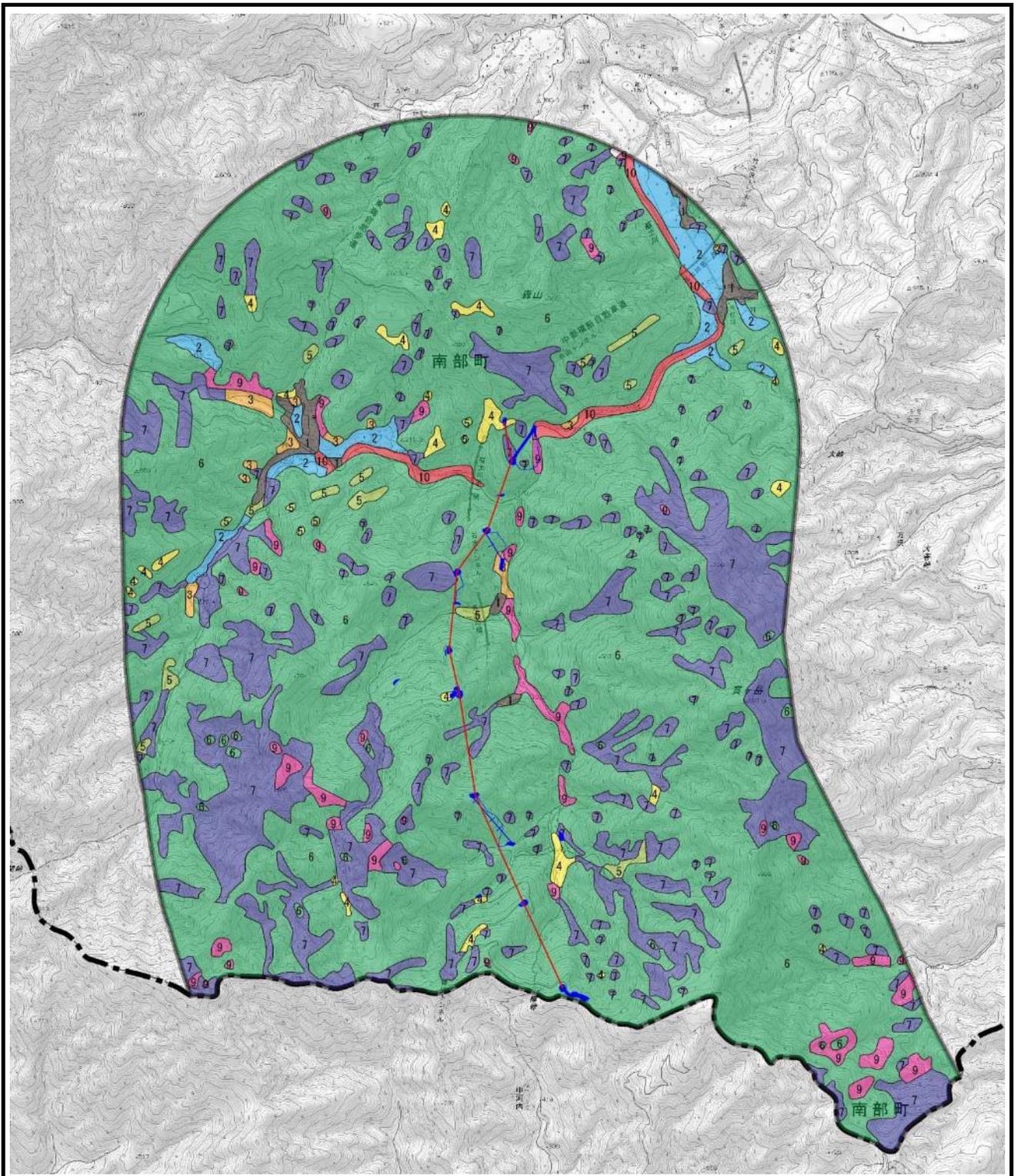


0 500m 1km 2km

1 : 40,000

図 3.2.8-1 植生図

「第6回～第7回自然環境保全基礎調査 植生調査」(環境省自然環境局生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS) を基に作成



【凡例】

-  : 東清水線
-  : 工事用地
-  : 調査地域
-  : 県境

-  10 自然草原
-  9 自然林
-  7 二次林
-  6 植林地
-  5 二次草原(背の高い草原)

-  4 二次草原(背の低い草原)
-  3 外来種植林・農耕地(樹園地)
-  2 外来種草原・農耕地(水田・畑)
-  1 市街地等
-  自然裸地

注) 植生自然度 8に該当する植生は分布していなかった



0 500m 1km 2km

1 : 40,000

図 3.2.8-2 植生自然度図

「第6回～第7回自然環境保全基礎調査 植生調査」  
 (環境省自然環境局生物多様性センター 自然環境調査  
 Web-GIS) を基に作成

4) 天然記念物（植物）

「山梨の文化財リスト（天然記念物）」（山梨県ウェブサイト）、「南部町の文化財」（平成9年・南部町教育委員会）及び「富沢町の文化財」（平成元年・富沢町教育委員会）によると、調査地域には1件の天然記念物（植物）が存在する。天然記念物（植物）の概要は表3.2.8-3に、位置は図3.2.8-4に示すとおりである。

表3.2.8-4 天然記念物（植物）の概要

区分	名称	所在地	指定年月日
町指定	富士根熊池大神社のイチヨウ	南部町富士東根熊	昭和51年6月10日

5) 自然記念物（植物）

「山梨県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地区・自然記念物位置図等について」（山梨県ウェブサイト）によると、調査地域には2件の自然記念物（植物）が存在する。自然記念物（植物）の概要は表3.2.8-5に、位置は図3.2.8-4に示すとおりである。

表3.2.8-5 自然記念物（植物）の概要

名称	場所	自然記念物の定義
西市森の暖帯林	南部町富士	住民に親しまれているもの、由緒のあるもの又は学術的価値のあるもののうち、将来にわたって保存する必要があるもの
石合のカタヒバ	南部町富士	

6) 特定植物群落

「第2回～第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落」（環境省自然環境局生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS）によると、調査地域には3件の特定植物群落が存在する。特定植物群落の概要は表3.2.8-6に、位置は図3.2.8-5に示すとおりである。

表3.2.8-6 特定植物群落の概要

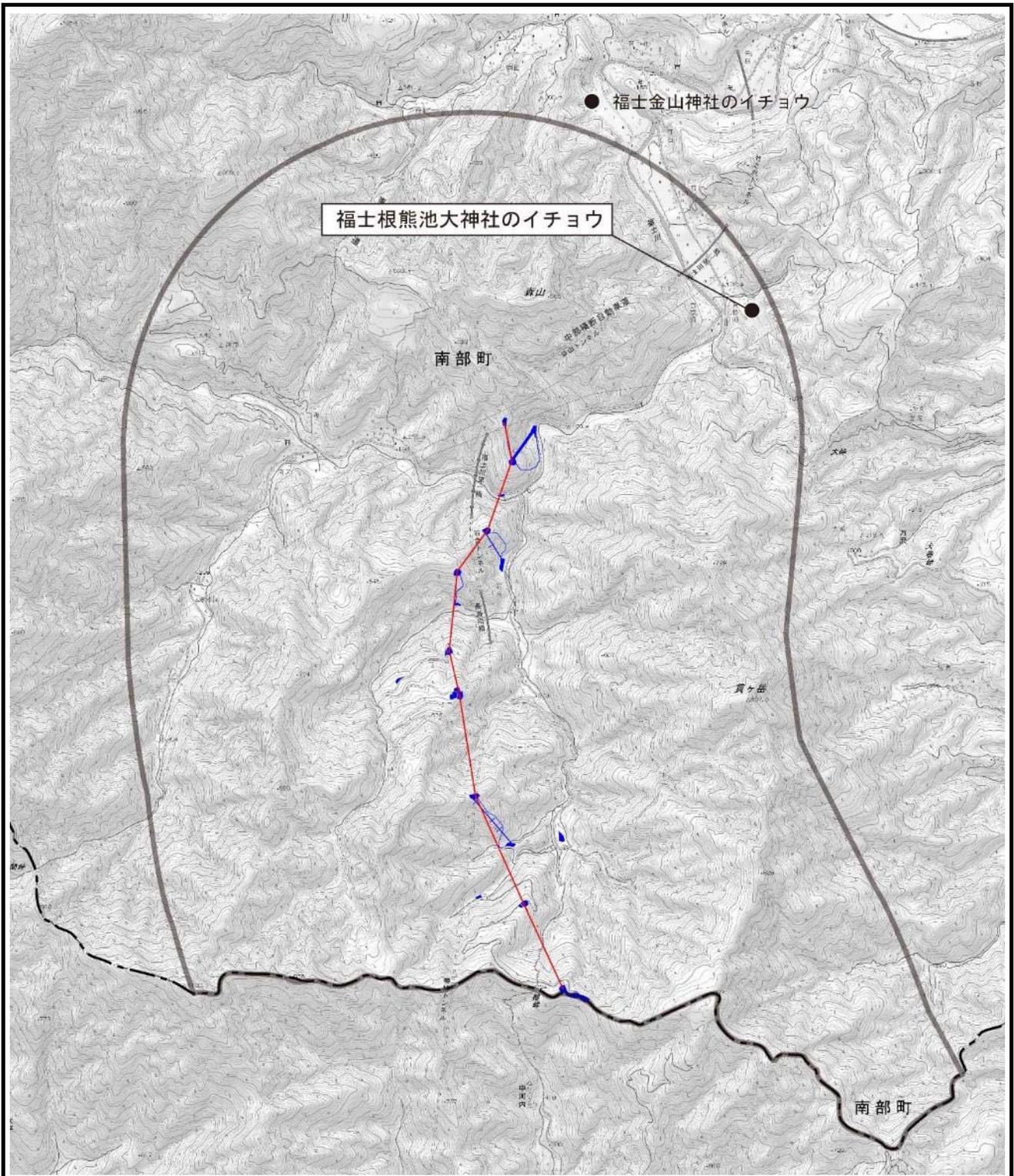
名称	選定基準
県南部の暖地性シダ群落	比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群
県南部のキバナノショウキラン・キヨスミウツボ	国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群
西市森の暖帯林	原生林もしくはそれに近い自然林

7) 巨樹・巨木林

「第4回、第6回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林」（環境省自然環境局生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS）によると、調査地域には1件の巨樹・巨木林が存在する。巨樹・巨木林の概要は表3.2.8-7に、位置は図3.2.8-6に示すとおりである。

表3.2.8-7 巨樹・巨木林の概要

名称	樹種	幹周 (cm)	樹高 (m)
富士根熊池大神社	イチヨウ	600	33



【凡 例】

- : 東清水線
- : 工事用地
- : 調査地域
- : 県境

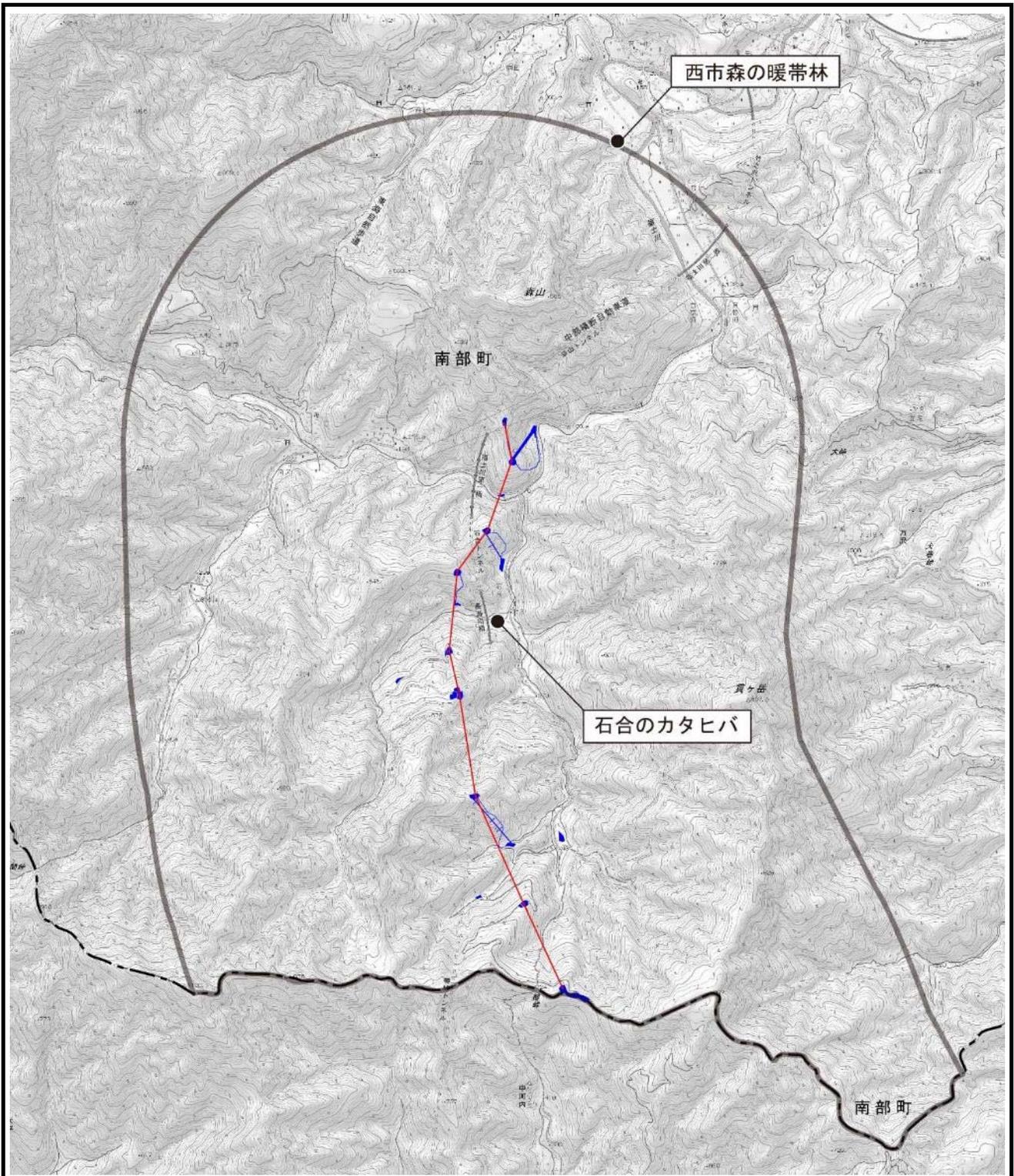
● : 天然記念物



0 500m 1km 2km

1 : 40,000

図 3. 2. 8-3 天然記念物（植物）



【凡 例】

- : 東清水線
- : 工事用地
- : 調査地域
- : 県境

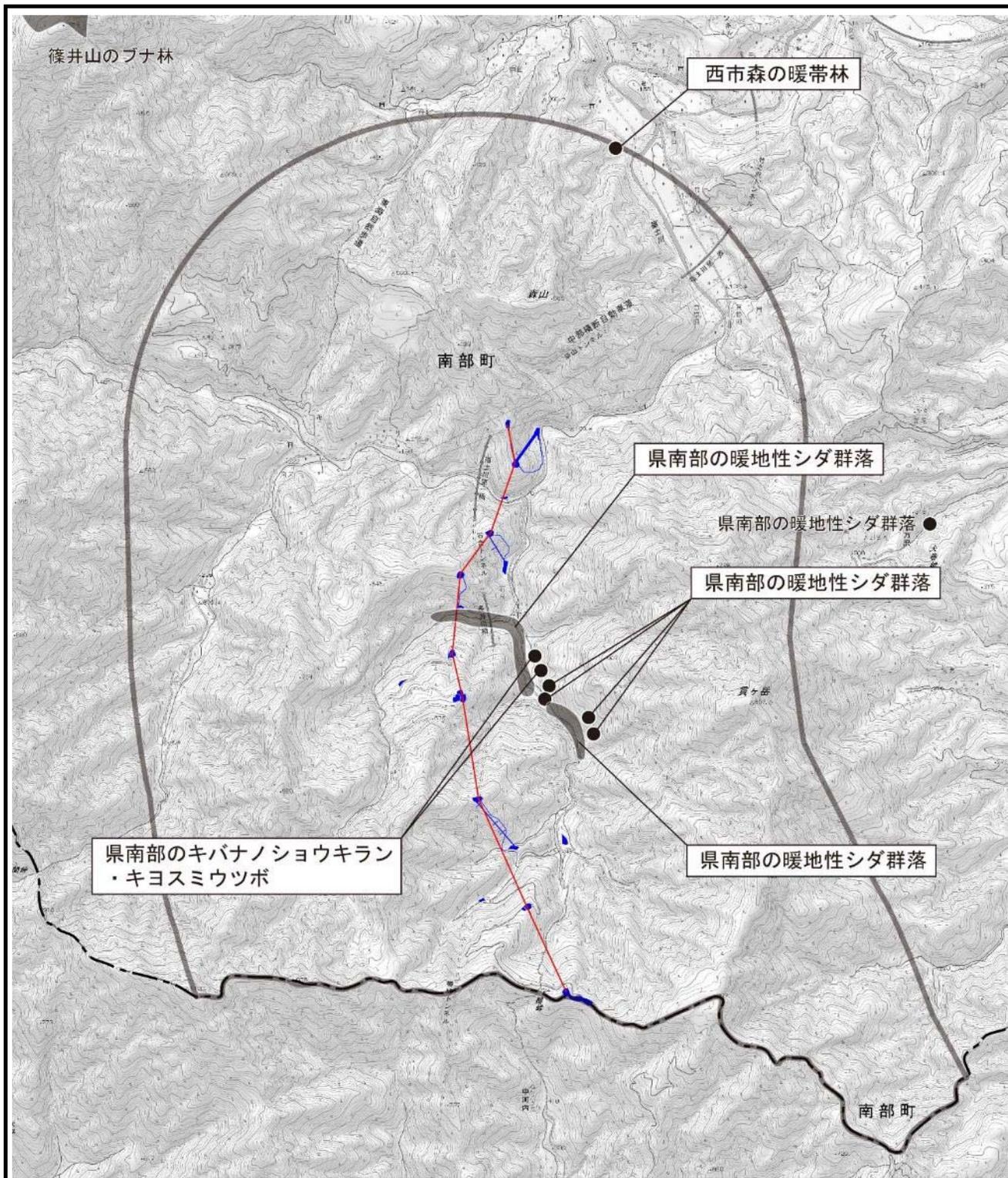
● : 自然記念物



0      500m      1km      2km

1 : 40,000

図 3. 2. 8-4 自然記念物（植物）



【凡 例】

- : 東清水線
- : 工事用地
- : 調査地域
- : 県境

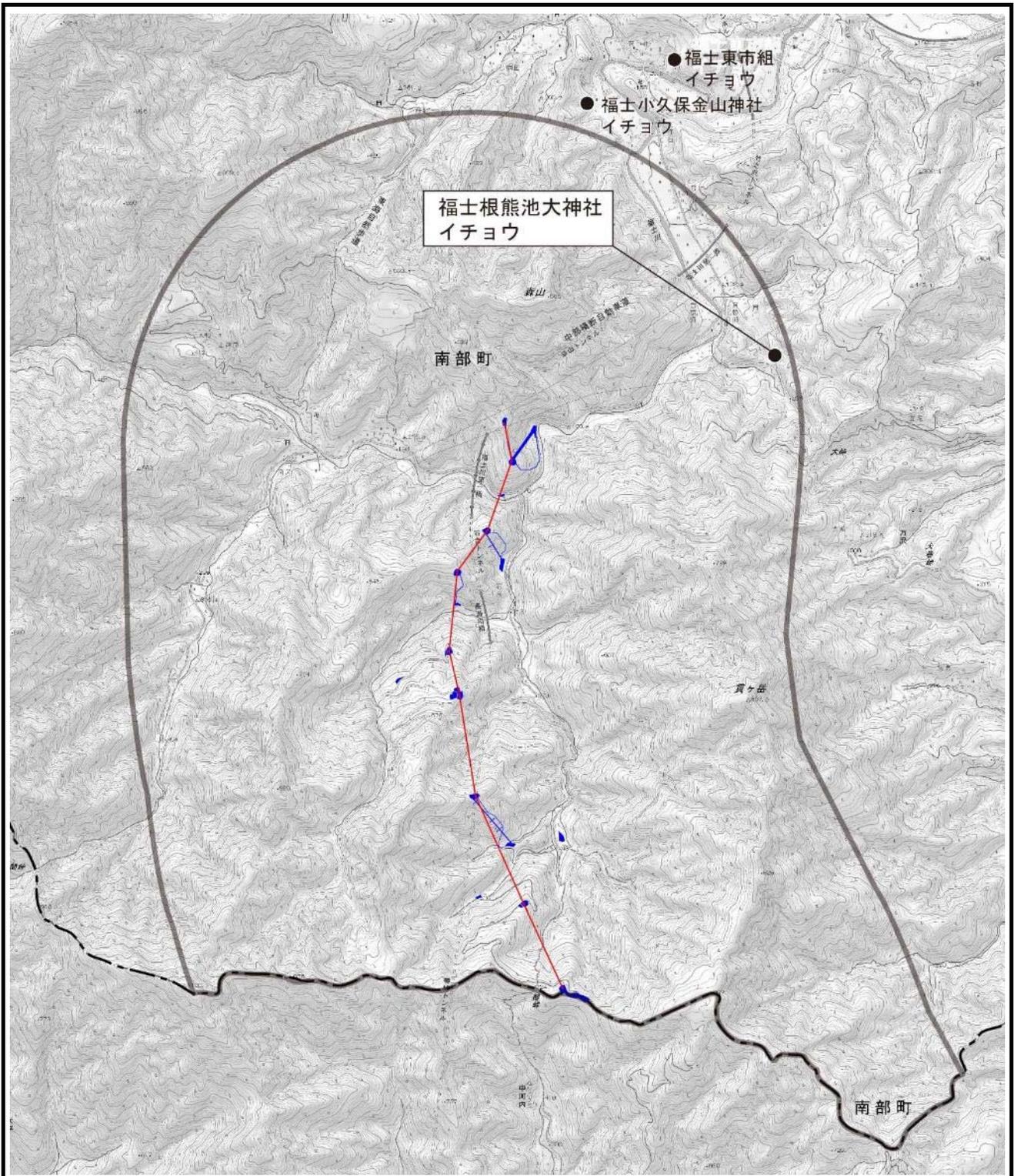
- : 特定植物群落



0 500m 1km 2km

1 : 40,000

図 3.2.8-5 特定植物群落



【凡 例】

- : 東清水線
- : 工事用地
- : 調査地域
- : 県境

- : 巨樹・巨木林



0 500m 1km 2km

1 : 40,000

図 3.2.8-6 巨樹・巨木林

(2) 動物の状況

動物の状況把握に用いた既存資料は、表 3.2.8-8 に示すとおりである。

また、山地に送電線を建設するという事業特性から希少猛禽類に配慮するため、「猛禽類保護の進め方（改訂版）—特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて—」（平成 24 年、環境省自然環境局野生生物課）に準じた予備調査を実施し、希少猛禽類の生息確認及びその繁殖可能性の推定を行った。予備調査の調査内容は表 3.2.8-9 に示すとおりである。

表 3.2.8-8 既存資料一覧（動物）

No.	資料名	発行年・著者名	抽出範囲	哺乳類	鳥類	爬虫類 両生類	昆虫類	魚類
①	2018 山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物	平成 30 年、山梨県森林環境部みどり自然課	メッシュ No.63・64・65	◎	△	△	△	△
②	第 2 回～第 6 回自然環境保全基礎調査 動物	環境省自然環境局生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS	2 次メッシュ No.523863	◎	◎	◎	◎	◎
③	山梨県の野生動物	昭和 55 年、山梨県編	(旧)富沢町 魚類は富士川	◎	△	◎	△	◎
④	希少種を主とする山梨県の野生鳥獣生息調査	平成 9 年、山梨県編	(旧)富沢町	◎	◎	◎	—	—
⑤	富沢町誌編さん資料第 2 集 富沢町の動植物—1973—	昭和 48 年、富沢町誌編さん室編	全て	◎	◎	◎	◎	◎
⑥	やまなしの野鳥 2011	平成 23 年、日本野鳥の会甲府支部・やまなし野鳥の会編	メッシュ No.63・64・65	—	◎	—	—	—
⑦	山梨県の爬虫類・両生類と魚類	平成 18 年、山梨淡水生物調査会編	調査地域 魚類は富士川、石合川	—	—	◎	—	◎
⑧	山梨県南部からのアカイシサンショウウオの記録	平成 27 年、爬虫両棲類学会報 2015(1)p. 32-34 佐々木彰央, 佐藤拓也	全て	—	—	◎	—	—
⑨	山梨の昆虫 No.1～56	昭和 51 年～平成 28 年、甲州昆虫同好会	調査地域	—	—	—	◎	—
⑩	静岡県蝶類分布目録—駿河の昆虫編—	平成 15 年、静岡昆虫同好会	(旧)富沢町	—	—	—	◎	—
⑪	静岡県昆虫集録—駿河の昆虫編—	平成 30 年、静岡昆虫同好会	南部町, (旧)富沢町	—	—	—	◎	—
⑫	駿河の昆虫 No.261～265	平成 30 年～平成 31 年、静岡県昆虫同好会	南部町	—	—	—	◎	—

注) ◎：動物種リストの作成にあたって引用した資料を示す。

△：地域特性の把握の参考にしたが、動物種リストの作成には引用しなかった資料を示す。

—：当該分類群の情報が掲載されていない資料を示す。

表 3.2.8-9 予備調査の調査内容

項目	内容
調査目的	対象事業実施区域周辺における希少猛禽類のおおまかな生息状況を把握し、繁殖の可能性を推定することを目的とした。
調査方法	8～10倍程度の双眼鏡と20～60倍程度の望遠鏡を併用しながら観察を行い、飛翔経路、指標行動、個体の特徴等を記録し、可能な限り写真撮影を行った。
調査地域	対象事業実施区域周辺 5km 程度の範囲
調査地点	3 地点
調査期間	第1回：平成29年11月30日～平成29年12月1日 第2回：平成30年2月8～9日 第3回：平成30年5月8～9日 第4回：平成30年7月5～6日

1) 哺乳類

既存資料による調査地域の哺乳類リストは、表 3.2.8-10 に示すとおりである。7 目 14 科 21 種の哺乳類が確認されており、本州の山地に生息する多くの哺乳類が確認されている。

表 3.2.8-10 既存資料による哺乳類リスト

No.	目と名	科と名	種と名	指定・選定状況					既存資料	
				I	II	III	IV	V		
1	モグラ目	トガリネズミ科	カワネズミ				N		⑤	
2		モグラ科	<i>Mogera</i> 属				N		⑤	
3	コウモリ目	ヒナコウモリ科	アブラコウモリ						③	
4		—	コウモリ目						⑤	
5	サル目	オナガザル科	ニホンザル						②③④⑤	
6	ネコ目	イヌ科	タヌキ						②③④⑤	
7			キツネ						②③④⑤	
8		イタチ科	テン						③④	
9			イタチ				DD		②③④⑤	
10			オコジョ			NT	DD		④	
11			アナグマ						②④⑤	
12		クマ科	ツキノワグマ				N		②③⑤	
13		ジャコウネコ科	ハクビシン						②③④⑤	
14		ウシ目	イノシシ科	イノシシ						②③④⑤
15			シカ科	ニホンジカ						②③④⑤
16	ウシ科		ニホンカモシカ	国特天					②③④⑤	
17	ネズミ目	リス科	ニホンリス				N		②③④⑤	
18			ホンドモモンガ				NT		⑤	
19			ムササビ				N		②③④⑤	
20		ネズミ科	ハツカネズミ						⑤	
21	ウサギ目	ウサギ科	ノウサギ				N		②③④⑤	
計	7 目	14 科	21 種	1 種	0 種	1 種	8 種	0 種		

注 1) 種名及び配列は「日本野生鳥獣目録」(平成 14 年、環境省自然環境局野生生物課)に従った。

注 2) 指定・選定状況の略号は以下のとおりである。

I : 文化財保護法 (昭和 25 年、法律第 214 号)、山梨県文化財保護条例 (昭和 31 年、山梨県条例第 29 号) 及び南部町文化財保護条例 (平成 15 年、南部町条例第 92 号)

国特天 : 特別天然記念物

II : 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成 4 年、法律第 75 号)

III : 環境省レッドリスト 2020 の公表について (環境省ウェブサイト)

NT : 準絶滅危惧

IV : 2018 山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物 (平成 30 年、山梨県森林環境部みどり自然課)

NT : 準絶滅危惧, DD : 情報不足, N : 要注目種

V : 山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例 (平成 19 年 7 月 9 日、山梨県条例第 34 号)

注 3) 既存資料の略号は以下のとおりである。

② : 第 2 回～第 6 回自然環境保全基礎調査 動物 (環境省自然環境局生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS)

③ : 山梨県の野生動物 (昭和 55 年、山梨県編)

④ : 希少種を主とする山梨県の野生鳥獣生息調査 (平成 9 年、山梨県編)

⑤ : 富沢町誌編さん資料第 2 集 富沢町の動植物-1973- (昭和 48 年、富沢町誌編さん室編)

注 4) *Mogera* 属の指定・選定状況は、コウベモグラの可能性を考慮して記載した。

2) 鳥 類

既存資料による調査地域の鳥類リストは、表 3.2.8-11(1)～(2)に示すとおりである。15目39科95種の鳥類が確認されており、山地に生息するヤマドリやタカ類、水辺に生息するサギ類やシギ類、夏鳥として渡来するオオルリやカッコウ類、冬鳥として渡来するアトリやカシラダカ等が確認されている。

また、予備調査による希少猛禽類の確認状況は、表 3.2.8-12に示すとおりである。クマタカ及びハヤブサの繁殖可能性が高いことが確認された。なお、確認位置については、希少種保護の観点から【別冊】非公開資料に記載した。

表 3.2.8-11(1) 既存資料による鳥類リスト

No.	目 and 名	科 and 名	種 and 名	指定・選定状況					既存資料
				I	II	III	IV	V	
1	キジ目	キジ科	ウズラ			VU	NT		⑤
2			ヤマドリ						②⑤
3			キジ						②⑤⑥
4	ハト目	ハト科	キジバト						②⑥
5	カツオドリ目	ウ科	カワウ						⑥
6	ペリカン目	サギ科	ミゾゴイ			VU	EN		⑥
7			ゴイサギ						⑤
8			アオサギ						⑥
9			ダイサギ						⑥
10			チュウサギ				NT		⑥
11	ツル目	クイナ科	クイナ				DD		⑤
12	カッコウ目	カッコウ科	ホトトギス						②⑤⑥
13			ツツドリ						②⑥
14			カッコウ						②⑥
15	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ			NT	VU		②⑤⑥
16	チドリ目	チドリ科	イカルチドリ						⑥
17			コチドリ						⑥
18			シロチドリ			VU	VU		②⑥
19		シギ科	アオアシシギ						②⑥
20			イソシギ						⑥
21			ハマシギ			NT			⑥
22			カモメ科	ウミネコ					
23	タカ目	タカ科	ハチクマ			NT	VU		④
24			トビ						②⑤⑥
25			ハイタカ			NT	VU		②
26			オオタカ		国内	NT	NT		④⑥
27			サシバ			VU	NT		⑥
28			ノスリ						④
29			クマタカ		国内	EN	EN		④⑥
30	フクロウ目	フクロウ科	コノハズク				EN		②⑤
31			フクロウ				NT		⑤⑥
32			アオバズク				NT		②⑥
33	ブッポウソウ目	カワセミ科	アカショウビン				EN		②⑤
34			カワセミ						⑤⑥
35			ヤマセミ				NT		②⑥
36	キツツキ目	キツツキ科	コゲラ						②⑥
37			オオアカゲラ				DD		②
38			アカゲラ						②⑥
39			アオゲラ						⑥
40	ハヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ						⑥
41	スズメ目	モズ科	モズ						②⑤⑥
42		カラス科	カケス						②⑤⑥
43			オナガ						⑤⑥

表 3.2.8-11(2) 既存資料による鳥類リスト

No.	目和名	科和名	種和名	指定・選定状況					既存資料	
				I	II	III	IV	V		
44	スズメ目	カラス科	ハシボソガラス						②⑥	
45			ハシブトガラス						②⑥	
46		キクイタダキ科	キクイタダキ						②⑥	
47		シジュウカラ科	コガラ						②⑥	
48			ヤマガラ						②⑤⑥	
49			ヒガラ						②⑥	
50			シジュウカラ						②⑤⑥	
51		ヒバリ科	ヒバリ						⑤	
52		ツバメ科	ツバメ						②⑤⑥	
53			イワツバメ						②	
54		ヒヨドリ科	ヒヨドリ						②⑤⑥	
55		ウグイス科	ウグイス						②⑤⑥	
56			ヤブサメ						②	
57		エナガ科	エナガ						②⑥	
58		ムシクイ科	メボソムシクイ						②	
59			エゾムシクイ						②⑤	
60			センダイムシクイ						②⑥	
61		メジロ科	メジロ						②⑤⑥	
62		ヨシキリ科	オオヨシキリ						⑥	
63		セッカ科	セッカ						⑥	
64		ゴジュウカラ科	ゴジュウカラ						②	
65		ミソサザイ科	ミソサザイ						②⑤⑥	
66		ムクドリ科	ムクドリ						②⑥	
67		カワガラス科	カワガラス						②⑤⑥	
68		ヒタキ科	マミジロ					NT	②	
69			トラツグミ					NT	②	
70			クロツグミ						②⑥	
71			アカハラ						②	
72			ツグミ						⑤⑥	
73			コマドリ						②	
74			コルリ						②	
75			ルリビタキ						②	
76			ジョウビタキ						②⑥	
77			キビタキ						②⑥	
78			オオルリ						②⑥	
79			イワヒバリ科	カヤクグリ						②
80		スズメ科	スズメ						②⑤⑥	
81		セキレイ科	キセキレイ						②⑥	
82			ハクセキレイ						⑤⑥	
83			セグロセキレイ						②	
84			ビンズイ						②⑥	
85		アトリ科	アトリ						②	
86			カワラヒワ						②⑤⑥	
87			ハギマンコ						②	
88			ベニマンコ						②	
89			ウソ						②⑥	
90			イカル						②⑥	
91		ホオジロ科	ホオジロ						②⑤⑥	
92			カシラダカ						⑥	
93			アオジ						⑥	
94		キジ目	キジ科	コジュケイ					②⑤⑥	
95		スズメ目	チメドリ科	ガビチョウ					⑥	
計		15 目	39 科	95 種	0 種	2 種	11 種	18 種	0 種	

注1) 種名及び配列は「日本鳥類目録 改訂第7版」(平成24年、日本鳥学会)に従った。なお、No.94 コジュケイ及びNo.95 ガビチョウは外来種である。

注2) 指定・選定状況の略号は以下のとおりである。

I：文化財保護法(昭和25年、法律第214号)、山梨県文化財保護条例(昭和31年、山梨県条例第29号)及び南部町文化財保護条例(平成15年、南部町条例第92号)

II：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年、法律第75号)

国内：国内希少野生動植物種

III：環境省レッドリスト2020の公表について(環境省ウェブサイト)

EN：絶滅危惧IB類、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧

IV：2018山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物(平成30年、山梨県森林環境部みどり自然課)

EN：絶滅危惧IB類、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

V：山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例(平成19年7月9日、山梨県条例第34号)

注3) 既存資料の略号は以下のとおりである。

②：第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物(環境省自然環境局生物多様性センター 自然環境調査Web-GIS)

④：希少種を主とする山梨県の野生鳥獣生息調査(平成9年、山梨県編)

⑤：富沢町誌編さん資料第2集 富沢町の動植物-1973- (昭和48年、富沢町誌編さん室編)

⑥：やまなしの野鳥 2011(平成23年、日本野鳥の会甲府支部・やまなし野鳥の会編)

表3.2.8-12 予備調査による希少猛禽類の確認状況

種和名	確認回数					指定・選定状況					繁殖の可能性
	11-12月	2月	5月	7月	合計	I	II	III	IV	V	
ミサゴ		1			1			NT	DD		×
ハイタカ	6	3	2		11			NT	VU		△
オオタカ	1	1			2			NT	NT		×
クマタカ	7	19	8	3	37		国内	EN	EN		◎
ハヤブサ	2		5	1	8		国内	VU	VU		◎

注1) 希少猛禽類は、各種法令及び文献により指定・選定されている猛禽類とした。

注2) 指定・選定状況の略号は以下のとおりである。

I：文化財保護法(昭和25年、法律第214号)、山梨県文化財保護条例(昭和31年、山梨県条例第29号)及び南部町文化財保護条例(平成15年、南部町条例第92号)

II：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年、法律第75号)

国内：国内希少野生動植物種

III：環境省レッドリスト2020の公表について(環境省ウェブサイト)

EN：絶滅危惧IB類、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧

IV：2018山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物(平成30年、山梨県森林環境部みどり自然課)

EN：絶滅危惧IB類、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

V：山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例(平成19年7月9日、山梨県条例第34号)

注3) 繁殖の可能性

◎：繁殖の可能性が高い、△：繁殖の可能性を否定できない、×：繁殖の可能性が低い

3) 爬虫類

既存資料による調査地域の爬虫類リストは、表 3.2.8-13 に示すとおりである。1 目 4 科 8 種の爬虫類が確認されており、いずれも本州に普通に生息する種であった。

表 3.2.8-13 既存資料による爬虫類リスト

No.	目と名	科と名	種と名	指定・選定状況					既存資料
				I	II	III	IV	V	
1	有鱗目	ヤモリ科	ニホンヤモリ						③
2		カナヘビ科	ニホンカナヘビ						③⑤
3		ナミヘビ科	タカチホヘビ				DD		③⑤
4			ジムグリ						②③⑤⑦
5			アオダイショウ						②③⑤
6			シマヘビ				VU		⑤⑦
7			ヤマカガシ						②③⑤⑦
8		クサリヘビ科	ニホンナムシ						③⑤
計	1 目	4 科	8 種	0 種	0 種	0 種	2 種	0 種	

注 1) 種名及び配列は「日本産爬虫両生類標準和名リスト (2020 年 3 月 16 日版)」(日本爬虫両棲類学会ウェブサイト) に従った。

注 2) 指定・選定状況の略号は以下のとおりである。

I : 文化財保護法 (昭和 25 年. 法律第 214 号), 山梨県文化財保護条例 (昭和 31 年. 山梨県条例第 29 号) 及び南部町文化財保護条例 (平成 15 年. 南部町条例第 92 号)

II : 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成 4 年. 法律第 75 号)

III : 環境省レッドリスト 2020 の公表について (環境省ウェブサイト)

NT : 準絶滅危惧

IV : 2018 山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物 (平成 30 年. 山梨県森林環境部みどり自然課)

VU : 絶滅危惧 II 類, NT : 準絶滅危惧

V : 山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例 (平成 19 年 7 月 9 日. 山梨県条例第 34 号)

注 3) 既存資料の略号は以下のとおりである。

② : 第 2 回～第 6 回自然環境保全基礎調査 動物 (環境省自然環境局生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS)

③ : 山梨県の野生動物 (昭和 55 年. 山梨県編)

④ : 希少種を主とする山梨県の野生鳥獣生息調査 (平成 9 年. 山梨県編)

⑤ : 富沢町誌編さん資料第 2 集 富沢町の動植物-1973- (昭和 48 年. 富沢町誌編さん室編)

⑥ : 山梨県の爬虫類・両生類と魚類 (平成 18 年. 山梨淡水生物調査会編)

4) 両生類

既存資料による調査地域の両生類リストは、表 3.2.8-14 に示すとおりである。2 目 6 科 12 種の両生類が確認されており、サンショウウオ類を代表に、山地性の両生類が特徴的に確認されている。

表 3.2.8-14 既存資料による両生類リスト

No.	目名	科名	種名	指定・選定状況					既存資料
				I	II	III	IV	V	
1	有尾目	サンショウウオ科	アカイシサンショウウオ			EN	CR	指定	⑧
2			ヒガシヒダサンショウウオ			VU	NT		②③
3			ハコネサンショウウオ						⑤
4		イモリ科	アカハライモリ			NT	VU		②⑤
5	無尾目	ヒキガエル科	アズマヒキガエル						⑤
6		アマガエル科	ニホンアマガエル						⑤⑦
7		アカガエル科	ヤマアカガエル						②⑤⑦
8			ウシガエル						②⑤⑦
9			ツチガエル						⑤
10			トノサマガエル			NT	NT		②⑤⑦
11		アオガエル科	モリアオガエル						②③④⑤⑦
12			カジカガエル						②⑤⑦
計	2 目	6 科	12 種	0 種	0 種	4 種	4 種	1 種	

注 1) 種名及び配列は「日本産爬虫両生類標準和名リスト (2020 年 3 月 16 日版)」(日本爬虫両棲類学会ウェブサイト) に従った。

注 2) 指定・選定状況の略号は以下のとおりである。

I : 文化財保護法 (昭和 25 年. 法律第 214 号), 山梨県文化財保護条例 (昭和 31 年. 山梨県条例第 29 号) 及び南部町文化財保護条例 (平成 15 年. 南部町条例第 92 号)

II : 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成 4 年. 法律第 75 号)

III : 環境省レッドリスト 2020 の公表について (環境省ウェブサイト)

EN : 絶滅危惧 IB 類, VU : 絶滅危惧 II 類, NT : 準絶滅危惧

IV : 2018 山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物 (平成 30 年. 山梨県森林環境部みどり自然課)

VU : 絶滅危惧 II 類, NT : 準絶滅危惧

V : 山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例 (平成 19 年 7 月 9 日. 山梨県条例第 34 号)

指定 : 指定希少野生動植物種

注 3) 既存資料の略号は以下のとおりである。

② : 第 2 回～第 6 回自然環境保全基礎調査 動物 (環境省自然環境局生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS)

③ : 山梨県の野生動物 (昭和 55 年. 山梨県編)

④ : 希少種を主とする山梨県の野生鳥獣生息調査 (平成 9 年. 山梨県編)

⑤ : 富沢町誌編さん資料第 2 集 富沢町の動植物—1973— (昭和 48 年. 富沢町誌編さん室編)

⑦ : 山梨県の爬虫類・両生類と魚類 (平成 18 年. 山梨淡水生物調査会編)

⑧ : 山梨県南部からのアカイシサンショウウオの記録 (平成 27 年. 爬虫両棲類学会報 2015(1)p. 32-34 佐々木彰央, 佐藤拓也)

5) 昆虫類

既存資料による調査地域の昆虫類リストは、表 3.2.8-15(1)～(5)に示すとおりである。10目51科216種の昆虫類が確認されており、特筆すべきはチョウ類の種数が多いことであった。

表 3.2.8-15(1) 既存資料による昆虫類リスト

No.	目 和 名	科 和 名	種 和 名	指定・選定状況					既存資料	
				I	II	III	IV	V		
1	カゲロウ目(蜉蝣目)	ヒラタカゲロウ科	シロタニガワカゲロウ						⑤	
2	トンボ目(蜻蛉目)	アオイトトンボ科	ホソミオツネトンボ						⑨⑩	
3		イトトンボ科	ホソミイトトンボ						②	
-				イトトンボ科					⑤	
4		カワトンボ科	ハグロトンボ							⑤
5			ミヤマカワトンボ							⑨⑩
6			アオハダトンボ				NT	NT		⑤
7			アサヒナカワトンボ							⑩
8		ムカシトンボ科	ムカシトンボ					VU	⑨⑩	
9		ヤンマ科	オオギンヤンマ							⑨
10			ギンヤンマ							⑨
11			コシボソヤンマ							⑤
12			カトリヤンマ							②⑨
13			ミルンヤンマ							②⑨⑩
14		サナエトンボ科	クロサナエ						⑨⑩	
15		オニヤンマ科	オニヤンマ						⑤⑨	
16		トンボ科	ショウジョウトンボ							⑤
17			シオカラトンボ							⑤
18			シオヤトンボ							⑤⑩
19			オオシオカラトンボ							⑤
20			ウスバキトンボ							⑨
21			コシアキトンボ							⑤
22			コノシメトンボ							⑩
23			ナツアカネ							⑤⑩
24			マユタテアカネ							⑨⑩
25			アキアカネ							⑤
26			ノシメトンボ							⑨
27		ミヤマアカネ							⑨⑩	
28	ゴキブリ目(網翅目)	ゴキブリ科	ゴキブリ科					⑤		
29	カマキリ目(蟷螂目)	カマキリ科	ハラビロカマキリ						⑤⑨	
30			コカマキリ						②⑤	
31			オオカマキリ						②⑤	
32	ハサミムシ目(革翅目)	-	ハサミムシ目(革翅目)						②	
33	バッタ目(直翅目)	カマドウマ科	カマドウマ						⑤	
34		クツワムシ科	クツワムシ					NT	⑤⑨	
35		ツユムシ科	セスジツユムシ							⑤
36			ツユムシ							⑤⑨
37			ヘリグロツユムシ							⑨
38		キリギリス科	ヒガシキリギリス						⑤	
39			<i>Hexacentrus</i> 属						⑤	
40		ケラ科	ケラ						⑤	
41		マツムシ科	スズムシ							⑤
42			アオマツムシ							⑨
43			マツムシ							⑤
44		コオロギ科	ハラオカメコオロギ							⑤
45			ミツカドコオロギ							⑤
46			エンマコオロギ							⑤
47	カネタタキ科	カネタタキ						⑤		

表 3.2.8-15(2) 既存資料による昆虫類リスト

No.	目和名	科和名	種和名	指定・選定状況					既存資料		
				I	II	III	IV	V			
48	バッタ目(直翅目)	バッタ科	ショウリョウバッタ						⑤		
49			クルマバッタ						⑤		
50			トノサマバッタ						⑤⑨		
51		イナゴ科	ツチイナゴ						⑤		
-			イナゴ科						⑤		
52	カメムシ目(半翅目)	アオバハゴロモ科	アオバハゴロモ						⑨		
53		セミ科	エゾゼミ						⑤		
54			クマゼミ						⑤⑨		
55			ヒメハルゼミ						⑤		
56			アブラゼミ						⑤⑨		
57			ミンミンゼミ						⑤		
58			ツクツクボウシ						⑤⑨		
59			ニイニイゼミ						⑤		
60			ヒグラシ						⑤		
61			ハルゼミ						⑤		
62			アメンボ科	アメンボ						②	
63				シマアメンボ						⑨	
64			ミズムシ科	ミズムシ科(昆)						②	
65			コオイムシ科	コオイムシ			NT	NT		②⑤	
66		タガメ				VU	CR		②⑤		
67		タイコウチ科	タイコウチ						②⑤		
68			ミズカマキリ						②⑤		
69		チョウ目(鱗翅目)	セセリチョウ科	アオバセセリ本土亜種						②⑤⑨⑩	
70				ダイミョウセセリ							②⑨⑩
71				ミヤマセセリ							⑩⑪
72				ホソバセセリ							②⑩⑪
73				ヒメキマダラセセリ							②⑤⑨⑩
74				イチモンジセセリ							②⑤⑨⑩
75	ミヤマチャバネセセリ									⑨⑩⑪	
76	チャバネセセリ									⑨⑩	
77	オオチャバネセセリ							NT		②⑨	
78	キマダラセセリ									②⑤⑩	
79	チャマダラセセリ						EN	CR		②	
80	コチャバネセセリ									⑩	
81	シジミチョウ科			ミズイロオナガシジミ							⑩
82				ウラゴマダラシジミ							②⑤⑨⑩⑪
83			ムラサキツバメ							⑪	
84			ムラサキシジミ							⑤⑨⑩⑪	
85			コツバメ							②⑤⑩⑪	
86			ルリシジミ							⑤⑨⑩⑪	
87			スギタニルリシジミ本州亜種							②⑤⑩⑪⑫	
88			キシマミドリシジミ本州以南亜種					N		⑨	
89			アイノミドリシジミ							②⑤	
90			ヒサマツミドリシジミ					N		②⑤⑪	
91			メスアカミドリシジミ							⑩	
92			ウラギンシジミ							②⑤⑨⑩⑪	
93			ツバメシジミ							②⑤⑨⑩⑪	
94			オオミドリシジミ							⑩	
95			アカシジミ							⑩	
96			ウラナミアカシジミ							⑩	
97			ウラナミシジミ							②⑤⑨⑩⑪	
98	ベニシジミ								②⑤⑨⑩⑪		
99	クロシジミ					EN	EN		⑩		

表 3.2.8-15(3) 既存資料による昆虫類リスト

No.	目和名	科和名	種和名	指定・選定状況					既存資料
				I	II	III	IV	V	
100	チョウ目(鱗翅目)	シジミチョウ科	ミヤマシジミ			EN	EN		②⑩
101			トラフシジミ						②⑤⑩⑪
102			フジミドリシジミ						②⑤⑨⑩
103			ゴイシシジミ						②⑤⑩⑪
104			クロツバメシジミ東日本亜種			NT	VU		⑨⑪
105			ウラキンシジミ						⑤⑩
106			ヤマトシジミ本土亜種						⑤⑨⑩⑪
107			タテハチョウ科	コムラサキ					
108		サカハチチョウ							⑨⑩⑪
109		ミドリヒョウモン							②⑨⑩
110		ツマグロヒョウモン							②⑤⑨⑩
111		ウラギンスジヒョウモン					VU	NT	⑨⑩
112		メスグロヒョウモン							⑤⑨⑩
113		スミナガシ本土亜種							②⑤⑩
114		アカボシゴマダラ							⑨⑪⑫
115		ゴマダラチョウ本土亜種							②⑤⑪⑫
116		クジャクチョウ							⑤⑨⑪
117		ルリタテハ本土亜種							⑤⑨⑩⑪
118		ツマジロウラジャノメ本州亜種							②⑤⑩
119		クロヒカゲ本土亜種							②⑤⑨⑩⑪
120		ヒカゲチョウ							②⑤⑨⑩⑪
121		テングチョウ日本本土亜種							⑤⑨⑩⑪
122		イチモンジチョウ							②⑤⑨⑩⑪
123		アサマイチモンジ							②⑤⑨⑩⑪
124		ウスイロコノマチョウ							②⑤
125		クロコノマチョウ							②⑨⑩⑪
126	ジャノメチョウ							②⑤⑩	
127	コジャノメ							②⑤⑨⑩⑪	
128	ヒメジャノメ							②⑤⑨⑩	
129	サトキマダラヒカゲ							⑤⑩	
130	ヤマキマダラヒカゲ本土亜種							⑤⑩	
131	クモガタヒョウモン							⑤⑨⑩	
132	ミスジチョウ							⑨⑩⑪	
133	コミスジ本州以南亜種						②⑤⑨⑩⑪		
134	オオヒカゲ					VU	②⑤		
135	ヒオドシチョウ						②⑤⑩		
136	アサギマダラ						⑤⑨⑩⑪		
137	シータテハ						⑤⑩⑪		
138	キタテハ						②⑤⑨⑩⑪		
139	オオムラサキ				NT	N	②⑤⑩⑪⑫		
140	ヒメアカタテハ						②⑤⑨⑩		
141	アカタテハ						②⑨⑩⑪		
142	ヒメウラナミジャノメ						②⑤⑨⑩⑪		
143	ヒメキマダラヒカゲ						②⑤⑩		
144	アゲハチョウ科	ジャコウアゲハ本土亜種						②⑤⑨⑩	
145		アオスジアゲハ						②⑨⑩	
146		ギフチョウ				VU	CR	②⑤⑨⑩⑪	
147		カラスアゲハ本土亜種						②⑤⑨⑩⑪	
148		モンキアゲハ						⑤⑨⑩	
149		ミヤマカラスアゲハ						⑨⑩	
150		キアゲハ						⑤⑨⑩⑪	
151		オナガアゲハ						②⑤⑨⑩⑪	
152		ナガサキアゲハ						⑨⑩	

表 3.2.8-15(4) 既存資料による昆虫類リスト

No.	目和名	科和名	種和名	指定・選定状況					既存資料	
				I	II	III	IV	V		
153	チョウ目(鱗翅目)	タテハチョウ科	クロアゲハ本土亜種						⑤⑨⑩	
154			アゲハ						②⑨⑩	
155			ウスバシロチョウ						②⑤⑪	
156		シロチョウ科	クモツマキチョウ八ヶ岳・南アルプス亜種			VU	VU	指定	⑪	
157			ツマキチョウ本土亜種						⑤⑩⑪	
158			モンキチョウ						⑤⑨⑩⑪	
159			ツマグロキチョウ			EN	CR		②⑤⑨⑩⑪⑫	
160			キタキチョウ						⑤⑨⑩⑪	
161			エゾスジグロシロチョウ						⑨⑩	
162			スジグロシロチョウ						②⑤⑨⑩⑪	
163			ヤマトスジグロシロチョウ本州中・南部亜種						⑨	
164			モンシロチョウ						⑤⑨⑩⑪	
165			イカリモンガ科	イカリモンガ						⑨
166		ヤママユガ科	ヤママユ本土亜種						⑨	
167		スズメガ科	オオスカシバ						⑨	
168		コウチュウ目(鞘翅目)	ハンミョウ科	ナミハンミョウ						⑤⑨
169	ゲンゴロウ科		ゲンゴロウ			VU	EN		⑤	
170	ミズスマシ科		ミズスマシ			VU	NT		⑤	
171	ガムシ科		ガムシ			NT	VU		⑤	
172	センチコガネ科		オオセンチコガネ						⑨	
173			センチコガネ						⑨	
174	クワガタムシ科		スジクワガタ						⑪	
175			ミヤマクワガタ						⑤	
176			コルリクワガタ						⑤	
177			ノコギリクワガタ						⑤	
-			クワガタムシ科							⑤
178	コガネムシ科		マグソコガネ						⑤	
179			コガネムシ						⑤	
180			ヒゲコガネ						⑤	
181			カナブン						⑤	
182			アオカナブン						⑤	
183			カブトムシ						⑤	
-			コガネムシ科							⑤
184			タマムシ科	ウバタマムシ						⑤
185	タマムシ								⑤	
186	コウゾチビタマムシ								⑨	
187	ウメチビタマムシ								⑨	
188	ツツキノコムシ科		フタオビツツキノコムシ						⑤	
189	カミキリムシ科		ビロウドカミキリ						⑨	
190			クワカミキリ						⑤	
191			シロスジカミキリ						⑤	
192		ヤツボシハナカミキリ						⑨		
193		クロホソコバネカミキリ						⑤		
194		ミヤマカミキリ						⑤		
195		ヘリグロリングカミキリ						⑨		
196		ラミーカミキリ						⑨		
197		フジヒメハナカミキリ						⑤		
198		オオヒメハナカミキリ						⑤		
199		ベニカミキリ						⑨		
200		ホソトラカミキリ						⑨		
201		ルリボシカミキリ						⑪		
202		トラフホソバネカミキリ						⑪		
203		モモグロハナカミキリ						⑤		

表 3.2.8-15(5) 既存資料による昆虫類リスト

No.	目和名	科和名	種和名	指定・選定状況					既存資料	
				I	II	III	IV	V		
204	コウチュウ目(鞘翅目)	カミキリムシ科	トラフカミキリ				NT		⑤	
205	ハチ目(膜翅目)	スズメバチ科	<i>Parapolybia</i> 属						⑤	
206			キアシナガバチ本土亜種						②	
207			ヒメスズメバチ						⑨	
-			<i>Vespa</i> 属						⑤	
208			キイロスズメバチ						⑨	
209			クロスズメバチ						②	
210			クモバチ科	オオモンクロクモバチ						⑨
211			ツチバチ科	ヒメハラナガツチバチ本土亜種						⑨
212			アナバチ科	クロアナバチ本土亜種						②
213			ミツバチ科	ニホンミツバチ						⑤⑨
214				ナミルリモンハナバチ						⑨
215				キムネクマバチ						②
216				ミツバチ科						⑤
計	10 目	51 科	216 種	0 種	0 種	15 種	22 種	1 種		

注 1) 種名及び配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト (令和元年度版)」(公益財団法人リバーフロント研究所ウェブサイト) に従った。

注 2) 指定・選定状況の略号は以下のとおりである。

I : 文化財保護法 (昭和 25 年. 法律第 214 号), 山梨県文化財保護条例 (昭和 31 年. 山梨県条例第 29 号) 及び南部町文化財保護条例 (平成 15 年. 南部町条例第 92 号)

II : 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成 4 年. 法律第 75 号)

III : 環境省レッドリスト 2020 の公表について (環境省ウェブサイト)

EN : 絶滅危惧 IB 類, VU : 絶滅危惧 II 類, NT : 準絶滅危惧

IV : 2018 山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物 (平成 30 年. 山梨県森林環境部みどり自然課)

CR: 絶滅危惧 IA 類, EN : 絶滅危惧 IB 類, VU : 絶滅危惧 II 類, NT : 準絶滅危惧, N : 要注目種

V : 山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例 (平成 19 年 7 月 9 日. 山梨県条例第 34 号)

指定 : 指定希少野生動植物種

注 3) 既存資料の略号は以下のとおりである。

② : 第 2 回～第 6 回自然環境保全基礎調査 動物 (環境省自然環境局生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS)

⑤ : 富沢町誌編さん資料第 2 集 富沢町の動植物-1973- (昭和 48 年. 富沢町誌編さん室編)

⑨ : 山梨の昆虫 No.1～56 (昭和 51 年～平成 28 年. 甲州昆虫同好会)

⑩ : 静岡県の蝶類分布目録-駿河の昆虫編- (平成 15 年. 静岡昆虫同好会)

⑪ : 静岡県昆虫集録-駿河の昆虫編- (平成 30 年. 静岡昆虫同好会)

⑫ : 駿河の昆虫 No.261～265 (平成 30 年～平成 31 年. 静岡昆虫同好会)

6) 魚 類

既存資料による調査地域の魚類リストは、表 3.2.8-16 に示すとおりである。7 目 11 科 22 種の魚類が確認されており、アブラハヤ、イワナ類、カジカ等、河川の中流域から上流域にかけて生息する種が中心であった。

表 3.2.8-16 既存資料による魚類リスト

No.	目名	科名	種名	指定・選定状況					既存資料
				I	II	III	IV	V	
1	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ			EN	DD		②③⑤⑦
2	コイ目	コイ科	コイ (型不明)						②③⑤
3			キンブナ			VU			②
4			フナ類						⑤
5			オイカワ						②③⑤⑦
6			アブラハヤ						②③⑤⑦
7			ウグイ						②③⑤⑦
8			カマツカ						②③⑤⑦
9			ドジョウ科	ドジョウ			NT	DD	
10		ナマズ目	ナマズ科	ナマズ					
11	サケ目	アユ科	アユ						②⑤⑦
12		サケ科	イワナ属			DD	LP		②⑤
13			ニジマス						②③
14			サクラマス(ヤマメ)			NT	LP		⑤
15			サツキマス(アマゴ)			NT	LP		②③⑦
16	ダツ目	メダカ科	メダカ属			VU	VU		⑤
17	カサゴ目	カジカ科	カジカ			NT	N		②③⑤⑦
18	スズキ目	サンフィッシュ科	オオクチバス						⑦
19		ハゼ科	カワヨシノボリ						②⑦
20			オオヨシノボリ						②
21			ヨシノボリ属						②
22		タイワンドジョウ科	カムルチー						②
合計	7 目	11 科	22 種	0 種	0 種	8 種	7 種	0 種	

注 1) 種名及び配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト (令和元年度版)」(公益財団法人リバーフロント研究所ウェブサイト) に従った。

注 2) 指定・選定状況の略号は以下のとおりである。

I : 文化財保護法 (昭和 25 年. 法律第 214 号), 山梨県文化財保護条例 (昭和 31 年. 山梨県条例第 29 号) 及び南部町文化財保護条例 (平成 15 年. 南部町条例第 92 号)

II : 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成 4 年. 法律第 75 号)

III : 環境省レッドリスト 2020 の公表について (環境省ウェブサイト)

EN : 絶滅危惧 IB 類, VU : 絶滅危惧 II 類, NT : 準絶滅危惧, DD : 情報不足

IV : 2018 山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅のおそれのある野生生物 (平成 30 年. 山梨県森林環境部みどり自然課)

VU : 絶滅危惧 II 類, DD : 情報不足, LP : 絶滅のおそれのある地域個体群, N : 要注目種

V : 山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例 (平成 19 年 7 月 9 日. 山梨県条例第 34 号)

注 3) 既存資料の略号は以下のとおりである。

② : 第 2 回～第 6 回自然環境保全基礎調査 動物 (環境省自然環境局生物多様性センター 自然環境調査 Web-GIS)

③ : 山梨県の野生動物 (昭和 55 年. 山梨県編)

⑤ : 富沢町誌編さん資料第 2 集 富沢町の動植物-1973- (昭和 48 年. 富沢町誌編さん室編)

⑦ : 山梨県の爬虫類・両生類と魚類 (平成 18 年. 山梨淡水生物調査会編)

#### 7) 天然記念物及び自然記念物（動物）

「山梨の文化財リスト（天然記念物）」（山梨県ウェブサイト）、「南部町の文化財」（平成 9 年・南部町教育委員会）、「富沢町の文化財」（平成元年・富沢町教育委員会）及び「山梨県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地区・自然記念物位置図等について」（山梨県ウェブサイト）によると、調査地域には天然記念物及び自然記念物（動物）は分布していない。

#### (3) 生態系の状況

調査地域は山梨県の最南端に位置し、静岡県に接する地域である。垂直的には、100m 余りの低地から 1,000m を越える稜線付近までであり、起伏のある山地斜面で多くが占められるほか、河川沿いには、谷底平野としての低地がみられる。

静岡県からの暖地性植物の北上により、植物帯の区分では暖帯に属する地域となるが、県境の標高の高い地域では温帯となる。植生はスギ・ヒノキ・サワラ植林の面積が最も多く、イロハモミジ・ケヤキ群集等の自然林やクリーコナラ群集等の二次林が点在する。河川周辺には住宅地や農地等の土地利用がみられるが、ツルヨシ群集等の自然度の高い植生も分布する。

これらの環境を反映し、山地の樹林環境の生態系が典型的に現れている地域と考えられ、食物連鎖の観点からの上位種としては、哺乳類のキツネ、テン、ツキノワグマ、鳥類のクマタカ、ハヤブサ等が挙げられる。

### 3.2.9 景観・人と自然との触れ合いの場

#### (1) 景観資源及び視点場の状況

「富士の国やまなし観光ネット」(公益社団法人やまなし観光推進機構ウェブサイト)、「山梨の登山・山岳情報ポータル」(山梨県ウェブサイト)、「南部町観光ガイドマップ」(南部町ウェブサイト)、南部町及び地元への聞き取り等によると、調査地域に存在する景観資源は表 3.2.9-1 に示すとおりであり、位置は図 3.2.9-1 に示すとおりである。

また、調査地域における不特定多数の人が利用できる施設及び地元住民が日常的に利用する場所のうち、主要な視点場は表 3.2.9-2(1)～(2)に示すとおりであり、位置は図 3.2.9-2 に示すとおりである。

表 3.2.9-1 景観資源

No.	分類	名称	概要	資料
1	山岳	篠井山	南アルプス山系。山梨百名山。身延線の車窓から間近に見える山姿は、標高からは想像できない貫禄がある。山頂付近にはブナを主体とした原生林があり、四位神社のお堂が安置されている。	①③
2		高ドッキョウ	南アルプス山系。山梨百名山。山梨県最南端の山。頂上は雑木とスズタケに囲まれているが、富士山方面だけは切り開かれている。	①③
3		南貫ヶ岳	貫ヶ岳より南へ 40 分上った場所に位置する。展望台が 2 カ所あり、富士山から駿河湾、伊豆半島までの大パノラマが広がる。	②③
4		貫ヶ岳	南アルプス山系。山梨百名山。頂上は東側がブナ林、西側がヒノキ林になっていて、静かではあるが、眺望には恵まれない。	①③
5		白鳥山	富士・御坂山系。山梨百名山。山梨県最南端の甲駿国境に位置し、山頂付近からは赤石岳や白峰三山など南アルプスのほか、左側面に大沢崩を見せる富士山を望むことができる。	①③
6	渓谷	富士川渓谷	篠井山、青笹山など南アルプス山系支脈の山々から流れ出た富士川が刻み込んだ谷であり、七ツ釜の滝や、風吹きの滝などの見どころがある。	③

資料：資料の略号は以下のとおりである。

- ① 「富士の国やまなし観光ネット」(公益社団法人やまなし観光推進機構ウェブサイト)
- ② 「山梨の登山・山岳情報ポータル」(山梨県ウェブサイト)
- ③ 「南部町観光ガイドマップ」(南部町ウェブサイト)

表 3.2.9-2(1) 視点場

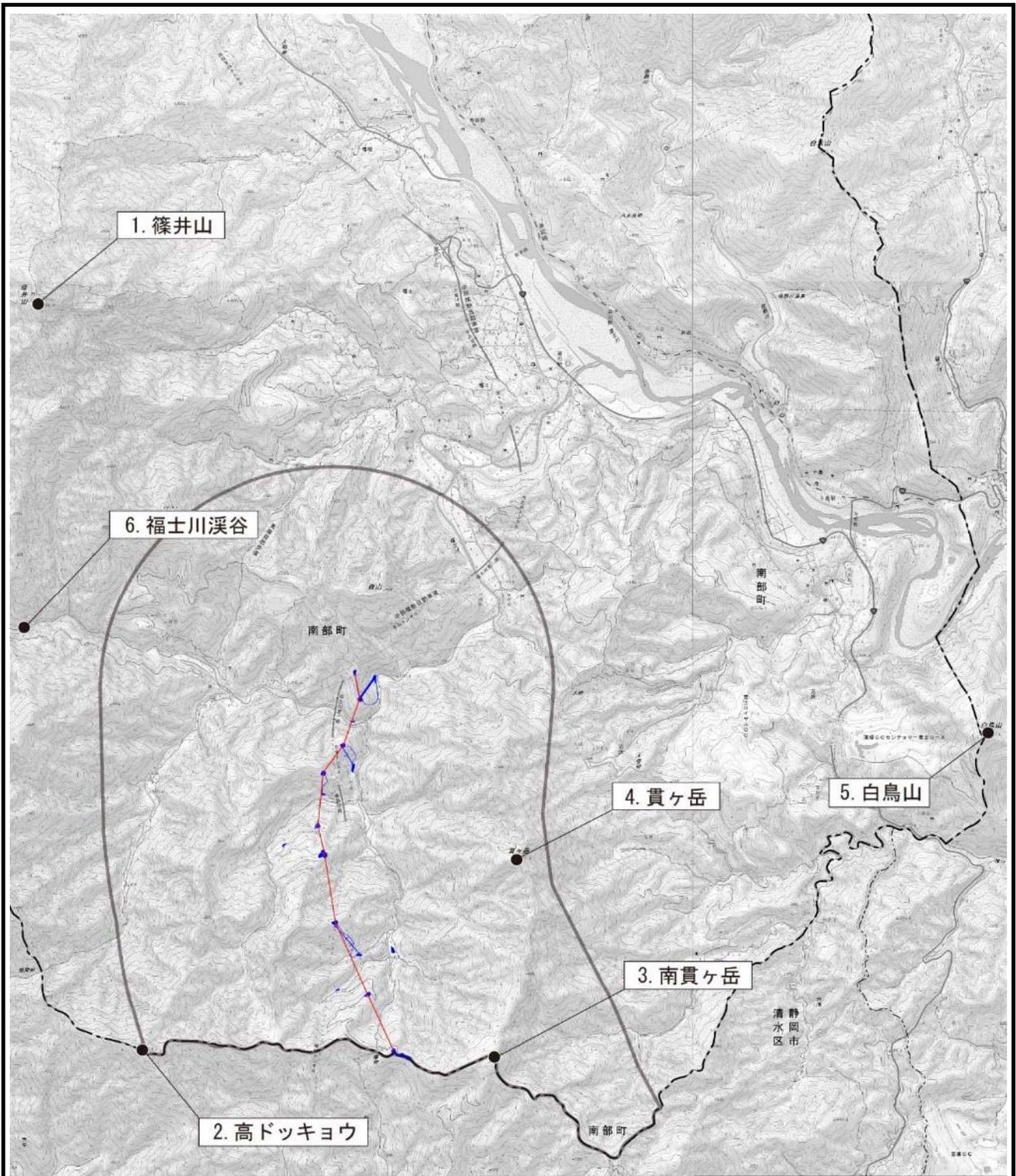
No.	分類	名称	概要	資料
1	山岳	篠井山	南アルプス山系。山梨百名山。身延線の車窓から間近に見える山姿は、標高からは想像できない貫禄がある。山頂付近にはブナを主体とした原生林があり、四位神社のお堂が安置されている。	①③
2		高ドッキョウ	南アルプス山系。山梨百名山。山梨県最南端の山。頂上は雑木とスズタケに囲まれているが、富士山方面だけは切り開かれている。	①③
3		貫ヶ岳	南アルプス山系。山梨百名山。頂上は東側がブナ林、西側がヒノキ林になっていて、静かではあるが、眺望には恵まれない。	①③
4		白鳥山	富士・御坂山系。山梨百名山。山梨県最南端の甲駿国境に位置し、山頂付近からは赤石岳や白峰三山など南アルプスのほか、左側面に大沢崩を見せる富士山を望むことができる。	①③
5	展望台	平治の段 (南貫ヶ岳)	貫ヶ岳より南へ40分上った場所に位置する。展望台が2カ所あり、富士山から駿河湾、伊豆半島までの大パノラマが広がる。	②③
6		十国展望台	貫ヶ岳と南貫ヶ岳を結ぶ登山道に位置する展望台。	③
7		晴海展望台	貫ヶ岳と南貫ヶ岳を結ぶ登山道に位置する展望台。	③
8	公園	森のオアシス	森のオアシス公園は、芝生広場やお弁当広場が整備され四季をじっくり感じることができる空間である。公園からは富士川へ降りられる階段があり、夏には川の水とふれあうことができる。	③
9		六地藏公園	地藏様越しに見える富士山は山梨県の新富嶽百景に選ばれた名所でもあり、目の前に広がる山々の景色はまさに絶景である。紅葉も楽しむことができる。	①③
10		西行公園（西行庵）	山梨新富嶽百景に選ばれた盆中の富士。山間から富士山が臨める。公園内には、祈りの石像や石碑、古い石が並び、かつての甲駿往還であり、身延道が通っている。	①③
11		白鳥山森林公園 (恋人の聖地)	富士山をはじめ富士宮市街、富士川、南アルプスなどの山などを見渡すことができる。富士山の眺めは「関東富士見百景」にも選定されており、「恋人の聖地」にも選定されている。	① ③

表 3.2.9-2(2) 視点場

No.	分類	名称	概要	資料
12	観光施設	道の駅とみざわ	国道 52 号線沿いに位置する道の駅。年間 20 万人もの利用客が訪れており、新鮮な野菜を中心に、安全・安心なものなど、地元で取れたものを販売している。	①③
13		山水徳間の里	山水徳間の里は、山間の富士川溪谷にあり、地元の味や、手打ちそばが味わえ、魚のつかみ取りやヤマメ釣りが楽しめる施設である。	③
14	民宿・旅館	先祖	徳間地区の入口付近にある民宿。	③
15		富士川根熊山荘	富士川の中流沿いに位置する山荘。夏は川遊び、秋は紅葉が楽しめる。	③
16	キャンプ場	富士川オートキャンプ場	富士川のほとりにあるキャンプ場。キャンプ場の周りを富士川の清流と深い緑の山々に囲まれており、自然を十分に満喫できる。	③
17		富士川根熊山荘 ファミリーオートキャンプ場	民宿富士川根熊山荘の敷地内にあり、サイトの横を清流富士川が流れている、静かで安心して楽しめる家族向けのキャンプ場。	③
18		ターキーズハウス	富士川に隣接する標高 170m に位置するキャンプ場。キャンプ場からは、富士川へと降りる階段があり、川遊びや釣りが楽しめる。	③
19	公共施設	南部町役場	国道 52 号線沿い、道の駅とみざわ向かいに位置する。	③
20	社寺	八幡神社	県道 802 号線沿いに位置する。	③
21		徳間寺	県道 802 号線から徳間方向へ入った場所に位置する。	③

資料：資料の略号は以下のとおりである。

- ① 「富士の国やまなし観光ネット」(公益社団法人やまなし観光推進機構ウェブサイト)
- ② 「山梨の登山・山岳情報ポータル」(山梨県ウェブサイト)
- ③ 「南部町観光ガイドマップ」(南部町ウェブサイト)



【凡 例】

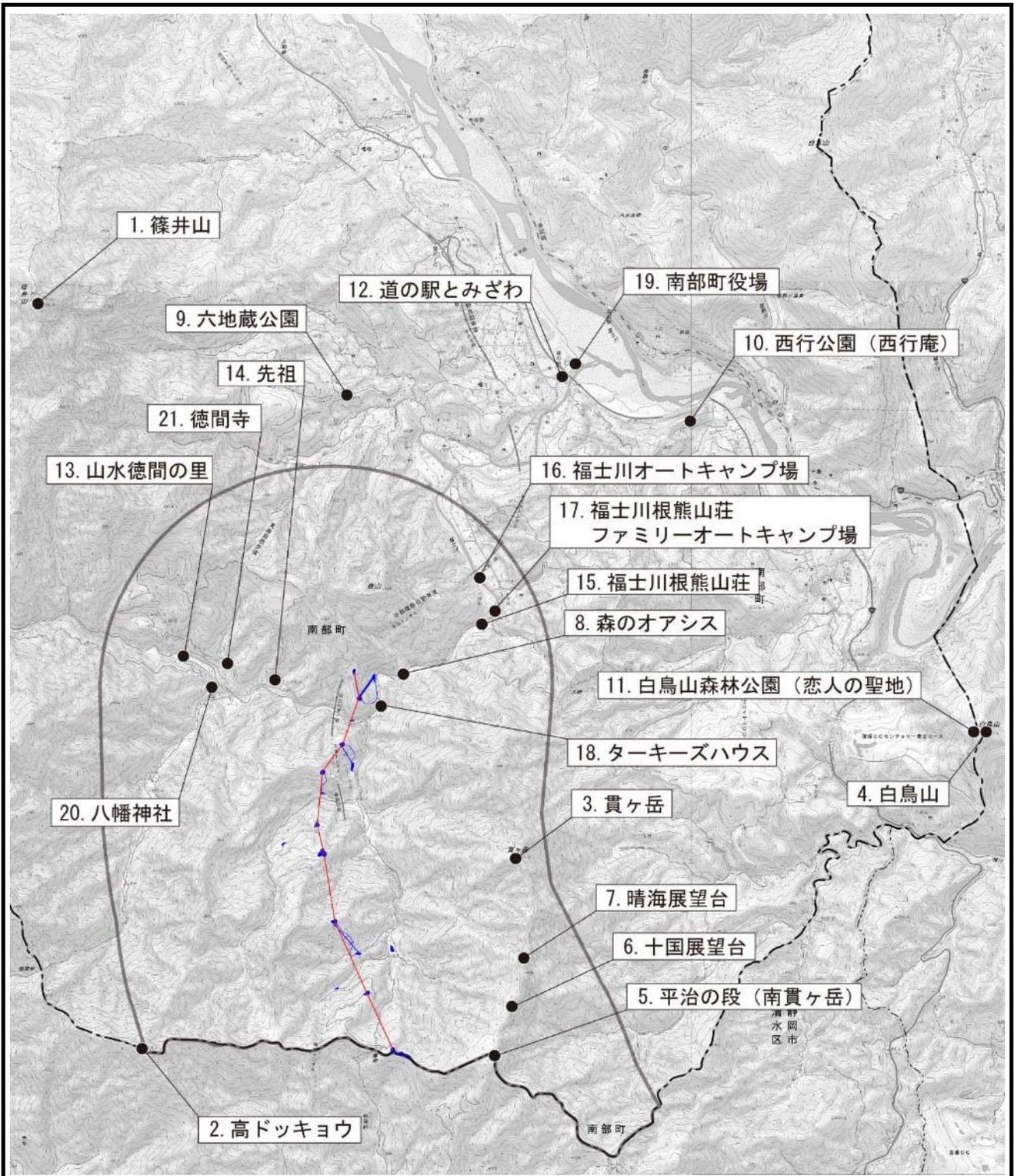
-  : 東清水線
-  : 工事用地
-  : 調査地域
-  : 県境
-  : 市区町境



0 500m 1km 2km

1 : 60,000

図 3.2.9-1 景観資源



【凡 例】

- : 東清水線
- : 工事用地
- : 調査地域
- - - : 県境
- · - · : 市区町境



0 500m 1km 2km

1 : 60,000

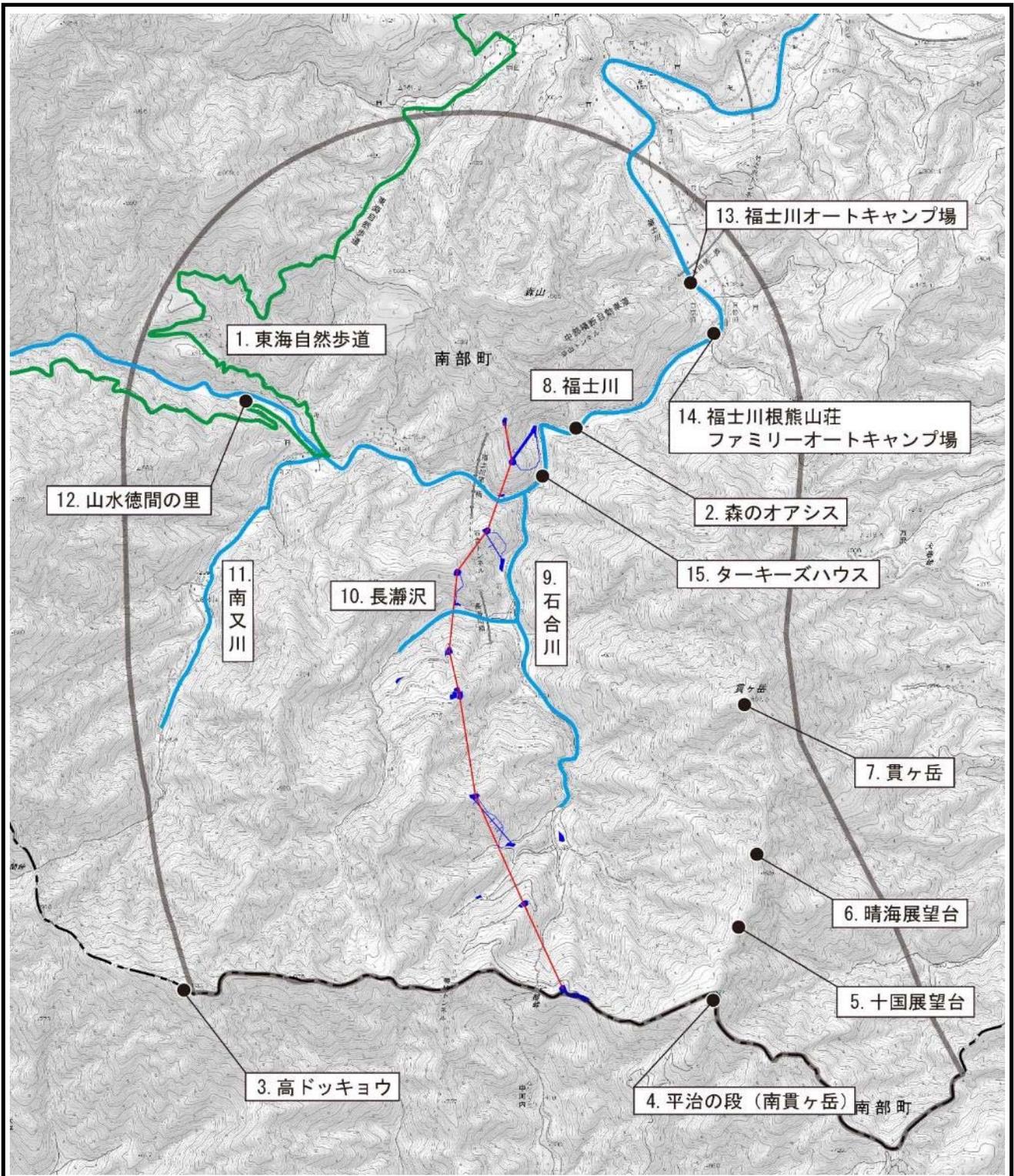
図 3. 2. 9-2 視点場

(2) 人と自然との触れ合い活動の場の状況

調査地域には人と自然との触れ合い活動の場として、表 3.2.9-3 に示す自然歩道や公園、山岳、キャンプ場があるほか、「遊漁について～釣りをされる方へ～」(山梨県ウェブサイト)によれば、釣り等の遊漁ができる富士川、石合川、長瀬沢、南又川がある。これらの位置は、図 3.2.9-3 に示すとおりである。

表 3.2.9-3 人と自然との触れ合い活動の場

No.	分類	名称	概要	
1	自然歩道	東海自然歩道	東海自然歩道は、昭和 45 年から整備が進められた、東京の高尾山から大阪の箕面公園まで全長約 1,700 km、みどり豊かな自然と貴重な歴史文化財を訪ねるコースである。 山梨県内のコースは、総延長約 115km、西から東へたどると次のとおりである。県西の田代峠で山梨県に入り、富士川をこえて天子山塊の長者ヶ岳でいったん静岡県に出て、田貫湖、朝霧高原を通り割石峠で再度山梨県に入る。本栖湖をはじめとした富士五湖や樹海、忍野八海等の名勝をへて富士山の北麓を半周し、丹沢山系の高指山で神奈川県に入る。	
2	公園	森のオアシス	森のオアシス公園は、芝生広場やお弁当広場が整備され四季をじっくり感じることができる空間である。公園からは富士川へ降りられる階段があり、夏には川の水とふれあうことができる。	
3	山岳	高ドッキョウ	標高 1,134m。山梨県最南端の山。途中、清水湾が見えるポイントがある。	
4		平治の段 (南貫ヶ岳)	貫ヶ岳より南へ 40 分上った場所に位置する。展望台が 2 カ所あり、富士山から駿河湾、伊豆半島までの大パノラマが広がる。	
5		十国展望台	貫ヶ岳と南貫ヶ岳を結ぶ登山道に位置する展望台。	
6		晴海展望台	貫ヶ岳と南貫ヶ岳を結ぶ登山道に位置する展望台。	
7		貫ヶ岳	標高 897m。山頂は展望には恵まれないが、途中の「平治の段」近くの展望台からの眺めが良い。	
8		釣り	富士川	内共第四号(富士川漁業協同組合)の区域において、ウナギ、アユ、イワナ、アマゴなど 8 種類の魚を釣ることができる。
9			石合川	
10	長瀬沢			
11	南又川			
12	観光施設	山水徳間の里	山水徳間の里は、山間の富士川渓谷にあり、地元の味や、手打ちそばが味わえ、魚のつかみ取りやヤマメ釣りが楽しめる施設である。	
13	キャンプ場	富士川オートキャンプ場	富士川のほとりにあるキャンプ場。キャンプ場の周りを富士川の清流と深い緑の山々に囲まれており、自然を十分に満喫できる。	
14		富士川根熊山荘 ファミリーオートキャンプ場	民宿富士川根熊山荘の敷地内にあり、サイトの横を清流富士川が流れている、静かで安心して楽しめる家族向けのキャンプ場。	
15		ターキーズハウス	富士川に隣接する標高 170m に位置するキャンプ場。キャンプ場からは、富士川へと降りる階段があり、川遊びや釣りが楽しめる。	



【凡 例】

- : 東清水線
- : 工事用地
- : 調査地域
- : 県境

- : 東海自然歩道
- : 河川



0 500m 1km 2km

1 : 40,000

図 3.2.9-3 人と自然との触れ合い活動の場

### 3.2.10 一般環境中の放射性物質

調査地域の最寄りの環境放射能モニタリング調査地点は、「3.2.1 大気環境」で示した南部測定局である（図 3.2.1-1 参照）。「やまなしの環境 2019（令和元年度版）」（山梨県）による空間放射線量率の測定結果は、表 3.2.10-1 に示すとおりである。

表 3.2.10-1 環境放射能モニタリング調査結果

調査内容	調査地点	測定結果 ( $\mu$ Sv/h)	測定回数
空間放射線量率 (モニタリングポスト)	南部一般環境大気測定局	0.033~0.089	通年

資料：「やまなしの環境 2019（令和元年度版）」（山梨県）

### 3.3 地域の社会的状況

#### 3.3.1 人口

##### (1) 人口の状況

「山梨の人口」（山梨県統計調査課ウェブサイト（令和2年11月1日現在の数値））による、平成28年から令和2年の山梨県全体と調査地域が含まれる南部町における人口及び世帯数は、表3.3.1-1に示すとおりである。南部町の人口は減少傾向にあり、山梨県全体でも人口は減少傾向である。世帯数は、南部町は減少傾向にあるが、山梨県全体では増加傾向にある。

また、「山梨県統計データバンク 市町村別出生・死亡」及び「山梨県統計データバンク 市町村別社会動態」による、平成26年から平成30年の南部町における人口動態は、表3.3.1-2に示すとおりであり、自然動態、社会動態とも減少傾向にある。

表 3.3.1-1 山梨県及び南部町の人口・世帯数一覧

地域 項目 年	山梨県		南部町	
	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)
令和2年	805,852	342,029	7,150	2,879
令和元年	812,641	336,963	7,397	2,899
平成30年	818,455	335,002	7,559	2,924
平成29年	823,835	332,773	7,770	2,981
平成28年	829,814	330,981	7,963	2,993

資料：「山梨の人口」（山梨県統計調査課ウェブサイト）による、令和2年11月1日の数値

表 3.3.1-2 南部町の人口動態一覧

年	自然動態			社会動態			差引増減
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成30年	28	139	△111	172	262	△90	△201
平成29年	26	138	△112	167	244	△77	△189
平成28年	30	138	△108	184	270	△86	△194
平成27年	31	145	△114	176	263	△87	△201
平成26年	33	159	△126	189	217	△28	△154

資料：「山梨県統計データバンク 市町村別出生・死亡」及び「山梨県統計データバンク 市町村別社会動態」による、平成26年～平成30年の数値、及び「山梨の人口」（山梨県統計調査課ウェブサイト）による、令和2年11月1日の数値

### 3.3.2 産 業

#### (1) 産業の状況

「山梨県統計データバンク 市町村別産業別就業者数」及び「e-Stat 統計でみる日本」（政府統計ポータルサイト）による、調査地域が含まれる南部町の産業別就業者数の推移は、表 3.3.2-1 に示すとおりである。

第 3 次産業の就業者数の割合が高く、過去 15 年の傾向で見ると、第 2 次産業の就業者数の割合が低下しているほか、全体の就業者数についても減少傾向にある。

表 3.3.2-1 南部町の産業別就業者数一覧

産業分類	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)
総数	2,969	-	4,624	-	3,972	-	3,790	-
第 1 次産業	79	2.7	127	2.7	71	1.8	137	3.6
農業	27	0.9	79	1.6	29	0.7	86	2.3
林業	50	1.7	44	1.0	39	1.0	48	1.3
漁業・水産養殖業	2	0.1	4	0.1	3	0.1	3	0.1
第 2 次産業	1,317	44.4	2,025	43.8	1,570	39.5	1,468	38.7
鉱業	28	1.0	41	0.9	29	0.7	27	0.7
建設業	405	13.6	590	12.8	442	11.1	442	11.7
製造業	884	29.8	1,394	30.1	1,099	27.7	999	26.4
第 3 次産業	1,573	52.9	2,472	53.5	2,331	58.7	2,185	57.7
電気・ガス・水道・熱供給業	19	0.6	14	0.3	17	0.4	13	0.3
運輸・通信業	134	4.5	179	3.9	214	5.4	176	4.6
卸売及び小売り業	459	15.5	584	12.6	459	11.6	417	11.0
金融・保険業	36	1.2	44	1.0	48	1.2	35	0.9
不動産業	5	0.2	11	0.2	18	0.5	26	0.7
サービス業	785	26.4	1,442	31.2	1,375	34.6	1,335	35.2
公務	135	4.5	197	4.3	195	4.9	179	4.7
分類不能の産業	-	-	1	0.0	5	0.1	4	0.1

資料：「山梨県統計データバンク 市町村別産業別就業者数」による、平成 12 年、平成 17 年、平成 22 年の数値及び、「e-Stat 統計でみる日本」（政府統計ポータルサイト）による、平成 27 年の数値

### 3.3.3 土地利用

#### (1) 土地利用の状況

「町の概要」(南部町ウェブサイト)による、調査地域が含まれる南部町の土地利用状況は、表3.3.3-1に示すとおりである。

南部町では、総面積200.87km<sup>2</sup>のうち森林の面積が87.4%とほとんどを占め、次いでその他が9.2%、農用地が2.2%となっている。

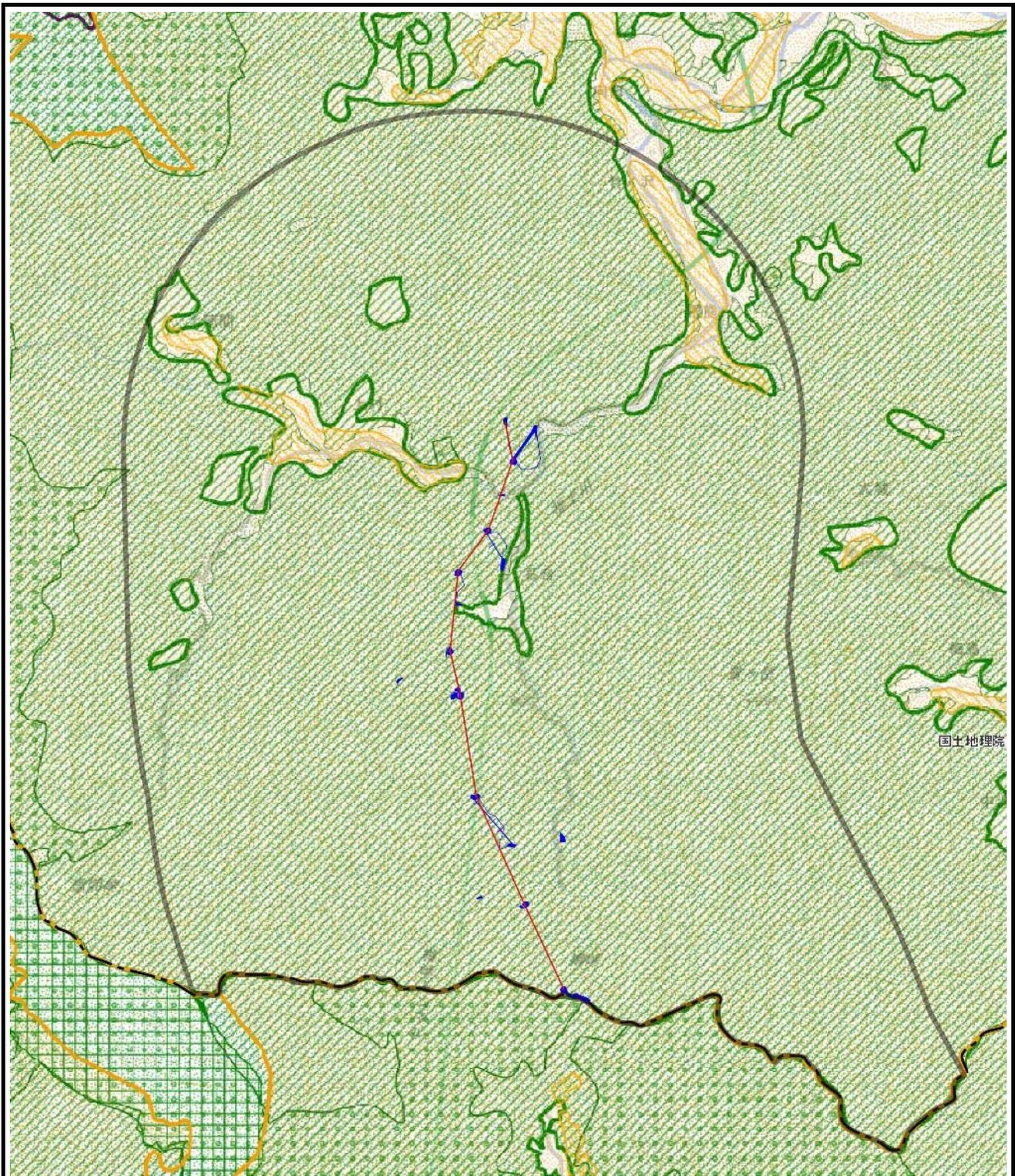
表3.3.3-1 南部町の土地利用状況 (単位：km<sup>2</sup>)

総面積	農用地	宅地	森林	その他
200.87 (-)	4.43 (2.2%)	2.51 (1.2%)	175.48 (87.4%)	18.45 (9.2%)

資料：「町の概要」南部町ウェブサイト

#### (2) 土地利用計画

「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」(国土交通省ウェブサイト)による、調査地域の土地利用計画は、図3.3.3-1に示すとおりである。調査地域は、農業地域、農用地区域、森林地域、地域森林計画対象民有林及び保安林からなっている。



【凡 例】

-  : 東清水線
-  : 工事用地
-  : 調査地域
-  : 県境

-  : 農業地域
-  : 農用地区域
-  : 森林地域
-  : 国有林

-  : 地域森林計画対象民有林
-  : 保安林
-  : 自然保全地域



0 500m 1km 2km

1 : 40,000

図 3. 3. 3-1 土地利用基本図

「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」(国土交通省ウェブサイト) により作成

### 3.3.4 水利用

#### (1) 内水面漁業の状況

「漁業権について」(山梨県ウェブサイト)による、調査地域の河川における漁業権漁業は、表 3.3.4-1 に示すとおりである。

表 3.3.4-1 漁業権漁業

公示番号	管轄漁業協同組合	魚種
内共第 4 号	富士川漁業協同組合	うなぎ, あゆ, いwana, あまご (地方名: やまめ), にじます, おいかわ, うぐい, こい

資料: 「漁業権について」(山梨県ウェブサイト)

#### (2) 水道の普及状況

「第 2 次南部町総合計画 (平成 27 年度～平成 36 年度) ～水と緑が溢れるふれあい豊かなまちづくり～」(平成 27 年, 山梨県南部町)によると、調査地域が含まれる南部町における水道事業は、集落が分散する地域特性から、簡易水道と小規模水道により実施されている。

「平成 30 年度版 山梨県の水道 (平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)」(令和 2 年, 山梨県福祉保健部衛生薬務課)による南部町の水道普及状況は、表 3.3.4-2 に示すとおりである。

表 3.3.4-2 南部町の水道普及状況

行政区域内総人口 (人)	簡易水道			普及率 (%)
	箇所数 (ヶ所)	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	
7,741	9	11,635	7,556	97.6

資料: 「平成 30 年度版 山梨県の水道 (平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)」(令和 2 年, 山梨県福祉保健部衛生薬務課)

#### (3) 地下水の利用の状況

「平成 30 年度版 山梨県の水道 (平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)」(令和 2 年, 山梨県福祉保健部衛生薬務課)による、調査地域が含まれる南部町の水源別取水量は、表 3.3.4-3 に示すとおりである。南部町における平成 30 年度の年間取水量は 1,658,906<sup>m</sup>³であり、水源別では深井戸が最も多く 32.8%を占め、地下水だけで年間取水量の 76.9%を占めている。

表 3.3.4-3 南部町の水源別取水量 (単位: m<sup>3</sup>/年)

地表水		地下水			その他		計
ダム水	表流水	伏流水	浅井戸	深井戸	浄水受水	湧水	
0 (-)	383,488 (23.1%)	381,425 (23.0%)	350,207 (21.1%)	543,786 (32.8%)	0 (-)	0 (-)	1,658,906

資料: 「平成 30 年度版 山梨県の水道 (平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)」(令和 2 年, 山梨県福祉保健部衛生薬務課)

#### (4) 下水道等の整備の状況

「第 2 次南部町総合計画 (平成 27 年度～平成 36 年度) ～水と緑が溢れるふれあい豊かなまちづくり～」(平成 27 年, 山梨県南部町)によると、調査地域が含まれる南部町は、公共下水道に代わる合併処理浄化槽を設置しており、その普及率は平成 25 年度末で 40.4%である。

### 3.3.5 交通

#### (1) 道路の状況

調査地域周辺の主要な道路は、図 3.3.5-1 に示すとおりであり、山梨県道 801 号高瀬富士線、山梨県道 802 号大向富士線、一般国道 52 号が存在する。「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」(一般社団法人交通工学研究会)による、主要道路での交通量は表 3.3.5-1 に示すとおりである。

また、南部町営バスが運行されている。

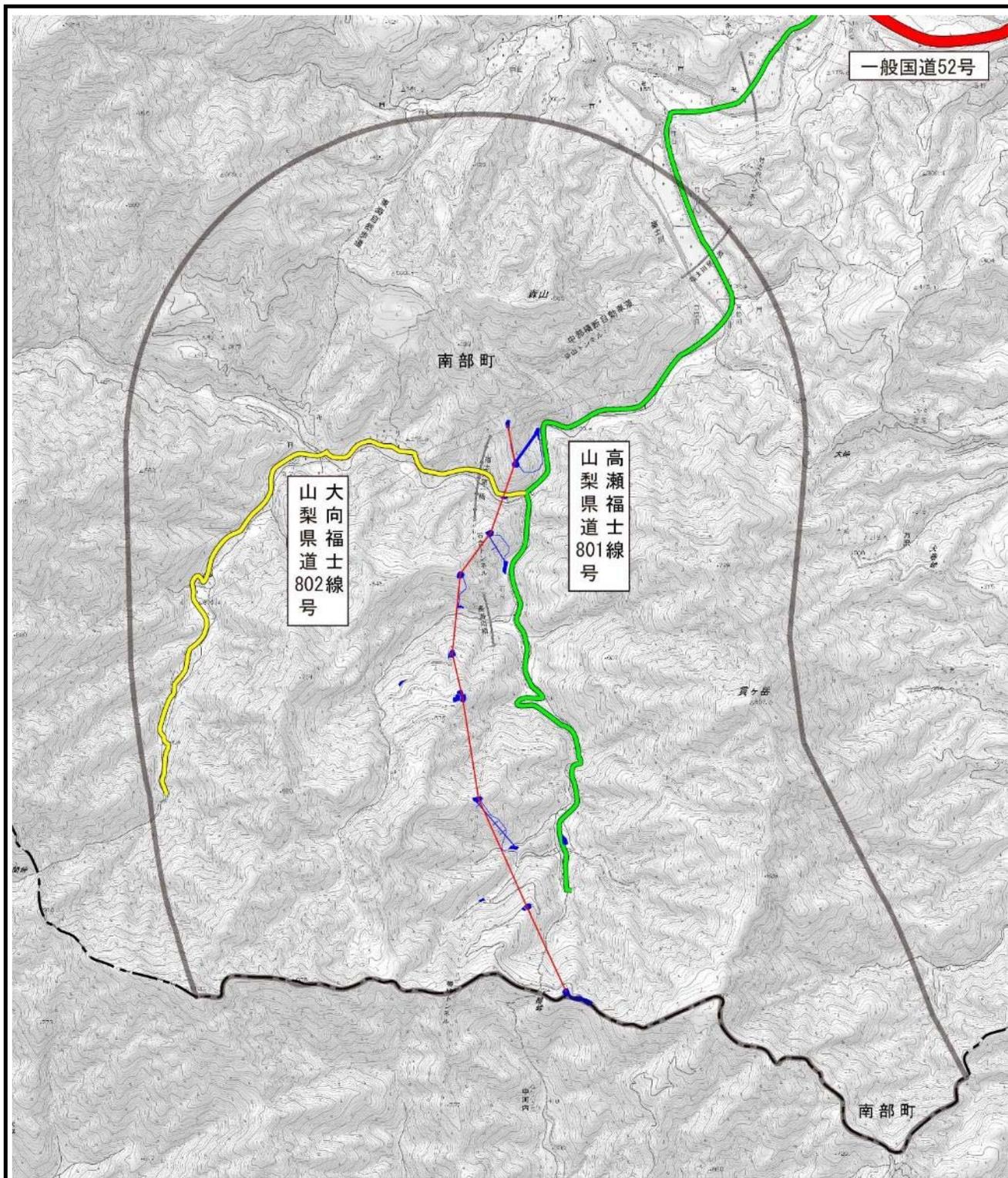
表 3.3.5-1 主要道路の交通量

番号	路線名	交通調査 基本区間番号	自動車類交通量					
			昼間 12 時間			24 時間		
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
1	山梨県道 801 号 高瀬富士線	19608010010	1,629	201	1,830	1,960	254	2,214
2	山梨県道 802 号 大向富士線	19608020030	95	7	102	101	9	110
3	一般国道 52 号	19300520040	4,364	2,268	6,632	5,770	2,785	8,555

資料：「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」(一般社団法人交通工学研究会)

#### (2) 鉄道の状況

調査地域に鉄道の運行はない。



【凡 例】

- |  |  |
|--|--|
|  : 東清水線 |  : 一般国道 52 号  |
|  : 工事用地 |  : 山梨県道 801 号 |
|  : 調査地域 |  : 山梨県道 802 号 |
|  : 県境   |  |



1 : 40,000

図 3.3.5-1 主要道路

### 3.3.6 公共施設

#### (1) 学校、病院等の配置の状況

調査地域に、学校、病院、社会福祉施設等の環境の保全について、配慮が特に必要な施設は存在しない。

### 3.3.7 観光・レクリエーション

「山梨県統計年鑑 平成 27 年度刊行～令和元年度刊行」（平成 27 年～令和 2 年. 山梨県県民生活部統計調査課）による、平成 25 年から平成 29 年の調査地域が位置する峡南地域における観光客の状況は、表 3.3.7-1 に示すとおりである。平成 26 年に一度減少したものの、おおむね増加傾向にある。

また、「南部町観光ガイドマップ」（南部町ウェブサイト）によると、観光資源として、自然、歴史、お祭り、レジャー施設、温泉、ハイキングコース等が挙げられる。

表 3.3.7-1 峡南地域における観光客及び宿泊客実人数の状況 (単位：人)

圏域	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
峡南地域	2,148,210	2,089,857	2,239,088	2,255,750	2,218,685
山梨県	29,678,438	30,016,843	31,4661,975	32,045,792	32,161,839

資料：「山梨県統計年鑑 平成 27 年度刊行～令和元年度刊行」（平成 27 年～令和 2 年. 山梨県県民生活部統計調査課）

### 3.3.8 史跡文化財

「山梨の文化財ガイド」（山梨県ウェブサイト）、「南部町の文化財」（平成 9 年. 南部町教育委員会）及び「富沢町の文化財」（平成元年. 富沢町教育委員会）によると、調査地域には史跡文化財（天然記念物除く）は分布していない。

3.3.9 関係法令

環境保全等を目的とした法令による規制状況の一覧は、表 3.3.9-1 に示すとおりである。

表 3.3.9-1 環境保全等を目的とした法令規制状況一覧

法令・条例	地域指定等	事業指定の有無	地域指定の有無	
			事業実施区域	調査地域
環境基本法 ・環境基準	大気質	—	○	○
	騒音	—	—	—
	水質	A 類型（富士川）	—	—
	地下水水質	—	○	○
	土壌	—	○	○
	ダイオキシン・大気	—	○	○
	ダイオキシン・水質	—	○	○
	ダイオキシン・底質	—	○	○
ダイオキシン・土壌	—	○	○	
大気汚染防止法	—	—	—	—
悪臭防止法	—	—	—	—
騒音規制法	特定工場等に対する規制基準（騒音）	—	—	—
	特定建設作業に対する規制基準（騒音）	○	—	—
	自動車騒音の要請限度	—	—	—
振動規制法	特定工場等に対する規制基準（振動）	—	—	—
	特定建設作業に対する規制基準（振動）	○	—	—
	道路交通振動の要請限度	—	—	—
水質汚濁防止法	—	—	—	—
土壌汚染対策法	要措置区域・形質変更時届出区域	—	—	—
農用地の土壌汚染防止等に関する法律	農用地土壌汚染対策地域	—	—	—
自然関連法令等	土砂災害防止法	土砂災害警戒区域	○	○
	砂防法	砂防指定地	—	—
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	—	—
	自然環境保全法	自然環境保全地域	—	—
	自然公園法	自然公園	—	—
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	—	—
	絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	—	—
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	条約湿地	—	—
	森林法	保安林等	○	○
	都市計画法	風致地区	—	—
都市緑地法	特別緑地保全地区	—	—	
山梨県生活環境の保全に関する条例	指定工場等における許容限度	—	—	—
	指定工場に係る規制基準（騒音）	—	—	—
	特定建設作業に係る規制基準（騒音）	○	—	—
山梨県景観条例	景観形成地域	—	—	—
	大規模行為の届出	○	—	—

注) 斜線は指定が無いことを示す。

(1) 大気質

1) 環境基準

環境基本法第 16 条の規定に基づき、大気の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準が定められている。また、ダイオキシンについては、ダイオキシン類対策特別措置法第 7 条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準が定められている。

大気の汚染に係る環境基準は表 3.3.9-2 に、ダイオキシン類に係る環境基準は表 3.3.9-3 に示すとおりである。

表 3.3.9-2 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1 ppm 以下であること (昭和 48 年 5 月 16 日・環境庁告示第 35 号)
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10 ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20 ppm 以下であること (昭和 48 年 5 月 8 日・環境庁告示第 25 号)
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること (昭和 48 年 5 月 8 日・環境庁告示第 25 号)
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること (昭和 53 年 7 月 11 日・環境庁告示第 38 号)
光化学 オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること (昭和 48 年 5 月 8 日・環境庁告示第 25 号)

注 1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

注 2) 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。

注 3) 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。

注 4) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

表 3.3.9-3 ダイオキシン類に係る環境基準（大気）

物質	基準値
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下

資料：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日．環境庁告示第 68 号）

注 1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注 2) 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

2) 規制基準

大気汚染防止法の目的の一つに、工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等の規制がある。対象事業は送電線路の設置であり、ばい煙発生施設等の設置はないため、規制基準は適用されない。

3) 山梨県生活環境の保全に関する条例

「山梨県生活環境の保全に関する条例」（昭和 50 年 7 月 12 日．山梨県条例第 12 号）に基づき、指定工場等における事業活動に伴って生ずるばい煙等の排出、発生又は飛散の量等についての許容限度が定められている。対象事業は送電線路の設置であり、指定工場等に該当しないため、規制基準は適用されない。

(2) 悪 臭

1) 規制基準

「悪臭防止法」では、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とし、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進している。規制地域、規制基準については、各都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）によって指定され、規制方法は、特定悪臭物質と規定される 22 物質の物質濃度による物質濃度別規制と、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を臭気指数として換算し、その臭気指数による臭気指数規制の 2 つがあり、山梨県については臭気指数規制となっている。規制基準は表 3.3.9-4 に示すとおりである。悪臭防止法の規制対象は工場・事業場であり、対象事業は送電線路の設置であるため、規制基準は適用されない。

表 3.3.9-4 悪臭防止法に係る規制基準

区 分	南部町における規制地域	規制基準
A 区域	成島、中野、本郷、塩沢、大和、南部、内船、楮根、福士及び万沢の一部	臭気指数 13
B 区域	南部の一部	臭気指数 15
C 区域	福士及び万沢の一部	臭気指数 17

資料：「悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準」（平成 16 年 10 月 28 日．山梨県告示第 496 号）

(3) 騒音

1) 環境基準

環境基本法第16条の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準が定められている。

騒音に係る環境基準は表3.3.9-5(1)～(3)に示すとおりであり、山梨県における騒音の環境基準に係る地域類型の区分(市の区域に係る類型指定は、各市により告示)は表3.3.9-6に示すとおりであり、環境基準の地域類型を当てはめる地域が指定されている地域は、表3.3.9-7に示すとおりである。南部町は、環境基準の地域類型の指定を受けていない地域である。

表3.3.9-5(1) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域以外の地域)

地域の類型	基準値	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
AA	50dB以下	40dB以下
A及びB	55dB以下	45dB以下
C	60dB以下	50dB以下

資料：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日、環境庁告示第64号)

注) 地域の類型は以下のとおりである。

- AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
- A：専ら住居の用に供される地域
- B：主として住居の用に供される地域
- C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

表3.3.9-5(2) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の区分	基準値	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

資料：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日、環境庁告示第64号)

注) 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表に係らず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表3.3.9-5(3) 騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)

基準値	
昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
70dB以下	65dB以下

資料：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日、環境庁告示第64号)

注1) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては45dB以下、夜間にあつては40dB以下)によることができる。

注2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m
- ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20m

表 3.3.9-6 山梨県における騒音に係る環境基準の地域類型の指定

地域の類型	該当地域
A	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域, 第二種低層住居専用地域, 第一種中高層住居専用地域, 第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域
B	都市計画法第八条第一項第一号に掲げる第一種住居地域, 第二種住居地域及び準住居地域(同項第二号に掲げる特別用途地区のうち, 特別工業地区及び特別業務地区を除く。)
C	都市計画法第八条第一項第一号に掲げる近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域及び工業地域並びに同項第二号に掲げる特別用途地区のうち, 特別工業地区及び特別業務地区

資料: 「騒音に係る環境基準の類型の当てはめ」(平成7年8月31日. 山梨県告示第368号)

注1) この表において「A」, 「B」及び「C」とは, 騒音に係る環境基準について(平成十年環境庁告示第六十四号)の「第一 環境基準」において定められた地域の類型のうち「A」, 「B」及び「C」に相当するものをいう。

注2) この表に当てはめる地域のうち, 騒音に係る環境基準についての「第一 環境基準」において定められている「幹線交通を担う道路」とは, 次に掲げる道路をいう。

(一) 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三条に規定する高速自動車国道, 一般国道, 県道及び市町村道(市町村道にあつては四車線以上の区間に限る。)のうち山梨県内の区域

(二) (一)に掲げる道路を除くほか, 一般自動車道であつて都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第七条第一項第一号に定める自動車専用道路のうち山梨県内の区域

表 3.3.9-7 山梨県内において環境基準の地域類型を当てはめる地域指定されている地域

指定地域
市川三郷町, 富士川町, 身延町, 昭和町及び富士河口湖町

資料: 「騒音に係る環境基準の類型の当てはめ」(平成7年8月31日. 山梨県告示第368号)

注) 市の区域に係る類型指定は, 各市が告示している。

2) 規制基準

① 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音

騒音規制法に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について、規制基準が定められている。対象事業は送電線路の設置であるため、特定工場等において発生する騒音の規制基準については、適用されない。特定建設作業は表 3.3.9-8 に、特定建設作業に係る規制基準は表 3.3.9-9 に示すとおりである。

表 3.3.9-8 特定建設作業

特定建設作業	規模要件等
1 くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業	くい打機をアースオーガと併用する作業を除く。
2 びょう打機を使用する作業	—
3 さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを越えない作業に限る。
4 空気圧縮機を使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。</li> <li>・さく岩機の動力として使用する作業を除く。</li> </ul>
5 コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリートプラントは、混練機の混練容量が 0.45 m<sup>3</sup>以上のものに限る。</li> <li>・アスファルトプラントは、混練重量が 200kg 以上のものに限る。</li> <li>・モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。</li> </ul>
6 バックホウを使用する作業	バックホウは、環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。
7 トラクターショベルを使用する作業	一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。
8 ブルドーザーを使用する作業	一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。

資料：「騒音規制法施行令」（昭和 43 年 11 月 27 日、政令第 324 号）

「騒音・振動・悪臭規制マニュアル」（平成 30 年 4 月改訂、山梨県森林環境部大気水質保全課）

注 1) 一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものとは、低騒音型・低振動型建設機械であつて平成 9 年 9 月 22 日付け環境庁告示第 54 号等で公示された型式の機種

注 2) 当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。（令第 2 条）

表 3.3.9-9 特定建設作業に係る規制基準

規制種別	区域の区分	規制基準
音量の基準	別表第1号区域 別表第2号区域	特定建設作業の場所の敷地境界線で85デシベル以下
作業時刻に関する基準	別表第1号区域	午後7時から翌日の午前7時までの間の作業により発生しないこと
	別表第2号区域	午後10時から翌日の午前6時までの間の作業により発生しないこと
1日当たり作業時間に関する基準	別表第1号区域	10時間を超えて行わないこと（開始日に終了する場合を除く。）
	別表第2号区域	14時間を超えて行わないこと（開始日に終了する場合を除く。）
作業期間に関する基準	別表第1号区域 別表第2号区域	連続して6日を超えないこと
日曜休日に関する基準	別表第1号区域 別表第2号区域	日曜その他の休日に行わないこと
勧告・命令の内容	別表第1号区域	付表に記載
	別表第2号区域	付表に記載

資料：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日、厚生省・建設省告示第1号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の一部改正について」（昭和63年12月16日、環大特第140号）

「騒音・振動・悪臭規制マニュアル」（平成30年4月改訂、山梨県森林環境部大気水質保全課）

注1) 災害その他の非常事態、人の生命、身体の危険防止、その他道路交通法など他法令で条件許可された場合には、規制に例外措置がある。

注2) 勧告・命令は、特定建設作業の騒音が音量基準値を超えている場合、騒音の防止措置のみならず、作業時間の短縮を命ずることができる。内容は付表に示すとおりである。

付表 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月、厚生省・建設省告示第1号）に規定する勧告に係る基準とこれに適合しない場合に行われる改善勧告との対応事例一覧表

	改善勧告の内容	
	騒音防止の方法の改善勧告	作業時間の変更勧告
第1号に適合しない場合 (騒音の大きさ)	1 くい打機, くい抜機, くい打くい抜機を使用する作業 機械に遮音板, 消音装置(エンジンマフラー)等を取りつけること。 2 さく岩機を使用する作業 作業場所に遮音塀を設置すること。 3 空気圧縮機を使用する作業 機械に遮音板をつける, 機械を上屋で囲う, 機械の設置位置をかえること。 4 コンクリートプラント, アスファルトプラントを設けて行う作業 機械の設置位置をかえること。(原則として設置前のみ) 5 1~4の作業 注油等機械の点検整備をすること。	1日の作業時間を10時間または14時間未満4時間以上の間において短縮すること。
第2号に適合しない場合 (夜間作業)	第1号に適合しない場合と同様の改善勧告が考えられるが, 更に夜間にわたる作業を休止することが実際的に不可能であってその作業期間が長期にわたる場合には, 例えば空気圧縮機を使用する場合には空気圧縮機をコンクリートブロックで囲うことを勧告するなど, 受忍できる程度まで騒音を軽減する措置を講ずること。	夜間にわたる部分の作業を休止すること。
第3号に適合しない場合 (1日の作業時間)	第1号に適合しない場合と同様の改善勧告が考えられる。	10時間または14時間をこえる部分の作業を休止すること。
第4号に適合しない場合 (作業期間)	第2号に適合しない場合と同様の改善勧告が考えられる。	作業時間の中間に休止日(日曜日その他の休日を含む。)を設けること。
第5号に適合しない場合 (日曜日その他の休日作業)	第1号に適合しない場合と同様の改善勧告が考えられる。	作業日を日曜日その他の休日以外の日に変更すること。

注3) 区域の区分

別表第1号区域	①特定施設の規制基準で定める第1種, 第2種, 第3種区域 ②第4種区域のうち学校, 保育所, 病院, 診療所, 図書館, 特別養護老人ホーム, 幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
別表第2号区域	規制地域のうち第1号区域以外の区域

上表(区域の区分)は, 県内町村の指定地域に適用する。

(平成24年4月からは, 市の区域については, 各市で区分を定めている)

資料:「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一号の規定による区域の指定」(昭和52年2月17日、山梨県告示第67号)

② 自動車騒音の要請限度

騒音規制法に基づき、道路交通騒音の限度が定められている。要請限度は表 3.3.9-10 に示すとおりである。なお、調査地域は指定区域外である。

表 3.3.9-10 自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~翌 6:00)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

資料：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」  
(平成 12 年、総理府令第 15 号)

「騒音・振動・悪臭規制マニュアル」(平成 30 年 4 月改訂、山梨県森林環境部大気水質保全課)

注 1) 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

上表に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域(2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m の範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず次のとおり。

昼間 75 デシベル	夜間 70 デシベル
------------	------------

※幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに都市計画法施行規則に基づく自動車専用道路

注 2) 区域の区分

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令備考に基づく知事が定める区域の区分

- ・ a 区域：区域区分が第 1 種区域である地域、区域区分が第 2 種区域である地域のうち、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項の規定により、第 1 種中高層住居専用地域又は第 2 種中高層住居専用地域として定められた地域
- ・ b 区域：区域区分が第 2 種区域である地域(a 区域である地域を除く。)
- ・ c 区域：区域区分が第 3 種区域又は第 4 種区域である地域

※第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域とは、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準(昭和 52 年山梨県告示 66 号)に定める第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域をいう。

上記の区域の区分は、県内町村の指定地域に適用する。

(平成 24 年 4 月からは、市の区域については各市で区分を定めている)

3) 山梨県生活環境の保全に関する条例

「山梨県生活環境の保全に関する条例」(昭和50年7月12日・山梨県条例第12号)に基づき、指定工場等に係る騒音の規制基準及び特定建設作業に係る規制基準が定められている。対象事業は送電線路の設置であるため、指定工場等に係る騒音の規制基準については、適用されない。特定建設作業は表3.3.9-11に、特定建設作業に係る規制基準は表3.3.9-12に示すとおりである。

表3.3.9-11 特定建設作業

特定建設作業	規模要件等
1 くい打機を使用する作業	アースオーガと併用する作業に限る
2 パワーショベルを使用する作業	最高出力100馬力以上のディーゼルエンジンを使用するもの
3 バックホウを使用する作業	原動機の定格出力が80kW未満のものに限る
4 コンクリートカッターを使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る

資料：「山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則」(昭和51年3月16日・山梨県規則第9号)

「騒音・振動・悪臭規制マニュアル」(平成30年4月改訂，山梨県森林環境部大気水質保全課)

注) この表に掲げる作業が騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域外で作業されるものである場合にあっては、この表は適用しない。

表3.3.9-12 特定建設作業に係る規制基準

規制項目	区域の区分	くい打機	パワーショベル	バックホウ	コンクリートカッター
音量の基準	別表第1号区域 別表第2号区域	85dB以下	75dB以下		
作業時刻に関する基準	別表第1号区域	午後7時から翌日の午前7時までの間の作業により発生しないこと			
	別表第2号区域	午後10時から翌日の午前6時までの間の作業により発生しないこと			
1日当たり作業時間に関する基準	別表第1号区域	10時間以内(開始日に終了する場合を除く)			
	別表第2号区域	14時間以内(開始日に終了する場合を除く)			
作業期間に関する基準	別表第1号区域	連続6日を超えないこと			
	別表第2号区域				
日曜休日に 関する基準	別表第1号区域 別表第2号区域	日曜その他の休日に行わないこと			
勧告・命令の内容	別表第1号区域	作業時間を10時間未満4時間以上に短縮させることができる			
	別表第2号区域	作業時間を14時間未満4時間以上に短縮させることができる			

資料：「山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則」(昭和51年3月16日・山梨県規則第9号)

「騒音・振動・悪臭規制マニュアル」(平成30年4月改訂，山梨県森林環境部大気水質保全課)

注) 基準を超える大きさの騒音を発生する特定建設作業について、条例第四十一条第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令を行うに当たり、1日当たりの作業時間に関する基準の規定にかかわらず、1日における作業時間を1日当たりの作業時間に関する基準に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを妨げるものではない。

付表

一 別表第1号区域	騒音規制法第三条第一項の規定により知事(市の区域内の地域については、市長。以下この号及び次号において同じ。)が指定する地域のうち、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年厚生省、建設省告示第1号)別表の第1号の規定により知事が指定した区域
二 別表第2号区域	騒音規制法第3条第1項の規定により知事が指定した地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域

(4) 振 動

1) 規制基準

① 特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動

振動規制法に基づき、特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について、規制基準が定められている。対象事業は送電線路の設置であるため、特定工場等において発生する振動の規制基準については、適用されない。特定建設作業は表 3.3.9-13 に、特定建設作業に係る規制基準は表 3.3.9-14 に示すとおりである。

表 3.3.9-13 特定建設作業

特定建設作業	規模要件等
1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	-
2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	-
3 舗装版破壊機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。
4 ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業	舗装版破壊機と同様に 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。

資料：「振動規制法施行令」（昭和 51 年、政令第 280 号）

「騒音・振動・悪臭規制マニュアル」（平成 30 年 4 月改訂、山梨県森林環境部大気水質保全課）

表 3.3.9-14 特定建設作業に係る規制基準

規制種別	区域の区分	規制基準
振動の基準	付表第 1 号区域 付表第 2 号区域	特定建設作業の場所の敷地境界線で 75 デシベル以下
作業時刻に関する基準	付表第 1 号区域	午後 7 時から翌日の午前 7 時までの間の作業により発生しないこと
	付表第 2 号区域	午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間の作業により発生しないこと
1 日当たり作業時間に関する基準	付表第 1 号区域	10 時間を超えて行わないこと（開始日に終了する場合を除く。）
	付表第 2 号区域	14 時間を超えて行わないこと（開始日に終了する場合を除く。）
作業期間に関する基準	付表第 1 号区域	連続して 6 日を超えないこと
	付表第 2 号区域	
日曜休日に関する基準	付表第 1 号区域	日曜その他の休日に行わないこと
	付表第 2 号区域	

資料：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年、総理府令第 58 号）

「騒音・振動・悪臭規制マニュアル」（平成 30 年 4 月改訂、山梨県森林環境部大気水質保全課）

注 1) 災害その他の非常事態、人の生命、身体の危険防止、その他道路交通法など他法令で条件許可された場合には、規制に例外措置がある。

注 2) 区域の区分

付表第 1 号区域	①規制図面中、緑色又は黄色に色分けした区域 ②規制図面中、赤色に色分けした区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80 メートル以内の区域
付表第 2 号区域	規制地域のうち第 1 号区域以外の区域

上表（区域の区分）は、県内町村の指定地域に適用する。

（平成 24 年 4 月からは、市の区域については、各市で区分を定めている）

資料：「振動規制法施行規則別表第一付表第一号の規定による区域の指定」（昭和 54 年 3 月 14 日、山梨県告示第 101 号）

② 道路交通振動の要請限度

振動規制法に基づき、道路交通振動の限度が定められている。要請限度は表 3.3.9-15 に示すとおりである。なお、調査地域は指定区域外である。

表 3.3.9-15 道路交通振動の要請限度

区域の区分	昼 間	夜 間
第 1 種区域	65 dB	60 dB
第 2 種区域	70 dB	65 dB

資料：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年、総理府令第 58 号）

「振動規制法施行規則別表第二備考 1 に基づく知事が定める区域の区分及び同備考 2 に基づく知事が定める時間の区分」（昭和 54 年 3 月 14 日、山梨県告示第 102 号）

注 1) 区域の区分

第 1 種区域：良好な住環境を保全するため特に静穏の保持を必要とする区域、及び住居の用に供されているため静穏の保持を必要とする区域（図面の色分け：緑色）

第 2 種区域：住居及び商業、工業等の用に供されている区域であって著しい振動の発生を防止する必要がある区域（図面の色分け：黄色又は赤色）

※ただし、区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50 メートルの区域内における当該基準は、上記の表に掲げる当該地から 5 デシベルを減じた値とする。

上記は、県内町村の指定地域にのみ適応される。

注 2) 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

注 3) 振動レベルは、5 秒間隔 100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80%レンジの上端値とする。

(5) 水 質

1) 環境基準

環境基本法第 16 条の規定に基づき、水質の汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準が定められている。また、ダイオキシンについては、ダイオキシン類対策特別措置法第 7 条の規定に基づき、ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る環境上の条件につき、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準が定められている。このうち、全公共用水域について一律に定められている人の健康の保護に関する環境基準は、表 3.3.9-16 に示すとおりである。生活環境の保全に関する環境基準（河川）は、表 3.3.9-17(1)～(2)に示すとおりであり、水域ごとに利用目的等に応じてそれぞれ類型が指定され、各類型に応じた環境基準の適用を受ける。対象事業実施区域近傍の富士川の類型指定は A 類型である。また、ダイオキシン類の環境基準を表 3.3.9-18 に示す。

表 3.3.9-16 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

資料：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号）

注 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2) 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

表 3.3.9-17(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及びA 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級及びC以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及びD 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水 2 級 農業用水及びEの欄 に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	-

資料：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号）

注 1) 基準値は、日間平均値とする。

注 2) 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

表 3.3.9-17(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物 特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物 特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

資料：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号）

注) 基準値は、年間平均値とする。

表 3.3.9-18 ダイオキシン類に係る環境基準（水質（水底の底質を除く））

物質	基準値
ダイオキシン類	1 pg-TEQ/L 以下

資料：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日、環境庁告示第68号）

注1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注2) 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

2) 排水基準

「水質汚濁防止法」に基づく排水基準により規定される物質は大きく2つに分類されており、一つは人の健康に係わる被害を生ずるおそれのある物質（有害物質）を含む排水に係る項目、もう一つは水の汚染状態を示す項目（生活環境項目）である。水質汚濁防止法で規定する特定施設を設置しないため、排水基準は適用されない。

3) 山梨県生活環境の保全に関する条例

「山梨県生活環境の保全に関する条例」（昭和50年7月、山梨県条例第12号）に基づき、汚水に係る規制基準が定められている。山梨県生活環境の保全に関する条例で規定する特定施設を設置しないため、排水基準は適用されない。

(6) 底質

1) 環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法第7条の規定に基づき、ダイオキシン類による水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準が定められている。ダイオキシン類に係る環境基準は表3.3.9-19に示すとおりである。

表 3.3.9-19 ダイオキシン類に係る環境基準（水底の底質）

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	150pg-TEQ/g 以下

資料：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日、環境庁告示第68号）

注1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

(7) 地下水

1) 環境基準

環境基本法第16条の規定に基づき、地下水の水質汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準が定められている。地下水水質について人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準は表3.3.9-20に示すとおりである。

表 3.3.9-20 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル, 塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

資料：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日・環境庁告示第10号）

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(8) 土 壤

1) 環境基準

環境基本法第 16 条の規定に基づき、土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準が定められている。また、ダイオキシンについては、ダイオキシン類対策特別措置法第 7 条の規定に基づき、ダイオキシン類による土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準が定められている。土壌汚染に係る環境基準は表 3.3.9-21 に、ダイオキシン類に係る環境基準は表 3.3.9-22 に示すとおりである。

表 3.3.9-21 土壌汚染に係る環境基準

項 目	基準値
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン （別名塩化ビニル、塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

資料：「土壌環境基準」（平成 3 年 8 月 23 日、環境庁告示第 46 号）

注 1) 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 2) 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

表 3.3.9-22 ダイオキシン類に係る環境基準（土壌の汚染）

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	1,000 pg-TEQ/g 以下

資料：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日、環境庁告示第68号）

- 注1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 注2) 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 注3) 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合、簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

2) 規制基準

「土壌汚染対策法」は、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的として、土壌の特定有害物質による汚染の状況について調査を行い、汚染状況の把握を行う。土壌汚染対策法に基づく特定有害物質は、表3.3.9-23に示すとおりであり、土壌汚染が確認された場合、表3.3.9-24に示す2種類の区域指定が行われる。南部町においては、土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域はない。

「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」は、農用地の土壌の特定有害物質による汚染の防止等を図り、国民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的として、制定された。都道府県知事は、農用地が特定有害物質により汚染されたと認めた場合、農用地土壌汚染対策地域に指定し、農用地土壌汚染対策計画を定める。農用地の土壌汚染防止等に関する法律に基づく特定有害物質、農用地土壌汚染対策地域の指定要件は表3.3.9-25に示すとおりである。南部町においては、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づく農用地土壌汚染対策地域はない。

表 3.3.9-23 土壤汚染対策法に基づく特定有害物質と基準

特定有害物質の種類	土壤溶出基準	土壤含有基準	
第1種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下	-
	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	-
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	-
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	-
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	-
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	-
	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	-
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	-
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	-
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	-
	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	-
	ベンゼン	0.01mg/L 以下	-
第2種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
	六価クロム化合物	0.05mg/L 以下	250mg/kg 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50mg/kg 以下 (遊離シアンとして)
	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	15mg/kg 以下
	うちアルキル水銀	検出されないこと	
	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
	砒素及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	4000mg/kg 以下
	ほう素及びその化合物	1mg/L 以下	4000mg/kg 以下
第3種特定有害物質 (農薬等)	シマジン	0.003mg/L 以下	-
	チウラム	0.006mg/L 以下	-
	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	-
	PCB	検出されないこと	-
	有機りん化合物	検出されないこと	-

資料：「土壤汚染対策法」(平成14年、法律第53号)

表 3.3.9-24 土壤汚染対策法に基づく区域指定

区域の種類	指定要件
要措置区域	健康被害が生じるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な地域
形質変更時要届出区域	健康被害が生じるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な地域

資料：「土壤汚染対策法」(平成14年、法律第53号)

注) 「人の健康被害が生じるおそれ」とは、土壤溶出量基準(土壤から有害物質が溶け出した地下水を摂取した場合のリスクを評価した基準)に適合しない場合は、汚染のある土地の周囲に地下水の飲用利用がある場合をいい、土壤含有量基準(有害物質が含まれる土壤を直接摂取した場合のリスクを評価した基準)に適合しない場合は、立入禁止や飛散防止のための措置が行われていない場合をいう。

表 3.3.9-25 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づく特定有害物質と  
農用地土壌汚染対策地域の指定要件

特定有害物質の種類	農用地土壌汚染対策地域の指定要件
カドミウム及びその化合物	<p>地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米 1kg につき 0.4mg を超えると認められる地域</p> <p>上記の近傍の地域のうち次に掲げる要件に該当する地域であつて、その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量及び同号の地域との距離その他の立地条件からみて、当該農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米 1kg につき 0.4mg を超えるおそれが著しいと認められるものであること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 域内の農用地の土壌に含まれるカドミウムの量が前号の地域内の農用地の土壌に含まれるカドミウムの量と同程度以上である</li> <li>・ 地域内の農用地の土性が前号の地域内の農用地の土性とおおむね同一である</li> </ul>
銅及びその化合物	<p>地域内の農用地(田に限る。)の土壌に含まれる銅の量が土壌 1kg につき 125mg 以上であると認められる地域</p>
砒素及びその化合物	<p>地域内の農用地(田に限る。以下この号において同じ。)の土壌に含まれる砒素の量が土壌 1kg につき 15mg (その地域の自然的条件に特別の事情があり、この値によることが当該地域内の農用地における農作物の生育の阻害を防止するため適当でない)と認められる場合には、都道府県知事が土壌 1kg につき 10mg 以上 20mg 以下の範囲内で定める別の値) 以上であると認められる地域</p>

資料：「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」(昭和 45 年、法律第 139 号)

(9) 景 観

1) 山梨県景観条例

山梨県は、「山梨県景観条例」(平成2年10月20日・山梨県条例第24号)に基づき、景観形成基本方針等を策定し、景観形成地域を指定することができる。現在、山梨県景観条例に基づく景観形成地域の指定はない。また、山梨県景観条例では、大規模行為景観形成基準が定められており、大規模行為をするにあたり届出を必要とする。届出が必要となる行為は表3.3.9-26に、大規模行為景観形成基準は表3.3.9-27に示すとおりである。

表 3.3.9-26 届出を必要とする行為

行 為		届出の対象
建築物	新築, 増改築(床面積が10㎡を超えるもの), 移転, 外観の様式替え又は色彩の変更(当該行為に係る部分の面積が10㎡を超えるもの)	①都市計画法に規定する商業地域 ・高さ31m又は建築面積2,000㎡を超えるもの
		②都市計画法に規定する用途地域のうち商業地域を除く地域 ・高さ20m又は建築面積1,500㎡を超えるもの
		③上記①又は②以外の地域 ・高さ15m又は建築面積1,000㎡を超えるもの
工作物	新築, 増改築, 移転, 外観の様式替え又は色彩の変更	①煙突, 記念塔, 装飾等, 高架水槽, 彫像の類 ・高さ15mを超えるもの
		②垣, さく, 塀の類 ・高さ3mを超えるもの
		③遊戯施設, 製造プラント, 貯蔵施設, 処理施設の類 ・高さ15m又は築造面積1,000㎡を超えるもの
		④電柱, 送電鉄塔, アンテナの類 ・高さ20mを超えるもの
90日を超える屋外における物品の集積又は貯蔵		・物品の高さ5m又はその用に供されている土地の面積1,000㎡を超えるもの

資料:「山梨県景観条例施行規則」(平成2年10月20日・山梨県規則第41号)

表 3.3.9-27 大規模行為景観形成基準

行 為	事 項	基 準	
大規模建築物・ 工作物の新築， 改築，増築若し くは移転又は模 様替え若しくは 色彩の変更	位置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路境界線及び隣地境界線からは，できるだけ後退すること。</li> <li>2 周辺及び敷地内の建築物等との調和に配慮した配置とすること。</li> <li>3 既存の樹木がある場合には，これをできるだけ修景に生かすように配慮すること。</li> </ol>	
	外観	形態 意匠	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 周辺に与える威圧感，圧迫感及び突出感の軽減に努めるなど，周辺の景観との調和に配慮すること。</li> <li>2 壁面等の意匠のつりあいに配慮し，全体としてまとまりのある意匠とすること。</li> <li>3 外壁又は屋外に設ける設備は，露出しないようにし，大規模建築物等の本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。</li> <li>4 屋外階段，ベランダ等大規模建築物等の本体と一体をなすものを設ける場合には，大規模建築物等の本体との調和に配慮すること。</li> </ol>
		色彩	けげげしい色彩とせず，できるだけ落ち着いた色彩を基調とし，周辺の景観との調和に配慮すること。
		材料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 周辺の景観との調和に配慮した材料を使用すること。</li> <li>2 地域特有の材料や天然の材料をできるだけ活用すること。</li> <li>3 耐久性及び耐候性に優れた材料の使用に努めること。</li> </ol>
	緑化	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 敷地内においては緑化に努めること。</li> <li>2 地域の特性にあった樹木の植栽に努めること。</li> <li>3 大規模建築物等が周辺に与える威圧感，圧迫感及び突出感を和らげるように樹木の高さ及びその配置に配慮すること。</li> </ol>	
	その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 優れた景観を有する山岳等の近傍にあっては，これらの稜線を乱さないように位置及び高さについて配慮すること。</li> <li>2 神社，寺院，遺跡等の歴史的資産の近傍にあっては，これらに違和感を与えることのないように位置，形態，意匠，色彩及び材料について配慮すること。</li> <li>3 優れた景観を有する山岳等又は貴重な歴史的建造物の近傍にあっては，勾配のある屋根を設けるように配慮すること。</li> <li>4 都市施設の集積する商業地域において，道路境界線から後退することにより生じた空地は，道路と一体となった開放的な空地とするように努めること。</li> </ol>	
屋外における物 品の集積又は貯 蔵	集積又は貯蔵の 方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 集積又は貯蔵を始める位置は，道路等の公衆の通行し，又は集合する場所に接する敷地境界線からできるだけ離れた位置とすること。</li> <li>2 積み上げにあたっては，できるだけ低いものとし，整然とした集積又は貯蔵とすること。</li> </ol>	
	遮へい	敷地の周囲の植栽を行うなど，道路等の公衆の通行し，又は集合する場所からの遮へいに配慮すること。	

資料：「山梨県景観条例施行規則」（平成2年10月20日，山梨県規則第41号）  
「大規模行為届出制度」（山梨県ウェブサイト）

## 2) 市町村景観計画

景観計画は、景観法に基づく法定計画であり、景観行政団体となった市町村が景観行政を進めていくための基本となる計画である。景観計画では各市町村の独自性が発揮できるように、それぞれの裁量で景観に関する規制・誘導内容が取捨選択できるようになっており、創意工夫による個性あふれるまちづくりを推進することができる。

「第2次南部町総合計画（平成27年度～平成36年度）～水と緑が溢れるふれあい豊かなまちづくり～」(平成27年、山梨県南部町)によると、南部町では景観計画策定等に現在取り組んでいる状況である。

(10) 自然関連法令等

1) 防災上の地域指定の状況

① 土砂災害警戒区域の指定状況

「土砂災害・洪水ハザードマップ」(令和2年、山梨県南部町)による土砂災害警戒区域は、図3.3.9-1に示すとおりである。調査地域には土砂災害警戒区域として17件の指定がある。

② 砂防指定地の指定状況

「峡南建設事務所管内 砂防指定地 一覧表」(山梨県ウェブサイト)によると、調査地域は砂防指定地に指定されていない。

③ 地すべり防止区域の指定状況

「南部町地域防災計画」(平成31年3月改訂、南部町防災会議)によると、調査地域は地すべり防止区域に指定されていない。

2) 自然関連法令等による指定状況

① 「自然環境保全法」等による指定状況

「自然環境保全地域」(環境省ウェブサイト)によると、調査地域は自然環境保全地域に指定されていない。

② 「自然公園法」による指定状況

「山梨県の自然公園」(山梨県ウェブサイト)によると、調査地域は自然公園に指定されていない。

③ 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」による指定状況

「山梨県鳥獣保護区等位置図 令和2年度」(山梨県森林環境部みどり自然課)によると、調査地域は鳥獣保護区に指定されていない。

④ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」による指定状況

「生息地等保護区一覧」(環境省ウェブサイト)によると、調査地域は生息地等保護区に指定されていない。

⑤ 「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」による指定状況

「ラムサール条約と条約湿地」(環境省ウェブサイト)によると、調査地域は条約湿地に指定されていない。

3) その他

① 「森林法」に基づく保安林等

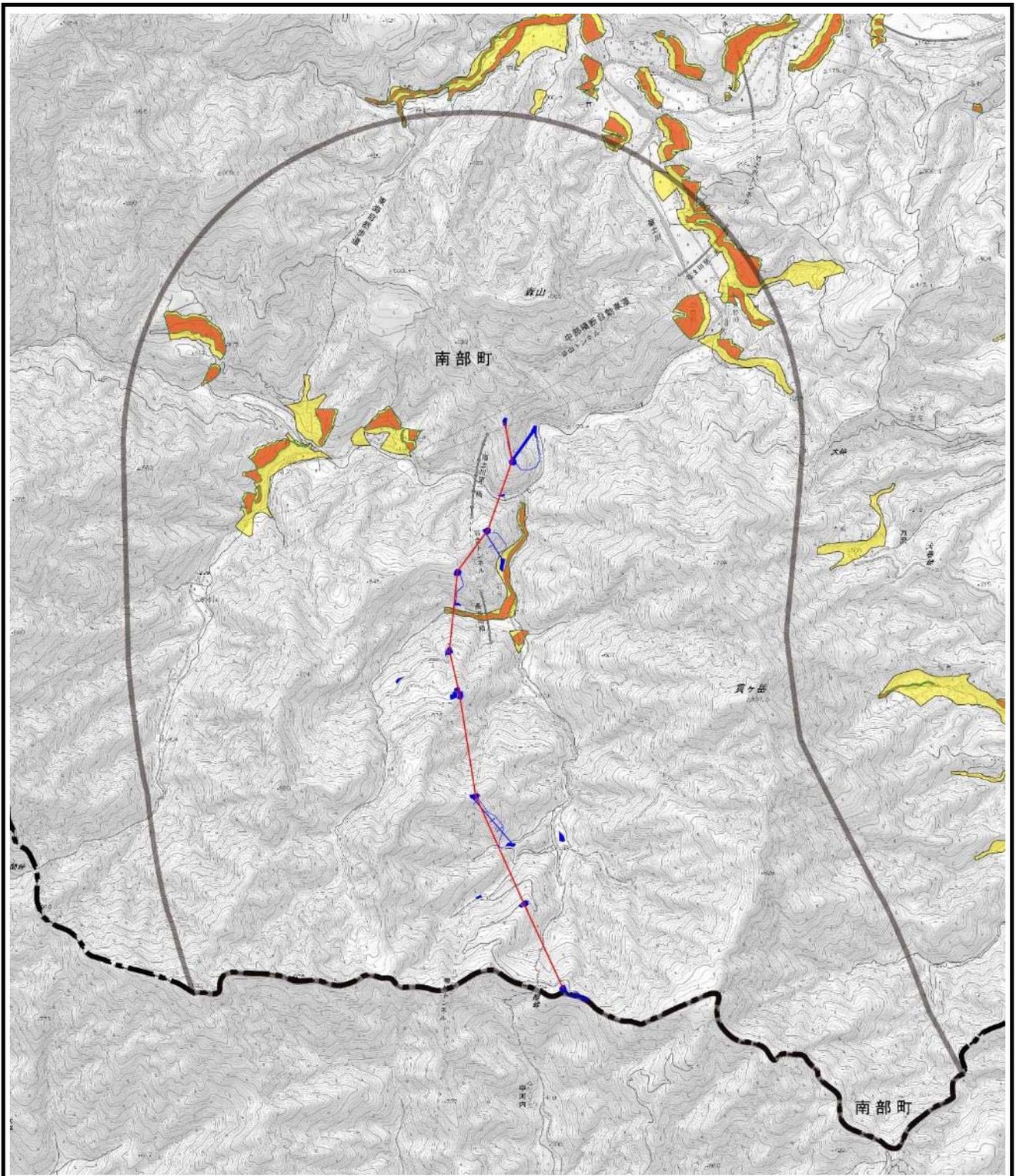
「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」(国土交通省ウェブサイト)による保安林は図3.3.9-2に、地域森林計画の対象となっている私有林は図3.3.9-3に示すとおりである。調査地域のほとんどは地域森林計画対象私有林で占められ、一部に保安林が指定されている。なお、調査地域に国有林は指定されていない。

② 「都市計画法」に基づく風致地区

「風致地区条例」(山梨県ウェブサイト)によると、調査地域は風致地区に指定されていない。

③ 「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区

「都市緑化データベース」(国土交通省都市局公園緑地・景観課ウェブサイト)によると、調査地域は特別緑地保全地区に指定されていない。



【凡 例】

-  : 東清水線
-  : 工事用地
-  : 調査地域
-  : 県境

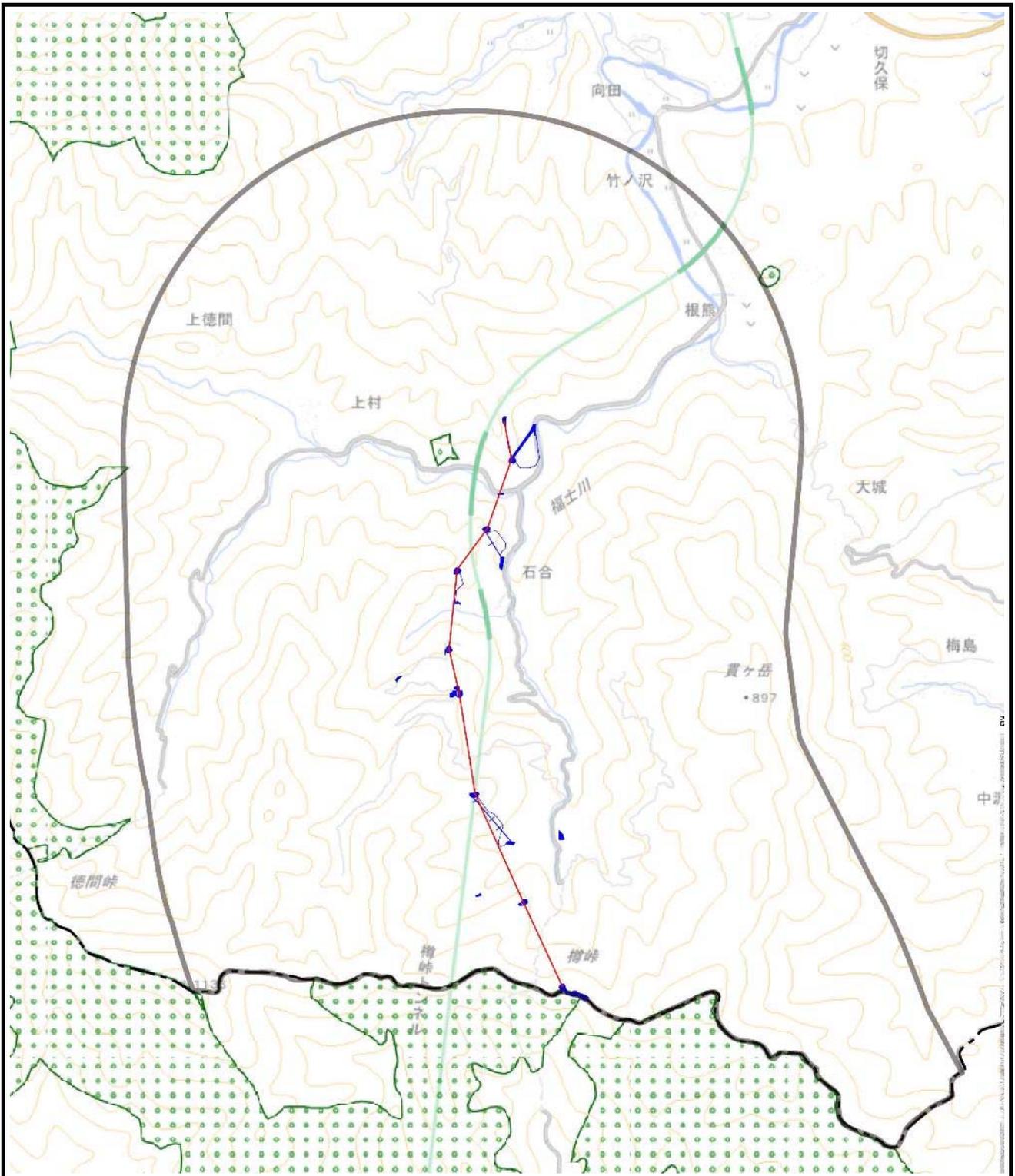
-  : 土砂災害特別警戒区域
-  : 土砂災害警戒区域



1 : 40,000

図 3.3.9-1 土砂災害警戒区域

「土砂災害ハザードマップ」(平成 25 年、山梨県南部町)を基に作成



【凡 例】

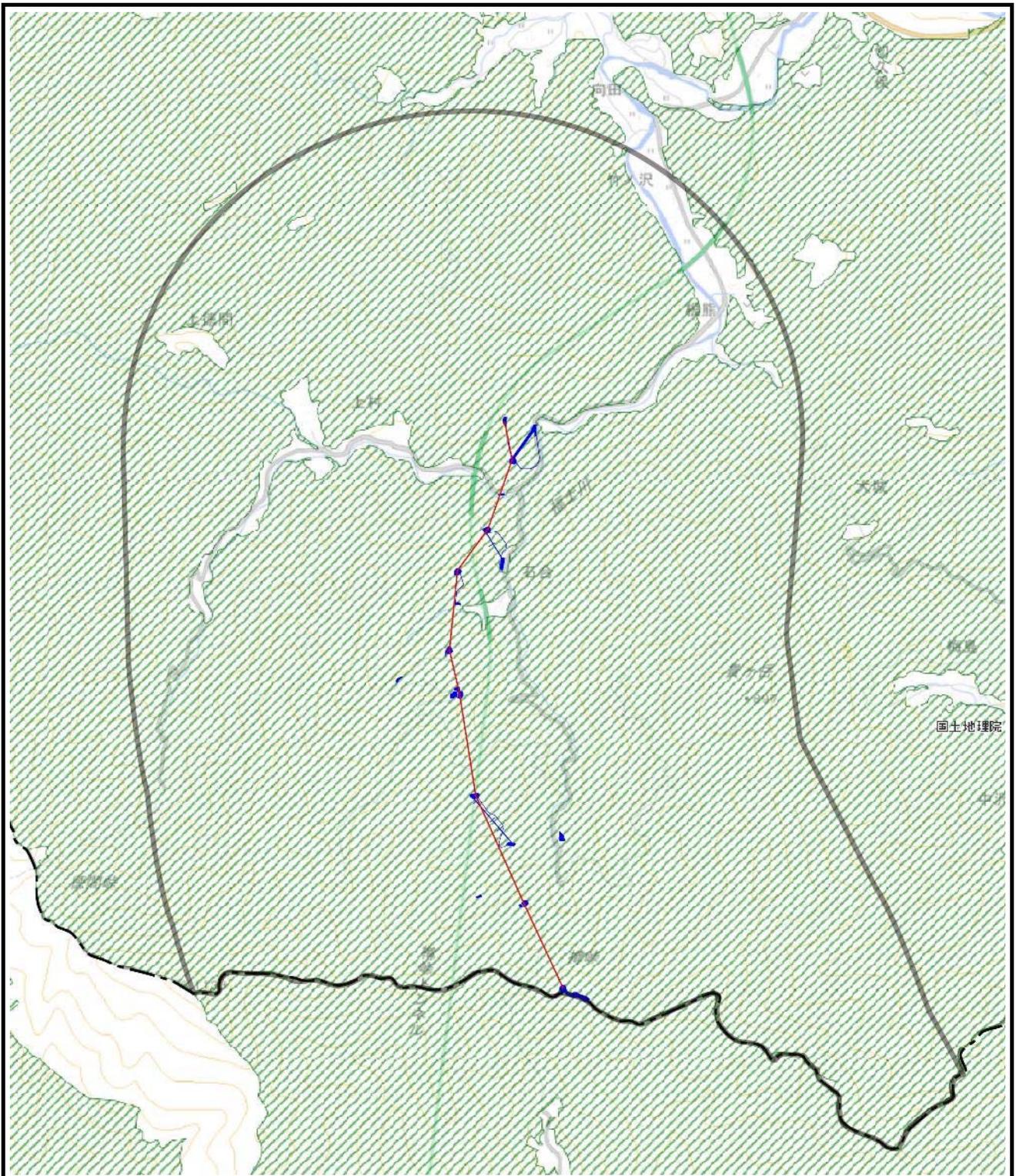
- : 東清水線
  - : 工事用地
  - : 調査地域
  - : 県境
- : 保安林



1 : 40,000

図 3.3.9-2 保安林

「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」(国土交通省ウェブサイト)により作成



【凡 例】

- : 東清水線
- : 工事用地
- : 調査地域
- : 県境

: 地域森林計画対象民有林



0      500m      1km      2km

1 : 40,000

図 3.3.9-3 地域森林計画対象民有林  
「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」(国土交通省ウェブサイト)により作成

3.3.10 その他の事項

(1) 第2次山梨県環境基本計画

本計画は「山梨県環境基本条例」(平成16年3月30日、山梨県条例第2号)に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の方向等を明らかにするとともに、施策を総合的、計画的に推進するために策定されたものである。2023年度を目標年次とし、計画の環境指標(数値目標)等については、おおむね5年を目途に見直しを行っている。本計画における基本目標、将来像、施策の展開については表3.3.10-1に、本計画の位置付けについては図3.3.10-1に示すとおりである。

表 3.3.10-1 第2次山梨県環境基本計画の基本目標・将来像・施策の展開

基本目標	目指すべき将来像	環境の保全と創造のための施策の展開
県民の環(わ)で守り、創り、未来へ繋げる豊かな環境	「物質循環」:環境負荷の少ない循環型の地域社会 「生活環境」:安全・安心で快適な生活環境 「自然環境」:生物多様性に富んだ自然共生社会 「地球環境」:地球環境の保全に貢献する地域社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり</li> <li>・安全・安心で快適な生活環境づくり</li> <li>・生物多様性に富んだ自然共生社会づくり</li> <li>・地球環境の保全に貢献する地域社会づくり</li> <li>・持続可能な社会の構築に向けた地域づくり・人づくり</li> <li>・環境の保全と創造のための基盤づくり</li> </ul>

資料:「第2次山梨県環境基本計画」(平成26年3月、山梨県)

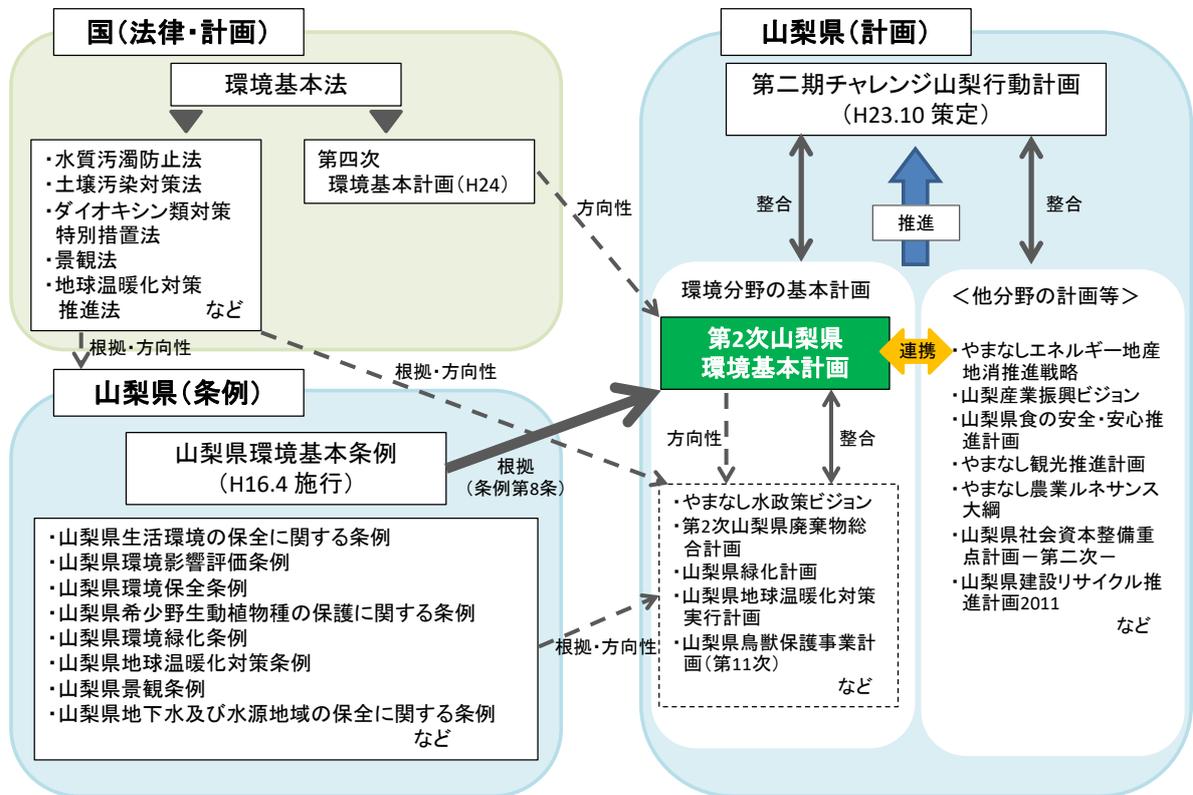


図 3.3.10-1 第2次山梨県環境基本計画の位置づけ

資料:「第2次山梨県環境基本計画」(平成26年3月、山梨県)

(2) 山梨県地球温暖化対策実行計画

本計画は温室効果ガスの排出の抑制等を総合的かつ計画的に進めるために、山梨県としての温室効果ガス削減目標を定めるとともに、県民・事業者・行政等がそれぞれの役割に応じ、連携を図りながら取り組みを行い、地球温暖化を防止することを目的としている。計画の期間は、2017年度から2030年度までの14年間とし、基準年度を2013年度としている。対象地域は山梨県全域であり、対象とする温室効果ガスは、表3.3.10-2に示す7種類である。本計画の目標は、表3.3.10-3に示すとおりである。

表 3.3.10-2 対象とする温室効果ガス

温室効果ガス		主な発生源	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )		エネルギー起源のもの 燃料の燃焼により発生。灯油やガス等の直接消費はもとより、化石燃料により得られた電気等を含む場合には、それらの消費も間接的な排出につながる。 非エネルギー起源のもの 廃油や廃プラスチック等の廃棄物の焼却処理や、工業過程における石灰石の消費等において発生。	1
メタン (CH <sub>4</sub> )		水田や廃棄物最終処分場における有機物の嫌気性発酵等において発生。	25
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)		一部の化学製品原料製造の過程、農用地の土壌や家畜排せつ物の管理等において発生。	298
代替フロン	ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	エアコンの冷媒、断熱材等の発泡剤等に使用。	1,430 など
	パーフルオロカーボン (PFCs)	半導体の製造工程等において使用。	7,390 など
	六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	マグネシウム溶解時におけるカバーガス、半導体等の製造工程や電気絶縁ガス等に使用。	22,800
	三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	半導体の製造工程等において使用。	17,200

資料：「山梨県地球温暖化対策実行計画」（平成29年3月、山梨県）

注）地球温暖化係数：温室効果ガスの温室効果をもたらす程度を、二酸化炭素の温室効果を1とした比で表したものの。

表 3.3.10-3 計画の目標（温室効果ガス削減目標）

短期目標	中期目標	長期ビジョン
2020年度 基準年度比 18%削減	計画目標年度 2030年度 2050年「CO <sub>2</sub> ゼロやまなし」の実現に向けて達成すべき目標値 基準年度比 26%削減	2050年 クリーンエネルギーの導入促進、省エネルギー対策、森林整備による吸収などにより、県内の二酸化炭素排出量をゼロとする「CO <sub>2</sub> ゼロやまなし」の実現を目指す。

資料：「山梨県地球温暖化対策実行計画」（平成29年3月、山梨県）

(3) やまなしエネルギービジョン

本ビジョンは、エネルギー需給に関する課題を解決することにより、山梨県が直面している人口減少問題、景気の低迷や社会経済情勢などの影響による事業所数の減少等の課題にも対応するため、2030年を目途に山梨県のエネルギー政策の方向性や目標を示すために策定されている。本ビジョンが対象とするエネルギー及び技術は表3.3.10-4に示すとおりである。

表3.3.10-4 やまなしエネルギービジョンが対象とするエネルギー及び技術

エネルギー及び技術
○再生可能エネルギー 太陽光、水力、小水力、バイオマス、太陽熱、地中熱、空気熱、風力、地熱
○低炭素型エネルギー 天然ガス、LPガス
○水素エネルギー
○エネルギー高度利用技術 コージェネレーション、定置用燃料電池、蓄電技術、ヒートポンプ、次世代自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車等）

資料：「やまなしエネルギービジョン」（平成28年3月、山梨県）